

第八十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

竹内 潔君

斎藤 十朗君

遠藤 政夫君

沓脱タケ子君

四月十八日

辞任

浜本 万三君

補欠選任

植木 光教君

中山 太郎君

長谷川 信君

市川 正一君

補欠選任

安恒 良一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

楠 正俊君

大谷藤之助君

福岡日出麿君

対馬 孝且君

安武 洋子君

岩崎 純三君

下条進一郎君

中村 啓一君

真鍋 賢二君

大塚 喬君

小柳 勇君

森下 昭司君

安恒 良一君

馬場 富君

峯山 昭範君

藤井 恒男君

柿沢 弘治君

政府委員

公正取引委員会

委員長

公正取引委員会

事務局経済部長

公正取引委員会

事務局取引部長

外務省アジア局

次長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省通商

政策局長

通商産業省通商

政策局長

通商産業省貿易

局長

通商産業省基礎

産業局長

通商産業省機械

情報産業局長

通商産業省生活

産業局長

資源エネルギー

庁長官

資源エネルギー

庁石油部長

中小企業庁長官

河本 敏夫君

宮澤 喜一君

橋口 收君

妹尾 明君

長谷川 古君

三宅 和助君

平井 卓志君

宮本 四郎君

島田 春樹君

山口 和男君

矢野俊比古君

花岡 宗助君

西山敬次郎君

濃野 滋君

天谷 直弘君

森山 信吾君

藤原 一郎君

橋本 利一君

古田 徳昌君

岸田 文武君

事務局側

常任委員会専門

町田 正利君

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(日中間の貿易問題に関する件)

(石油の輸入問題に関する件)

(国際収支の黒字減らし対策に関する件)

(円高による為替差益還元問題に関する件)

(電力会社の設備投資に関する件)

(不況に伴う諸問題に関する件)

(中小企業者等の健康管理に関する件)

(ナフサ問題に関する件)

(チソソ株式会社経営問題に関する件)

○特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月十四日、沓脱タケ子君、竹内潔君、斎藤十郎君及び遠藤政夫君が委員を辞任され、その補欠として市川正一君、植木光教君、中山太郎君及び長谷川信君が委員に選任されました。

また本日、浜本万三君が委員を辞任され、その補欠として安恒良一君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚喬君 私は、日中間の長期貿易取り決めに

関して質問をいたしたいと思います。さきの予算

委員会分科会でちよつと通産大臣にお尋ねをした

ことがございますが、きょうは少し突っ込んで本

格的な論議をいたしたいと念願をいたしておるところであります。

新聞の伝えるところによりますと、稲山さんが

これの実現までの間に訪中が十一回、さらに経団

連会長の土光さんは八十にも達する御高齢の方で

ありますが、このために四回あるいは五回かの訪

中をされたそうであります。私どもは立場は異

なっておりますが、このお二人を初め関係者の皆

さんが、日中友好の熱意と今回の長期貿易協定の

取り決めのために、大変なお骨折りをいただいた

ことに深く敬意を表するものであります。

で、過去に、これは最近まで、あるいは現在ま

でももしもいせん、日中間の貿易にもいろいろな

ことがございました。その責任の大半はこれまた

日本側にあったようであります。このことは経団

連の日中貿易に関するレポート、この資料の中

にもそのことを明らかにいたしておるわけであり

ます。この内容を見ても、問題の責任は日本側にあ

ったことが明瞭であります。私は、今回の長期貿易

取り決めに実りある発展を心から念願をし、この

問題をめぐらるいろいろの問題について、通産大臣

初め関係の皆さん方から御意見を聴取をいたした

いと考えておるところであります。

まず、日中平和条約の問題から入りたいと思っ

ていますが、日本は従来から政経分離、手前勝

手な御都合主義の言葉をたびたび使つてまいりま

した。日本でもこの数カ月来、アメリカやEC諸

国から日本の貿易政策、貿易収支の莫大な黒字偏

重と申しますか、集中豪雨的な輸出等に関して、

ごうごうたる非難を浴びておるわけであります。

このためにいろいろの国際会議が次々に持たれて

おる現状であります。小さな個々の取引ならとも

かくといいたしまして、大きな国家間を挙げてのこ

の日中貿易協定のような問題に関しては、二国間

の取引を総体で論じた場合、政経分離などという

ことはこれとどうい考えられないと思うわけでありすが、まして中国は政治優先、または原則を非常に重んずる国であることを承知いたしておるわけでありすが、

こういうことで通産大臣にお尋ねをいたしたいわけですが、通産大臣は七五年に訪中をされ、中国の事情にも詳しくいらつしやると思うわけでありすが、先ごろ私が聞いたところでは、通産大臣は稲山さんと学校の同窓関係というようなこともあり、大要このたびの貿易協定には協力的なそういう態度をとつてこれたと、こういうことを聞いて私どもも大変喜んでおるところであります。

通産大臣の職務柄、あるいは支払い条件等について通産大臣としてのお考えをお聞きして、それが直ちに全日本の政府を代表するそういうお考えには至らないことがあろうかと思いますが、初めにお断わりいたしておきますけれども、通産大臣としてそういうことに対するお考えをひとつ、また、直接職掌外の事柄につきましてもぜひ明快にお答えいただきますようお願いを申し上げるわけでございます。

この平和条約——現在いろいろ自民党内の党内事情等もありのようでありまして、停滞と申しますか足踏みをいたしておるところであります。が、この現状は、今後の両国貿易の将来に私は暗雲を投げかけるものではないかと懸念を持っておるところであります。このいわゆる平和条約、そして貿易協定の長期取り決め、この問題に関連して通産大臣の所感、具体的な事例を挙げて、ひとつこの問題に関する通産大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。その和平条約がおくれている、長期貿易協定の取り決めができた、その中でどうい問題が今後予測されるか、これらの問題に関して、ひとつ率直な通産大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 日中両国の長期貿易の取り決めが、関係者の長年の努力によりまして去る二月十六日実を結びまして調印をされたということは、私どももこれを非常に高く評価をいたしております。

この貿易取り決めに対する政府の基本的な態度でございますが、その一つはこの長期貿易取り決めが円滑に実施されるように、政府としてはあらゆる援助を惜しまない、こういうことでござい

ます。第二点は、この長期貿易取り決めが将来拡大されるような方向で政府としては支援をしまいたい、このように考えております。以上二点が政府の基本的な態度でございます。

それからなお、これは貿易取り決めでございますが、これと並行して、御案内のように平和条約締結の段取りが急がれておるわけでございすが、日本といたしましては、すべての国と仲よくしていこうというこの基本原則の上に立って日中間の平和条約を締結しようという考え方でございまして、いま具体的な交渉が進められておりますけれども、尖閣諸島の問題で、一時この問題がどのように影響するのかわかるといことを心配される向きもあるようでございますが、当然これはある程度の影響はあるとは思いますが、しかしながら、この平和条約を締結しようという両国の基本的態度は私は変わっていないと思ひます。近くその条約締結が実現することを私も強く期待をいたしておるところでございます。

○大塚喬君 日中貿易取り決めに関して通産大臣の積極的な決意の表明をいただいて、大変私どもも意を強くしておるところでございます。今後そういうお考えが、具体的ないろいろな問題で、難関に達することが幾つかあろうかと思ひうわけでありすが、ぜひただいまのお考えをもつて、勇断をもつてひとつ措置されるよう強く私どももお願いを申し上げたいと思ひます。

この長期貿易協定の条文を見ても明らかのように、この日中貿易のポイントと申しますか、それは中国の主要な支払い手段、石油輸出の問題にかかっておると思ひます。石油の数量は、この取り決めの内容を見ますと、初年度の今年度は従来の実績よりも低い七百万トン、これから始

まりまして、五年目には一千五百万トン、計四千七百万トンが確定数字のようでありすが、六年目以降の数字は確定には明らかになっておらないわけでありすが、最終の八年目には年三千万トンを目標と考へていると、こう伝えられておるわけでありすが、

このところにかむずかしい問題が生じてくると思ひうわけでありすが、日本の石油の自給率、現在はずかか一にも足りないという現状であることは、これはもう日本国民だれもが承知をいたしておるところであります。で、七三年度石油パニック以前、日本の石油の八割は戦争の果

とも言われております中東に依存をしておりました。現状の中から、通産行政の大もとの責任者であります通産大臣として、このような現状をどのように把握をされ、どうされようとするお考えか、ひとつ通産大臣、あわせて関係の政府委員の方から説明をいたしたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) エネルギー政策の中でいろいろ工夫をしておりますが、しばらくの間ではやはり石油が中心だと思ひます。そこで、石油をいかにして安定的に確保するかということが非常に大きな課題になるわけでありすが、現在のところ、およそ八割前後のものは中近東から輸入されておるわけでありすが、この輸入ソースをできるだけ分散していこうというのがいまの基本的態度の一つであります。その意味におきまして、アジア太平洋地域からの輸入を拡大しようというところで私どもも取り組んでおりますが、そのために中国石油あるいはインドシナの石油、マレーシアの石油、こういうものを対象に、全体としてどの程度日本として増量することが一番妥当であるかということ等考へまして、いまいろいろ工夫をしておるところでございます。

なお、詳細につきましてはエネルギー庁の長官から答弁をいたします。

○政府委員(橋本利一君) 石油の輸入地域分散化ということ、石油の輸入依存度を低減する

ということとあわせて重要な石油政策の課題になっておるわけでございますので、ただいま大臣が申し上げましたように、中東地域からは以前八〇%程度輸入いたしておりました、その他の地域につきましては、長期契約を結ぶとかいろいろな手を打つておるが、いままでのところ、率直に申し上げて必ずしも分散化効果は出ておらないというのが現状でございますが、幸い今回、日中間におきまして長期の石油輸入契約が締結されました。これを一つの契機といたしまして、一段と輸入ソースの多元化のために努力いたしたい、かように考へております。

○大塚喬君 石油パニック以来、ことしは七八年でありすが、でも五年を経過するわけですが、そういう問題についての政府の施策、そういうものが思うように進展をしておらないと、こういう実情はいまお答えで明らかになったわけでありすが、

もう一つの問題は、いわゆるメジャー依存率の問題であります。これは現状のようになつておりますか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 五十一年度の実績で申し上げますと、いわゆるメジャーへの依存度は七〇%ぐらいでございます。御承知のように、メジャーといたしましては膨大な石油の供給源を持つておる。そのほか技術、輸送、販売と、こういう面で非常に大きな力を持つておるわけでございますので、今後とも将来ともにやはりメジャーが重要な供給ルートであるということには大きな変化がないんではなからうかと、かように考へておるわけでございますが、一方御承知のように、産油国の方でいわゆるパティシエーションと申しますか事業参加の度合いが進んでまいつております。あるいは一方で、将来の石油需給というものがタイト化してくる、かような情勢を考へますと、今後ともメジャー經由の原油の確保ということがますます、引き続き努力をする必要があろうかと思ひますが、さらに自主開発原油

だとかあるいはG原油と申しますか、政府間で直接取引する石油の量をふやしていく、いわゆる政策原油のウエートを高めていくということが必要になってくようなことかと思っております。

いま申し上げたような事情から、昨年の八月に総合エネルギー調査会の石油部会が中間報告を出しております。昭和六十五年までに、ただいま申し上げましたような自主開発原油あるいはG原油といったいわゆる政策原油でもって、わが国が必要とする石油量の三分の一程度以上確保するように努力すべきであると、こういう指摘をいたしております。

ただいまメジャーについてどうかとお尋ねございますが、ただいま申し上げたような線に即応いたしまして、私たちとしてもメジャーとの関係を維持しながら、いわゆる政策原油の確保に努めていく必要がある、こういうふうにご考慮願っております。

○大塚審判官 いま総合エネルギー調査会のお話が出ましたが、石油公団の設立、これらはそういうことから脱却するために設立された。で、この問題は後刻その法案ができてまいりますので、そのときに論議を尽くしたいと思っておりますが、石油開発公団、これは国民の税金を無限に消費と申しますか使って、いま巨大な官業企業にふくれ上がった。この問題の公団に石油備蓄を行わせようと、こういうことも次に論議をされる予定でございますが、それは次回のその法案にかかったときにひとつ論議をすることにいたしまして、政府が原油の三〇％を海外開発原油に依存すると、こういう方針。このことに関連して、アラビア石油の問題について少しく私はお尋ねをいたすわけでございます。

この三〇％の石油を確保する、産地の分散を図る、こういう中で現状はいずれも思うように進んでおられないということを私は痛感するものであります。さきの石油パニック、その後七五年に国は急速に省エネルギーを前提とした長期エネルギー需給計画案を作成されたわけでありまして、私の手

元には、四十八年の実績に従い五十五年と六十年の数字を記載した総括表しかありませんが、この数字は、その後数年を経過して現状どのようにこれが変更され、あるいはそのままで現在、政府の方針を達成するための資料になっておるのか、この点はいかがでございますか。

○政府委員(橋本利一君) ちよつとただいま先生が御指摘になりました五十五年ないし六十年の推定、私ちよつとどの資料かはつきりわかりませんが、でございますが、私たちのいまの立場を申し上げますと、昨年の三月以来いわゆる総合エネルギー政策を、整合性と実効性のあるものに書き改めようということで、総合エネルギー調査会の場合をかりまして検討いたしておるわけでございまして。昨年の八月にその中間報告がออกมาして、この夏、最終の答申をいたさうということで、検討をお願いいたしておるわけでございまして。これは昭和六十年と六十五年と二年度を目標時点といたしております。

態様といたしましては、エネルギー政策が現状の程度で推移する場合とさらに政策努力を一段と進める場合、二つのケースに分けて算定いたしておるわけでございますが、御承知のようにわが国の必要とするエネルギーの四分の三まで石油に依存いたしておるということから、当然のことながら石油の依存度を低減する、そのために国産エネルギーの積極的活用を図る、あるいは原子力、LNGといったような代替エネルギーを開発していく。二番目は、それは言うものの石油のウエートというものは必ずしも低くないということから、その安定確保を図る。さらには新規エネルギーの開発、省エネルギーの推進、こういった四つの柱を中心といたしまして総合エネルギー対策を進めよう、こういうことでございまして。

六十年年度について申し上げますと六〇年度の経済成長を続けるとするならば、全体で七億四千万キロリッター程度のエネルギーを必要とするわけでございまして、そのうち八千万キロリッター、一〇・八％程度の省エネルギーを実現するとし

て、差し引き六億六千万キロリッターのエネルギーを確保する必要があります。こういう前提に立ちまして、各種個別エネルギーについてその実現可能性を詰めていっておるわけでございますが、いろいろと国産エネルギーあるいは代替エネルギーの開発をいたしまして、六十年時点におきましては石油の輸入量は四億三千二百萬キロリッター、現在四分の三のウエートが六五％まで低減するものの、なお四億三千二百萬キロリッターの石油の輸入が必要である、こういう中間的な数字が昨年の八月に出たおるといふことでございまして、今後二、三カ月の間に最終的な答申を取りまとめべく審議会で検討中であると、こういうことでございまして。

○大塚審判官 ちよつと質問のお聞き取りにくかった点があるかと思いますが、こういうことなんです。省エネルギーを前提にして石油パニック以降、五十五年の輸入石油は約四億トン、それから六十年の輸入は五億トン弱、これは一九六〇年から一九七〇年、高度成長期に石油の需要の伸び率を一〇％としてきた、そういうものを省エネルギーというところで年間の伸び率を三・五％に抑えてそういう数字が発表になった。その数字は私は承知をいたしておるわけですが、その計画に更にはないかということ。それから、その後時間の経過があつて六十五年というお話がありましたので、六十五年というのは一体どの程度の石油の需要を見込んでおるか、その辺のところをひとつどういう計画でどのようになったか、こういうことを明らかにしたい、こう思うわけでありまして。

○政府委員(橋本利一君) ただいま御指摘の数字は五十八年八月の総合エネルギー調査会の数字ではなからうかと思ひます。その点につきましては、先ほどお答えいたしましたように、その後の情勢の変化を踏まえまして、昨年の三月以来見直し作業に入つておる。昨年の八月にその中間報告があり、ことしの夏最終答申が出ると、こういうことでございまして、御指摘の数字は現在変更する

過程にある、こういうことにならうかと思ひます。それから六十五年につきましては、六十年年度までは経済成長を六〇％程度と置いておるわけでございますが、六十年年度以降、六十五年までは政府の見通しがございまして、一応五〇％の経済成長を前提といたしまして必要とする総合エネルギーは、石油にいたしまして九億一千六百萬キロリッターでございます。そのうち省エネルギーあるいは代替エネルギー等の開発を進めることによりまして、石油の輸入量を四億五千二百萬キロリッター、これは先ほど申し上げました昨年の夏発表されました中間報告の数字でございまして、その時点でトータルエネルギーに対して石油の依存度は五七％、やつと六〇％を割る程度にならうかと、かような試算、中間的な数字が出ておるわけでございまして。

○大塚審判官 いまのお考えを聞いてさらに感じますことは、エクソンの七五年に発表された予測の問題についてはお尋ねをいたすわけであります。これは世界的に評価の高い調査結果だと、こう見られておるようでありますが、これによりまして、アラビア半島の産油能力も八五年以降になれば限界に近づき、調整余力が失われる可能性がある、こういう発表であります。この一九八五年と申しますと、わが国の長期計画の最終年度に当たる昭和六十年に当たるわけであります。で、このわが国の長期計画とこのエクソンの発表、この問題に関して通産大臣としてどのようなお考えをお持ちおられるか、ひとつこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 先ほど六十五年の数字は、石油の輸入量は四億五千二百萬キロリッターと申し上げたわけでございまして、それから六十年年度につきましては四億三千二百萬キロリッターと、こういう数字になっておるわけでございまして、これはいわゆる政策努力を続けることによつてこまめに石油の依存度を減少したい、こういうことでございまして、六十年年度、六十五年年度、それぞれにつきまして現状のままに推移して

いった場合どうなるかということでございますが、六十年年度につきましては石油の輸入量は五億五千万キロリッター、それから六十五年年度におきましては五億八千万キロリッター、非常に膨大な数字になるわけでございます。

それで、ただいま御指摘になりましたエクソンその他の調査機関が発表いたしました数字、いわゆる内外の石油需給の見通しといったようなものから判断いたしますと、いろんな政策努力を加味することによって六十年年度では四億三千二百万キロリッター、六十五年年度では四億五千二百万キロリッターというふうに、現状で推移した場合よりもかなり石油に対する依存度、逆に申し上げますと、日本の国の輸入可能性という観点に立つて数字を置いておる、こういうことでございます。

○国務大臣(河本敏夫君) エクソンの一九七五年の発表の数字に対してどう思うかということでございますが、エネルギー事情——エネルギーの見通しは刻々に変わっております、いまのお話は約三年前の報告でございますのでまた事情も若干変わっております。たとえばアメリカ政府のエネルギー政策など見ましても、オイルショックが起きましたから昨年の一月にカーターが発表いたしました政策は三回目のものであります。一九七四年、一九七五年に発表いたしましたアメリカのエネルギー政策は一年足らずの間に大幅修正をしております。それから昨年発表いたしましたカーターのオイルショック以降三回目の政策もいまなお目の見えない。あるいは相当修正しなきゃならぬと、こういう事情でございます。だから一九七五年のエクソンの発表なども一つの参考にはなりますけれども、絶えず私どもが気を付けておりますことは、刻々に事情が変わっておりますから、その動きを的確にやっばり掌握していかねばならぬと考えております。

それから、いろいろの事情はありますが概して申し上げますと、日本の石油事情というものは非常に厳しい情勢のもとにありますから、絶えずやばり十分な準備というものをしておかねばならぬというふうに思っています。昭和四十八年の秋の時点におきまして、もう少し日本としても備えが十分であれば、あれだけの大幅な増加はなかったわけでございますが、そういうことを考え、世界の石油事情必ずしも樂觀は許さないと、こういう情勢でございますので、日本としてはいかなる場合にも対応できるような準備というものを、十分用意をするということが肝要であるということとを痛感をしております。

○大塚審君 通産大臣が訪中されたのはたしか七五年十一月だったと記憶するわけでございますが、私はこのエクソンの発表直後に訪中をされた通産大臣、まさに鋭敏な行動力、そして今後大局的な見地に立つてエネルギー政策のために御奮闘いただいていたものと後で承知をして大変力強く敬意を表しておたわけでありまして、そういう事情の中で改めて通産大臣にお尋ねをいたしますが、日本の大局的なエネルギー政策、その中で一体ポイントは何なんだと、こういうことについてひとつ通産大臣からもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどエネルギー庁の長官からも大体のことについて御説明をいたしました。いろいろ工夫も努力もしておりますけれども、ここ当分の間はやはりこの石油依存というこの大筋は変わらないと思っております。少なくともここ二十年ぐらいの間は石油中心のエネルギー政策を日本としては立てざるを得ないと、こういうことだと思っておりますが、その間に石油にかわるべきエネルギーの開発等をどんどん進めなければならぬと、それから同時に石油につきましても一層の努力が必要であらうと、このように考えております。

○大塚審君 ちょっといまのお答えでまだまだ満足というところまでまいりませんが、先ごろからずっと質問をした関連の中でこういうことについて疑問を持っております。

在売っておりません。五十一年度対比で見ますと半分の原油も売っておられない、そういう実情であります。五十二年度決算は繰越金と別途積立金を取り崩してようやく年六分の食いつぶし決算をしたと、こういう記事が出ておるわけでありまして、主力のカフジ原油は重質油で硫黄分が多い。国内でまわっておると、こういうことも一つの原因だということでありまして、先ほどから政府の総合エネルギー政策の中で、アラ石が現在随分おるこの状態、こういうことに関してエネルギー庁長官はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のように、アラ石のわが国への引き取り量が減ってきておるわけでございます。これはいろんな理由があるわけでございまして、一つは石油の性質が重質油でサルファが高い。国内の需要は御承知のようにサルファの低い軽質油を利用しておる、求めておるといったような石油の性状の問題が一つございまして、それからいま一つは、やはり産業活動の停滞と申しますか、不振の結果、引き取り量が必ずしも全体としても伸びておらない、こういったことを反映いたしまして、アラ石の特にカフジ原油の引き取りが五十二年度では減少したというところでございまして、私たちとしては、せっかく開発した原油を持ち帰れないということにつきまして、率直に申し上げまして非常に遺憾なことと思っております。

で、当面五十三年度におきましては、いわゆる石油供給計画の策定に当たりまして、こういったカフジ原油を含むところのいわゆる政策原油の引き取り量というものを明示いたしまして、それからカフジ原油等の重質油につきまして関税を百十円キロリッター当たり減免することをいたしております。近く石油開発公団法の御審議をお願いいたしまして、その成立を待って国家備蓄を進めることになろうかと思っておりますが、そういった国家備蓄の対象の油として取り上げていきたい。きょうな努力をいたすことによってこの落ち込んだカフジ原油の引き取りというものを引き上げていきたいと、かように考えておるわけでございます。

○大塚審君 メジャー関係の資料を見ますと、クウェートの重質油、これらはいずれも結構さばいておるようですね。で、先ほどエネルギー庁が原油自給率を三〇〇の目標と、こういうことで置いておるわけでありまして、このアラ石が困難になり、あるいはつづけるというようなことになれば、エネルギー庁のそういう目標というのは一切吹っ飛んでしまふんではないかと、そういう素人考えの懸念があるわけであります。いまのようなそういう対策でこの自給率三〇〇というものが確保できるかどうか。その辺の具体的なひとつ内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(橋本利一君) いま御指摘になりましたようにメジャー系のものについては重油の引き取りもかなり進んでおるの、メジャーというのは非常に多くの油田、いろんな種類の油を持っておりますわけでございまして、そういった軽油と込みで重油の販売をいたしておるといったようなところから、メジャー系につきましても重油もかなり販売実績を上げておるといふふうに見えておるわけでございますが、アラ石の場合はカフジ原油のほかにフート原油というのがございます。このフート原油は非常に軽いい油でございますが、量的に非常に少ない。結論的にはカフジ原油を単独で売らないうけないというところの問題があるかと思うわけでございまして、先ほど申し上げましたような方策を講ずることによって、カフジ原油の引き取りに努力いたしたいと、こういうふうに思っております。

それから政策原油で六十五年度必要とする石油の三分の一以上確保するようにという石油部会の中間答申が出ておるわけでございまして、この可能性いかんというお尋ねでございますが、これは、自主開発原油を積極的に進めていくということと、開発に成功した原油を日本に引き取ってくるといふ開発面と引き取り面の両方の面での対応

が必要かと思つておられますが、自主開発につきましては、石油開発公団の投資率も、ことしから海外につきましては従来の五〇%から七〇%まで引き上げることとしたわけでございします。そういったことの積み上げによって自主開発を進めていきたい。その引き取りにつきましては、ただいま申し上げましたような措置を講ずることによって、せっかく開発に成功した油の引き取りを円滑に進めるようにしたい、こういうふうにお考えおられるわけでございします。

○大塚審判官 私は一例としてアラ石のお話をしたわけでありまして、現在曲がりなりにも石油生産をしてる企業は十三社あります。で、これは累積赤字でいずれも四苦八苦の現状。一体、自給率三〇%というのを確保するために、先ほどアラ石で関税の問題等の対策がお答えあったわけでありまして、この処理を一体どうするのか。これは、今後このままに放置してそれらの企業の存続が見込まれるのかどうか。ひとつその問題について通産大臣に今度はお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどとも石油問題につきまして開発それから節約、備蓄と、この三本柱で石油政策を進めておるといことを申し上げましたが、その第一の柱であります開発に関連をいたしまして、ただいま質疑応答のような内容の諸問題が起つております。しかしながら、政府といたしましては、せっかくこうして積極的に開発を援助、指導してまいつたところでございします。で、できるだけいろいろな側面的に援助をいたしまして、そして当面する困難な問題が解決できるように工夫してみたいと思ひます。

○大塚審判官 次に、本論の日中長期貿易協定の石油に関して質問をいたしたいと思います。

いまだに触れませんでしたように、これは最初に申し上げましたように初年度は七百万トンと、こういうことで五年目に一千五百万トン、五年間統計四千七百万トンを輸入すると、こういうことになっておりますが、中国の大慶油田の石油は、重

質油とはいひながら、ミナスと同じように低硫黄油、世界的に低硫黄油が不足をいたしておるわけでありまして、中国の原油はそういうものであると、こういうことを聞いて私どもはまあ意を強くしておつた、こういうのが現状でございしますが、ところが、現状は素人の思惑どおりにいかないで、私も、まさに有無相通する、しかも両国の友好にも貿易にも願つてもないことだと、いいことだと、こう思つておつたわけでありまして、あにはからんや新聞や業界紙等を見ますと、石油業界の反対の記事が最近数多く見られるわけでありまして、この中にこの切り抜きも持つてまいりました。中国輸入の石油業界の嘆き、というようなことではないかと思ひます。

そこでお尋ねをいたすわけですが、先ほど話の出した経団連会長の土光さんが調停し、調印をしたこの協定、財界でも面と向かつて堂々たる反論する人は数少ない。石油業界の反論もそういう幾らか遠慮しがちなような反論が見受けられるわけでありまして。しかし、このことは陰にこもつた、この日中貿易協定を裏切りたい、こういう念願する立場から言ひますと大変恐ろしいことであり、将来心配の種になる、こういうことだろうと思ひます。要はそのプラント業界、輸出関係のプラント業界や鉄鋼業、これは対中輸出で取引ができるんだからいいだろうと。しかし、石油業界は大変なお荷物を背負わされて、先ほど申し上げましたように陰にこもつたらうがどの記事にもその中に不満をしておるようには私は読み取つたわけでありまして。この問題について実情どのようになつておるのか、ひとつ関係の皆さん方から詳細に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 大慶を中心とした中国原油は、御指摘のように非常にローサルファと申しますか、低硫黄原油という大きなメリットを持つておりますが、一方で常温では凝固をしますという、凝固しやすいという特性がある、そのためには輸送なりあるいはタンクにつきましては

保温装置など特殊な装置を必要とするわけでございします。あるいはいわゆる重質油でございします。通常の油は重い部分と軽い部分が大体五〇、五〇でございしますが、重質油の場合は、そのままでいくと七対三ぐらい、重い方が七ぐらいになるわけでございします。したがって、これを通常の油のよう

に改質していくと申しますか、分解していく必要がある。そういった面でコスト的に割りに高くなるんじゃないか、こういった点がただいま御指摘のような関係業界の不安を呼んでおる原因ではないかろうかと、かように考えるわけでございしますが、御承知のように中国の油にかかわらず、今後世界の原油といふものがだんだん重質化していく傾向にございします。

一方、需要と申しますか、消費段階ではむしろ軽質油を求める傾向があるわけでございします。で、そういった需給関係の乖離をカバーしていくために、この重質油をどのように処理していくか、いわゆる重質油分解装置の導入といったような問題が、中国原油の問題にかかわらず今後非常に重要な課題になってくるかと思ひます。

それからいま一つは、当然のことではございしますが、日中の貿易を将来ともに拡大していくためには、特にわが国としても乏しいこういった石油あるいは石炭といったものの輸入を拡大していく必要があるわけで、そういった中国原油あるいは中国原油の引き取りを円滑に進めていくというた

めにも、この重質油をどのように処理するかという点も必要になってくるわけでございまして、そういったところから、先日通産大臣の私的な諮問機関といたしまして重質油対策懇談会というものを設置いたしまして、関係業界のトップレベルの方に集まつていただきまして、ここで今後の方向というものを議論していただく、このもとに委員会あるいはワーキンググループを設けることによりまして、さらに細部にわたつて具体的にこのプロジェクトをどう進めていくかということについて

も検討をお願いすることにいたしております。

す。かような措置を講ずることによりまして、業界の不安感を払拭しながら重質油の輸入を円滑に進め得る、また進めるようにしたい、かように考えておられるわけでございします。

○大塚審判官 いまのお答えに関連をして電力用の生だき、これ以外に中国原油の使い道がないと、こういうような話も聞かれております。答弁のあつた重質油の分解装置、どうしてもこれが必要だと。そのために中国原油はコスト高になつて、他の原油に比して中国原油はトンス当たり三ドル高くなる、こういうような話も耳にいたしておるわけでありまして。一体事実はどうなのか。本日にそういうことになるのかどうか。それから現在日本の日産五十五万五千トンの設備を有する設備

を、これを凍結して苦小牧に一日五万トンの処理能力を持つ重質油分解装置をつくる、こういう話があつて、そこらところが私にはどうもよくわからないわけでありまして。これらの内容、真相をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

この構想に關して、石油業界の関係者から耳にしたわけでありまして、石油業界に多大の負担金をかけるのではないかと、そういう不安、あるいは国営会社をつくつて業界に君臨させようとする通産省の陰謀だと、こういうようなことを耳にするわけでありまして、これらについて後から耳にすることがあるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

か、こういった意見もあります。これは私は一つの考え方かと思いますが、結局電力業界のいわゆる環境基準達成との関係で考えるべき問題じゃないかと思ひます。

それから、三ドル程度割り高になるのじゃないかという御指摘でございますが、これは重質油分解につきましてはいろいろな方法があるわけでございまして、接触分解法あるいは水素分解法といった方法をとるか、あるいはどの程度の規模の分解設備にするかということによりまして、おのずからコストも変わってくるわけでございますので、一概に三ドル高いということがすべてに該当するということにはならないのじゃないかと思ひます。これもやはりどの程度のコストになるかということは、今後いろいろなケースについて検討を続けていくべき問題じゃないかと思ひます。

それから三つ目に、苦小牧に重質油分解装置をつけた一貫体制の大規模の工場をつくるのじゃないかと。それはむしろ国の支配を強くなるんじゃないかという御指摘でございますが、これは先ほど申し上げました重質油対策懇談会あるいはその下に置かれる調査会あるいはワーキンググループの中で、いろいろなケースについて検討する場合に一つのたたき台として検討の対象にするという程度でございまして、いまの段階におきましてこれでやるのだというところまでの結論には至っておりません、こういうことでございまして。

○大塚善君 電力用の生だきについてお尋ねをいたしますが、現状使用量は年間二千二百萬トン、こういうふう聞いておられるわけですが、中国からの原油の輸入、これは、それを電力の生だきに回しても重油のシェアには大きな悪影響はないのではないかと、この私案も考えますが、そう考えておりますが、この点はいかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 五十二年におきまして電力用の生だき原油は二千二百九十萬キロリッターであつたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、生だき分を逐次減少して

きたいということから、五十三年度におきましては二千二百三十萬キロリッターというふうにお考えしております。それで、中国の原油でございまして、先ほど御指摘になりましたように、初年度の五十三年度におきましては七百萬トンの輸入を予定いたしておりますが、このうち電力用には二百八十萬トンという予定になっておりますので、この二千二百三十萬の中に二百八十萬トンが含まれてくるということになるかと思ひます。

○大塚善君 先ほどの業界のいわゆるわざと申しますか、陰にこもった反対の意見の中に、通産省が本格的に重質油分解装置をつくれれば、各社とも製品のそれぞれの得率を大幅に変更せざるを得なくなる、こういうことを心配しておられるのではないかと、私はこう受けとめたわけでありますが、この点はいかがでございまして。

○政府委員(橋本利一君) 得率の変更と申しますより、むしろ業界に不安があるとするならば、一つはかなりコスト高になるんじゃないかという懸念じゃないかと思ひます。それから一つは、御承知のように石油の需要が、特に産業活動が不振のためにむしろ横ばいぎみに推移しておるといったようなところからいたしまして、そこに新たな設備が導入されてくると一段と供給過剰さみになるんじゃないか、こういう点に懸念を示しておるんじゃないかと思ひます。重質油対策懇談会あるいは重質油対策委員会の場で、関係業界も委員に参加していただきまして、そこで十分検討することになったかと思つておるわけでございまして。

○大塚善君 この問題に関して、十年後の日本のエネルギー政策を確立するためにも、また長い将来の日中友好貿易のためにも、この問題に関して通産省として確固たる方針を速やかに打ち立てていただきたい、明らかにしていただきたい、私はそういう業界の不安等を耳にする心配の余り、そういうことを強く要望いたしておきたいと思ひます。

次にお尋ねをいたしたいことは、日本の場合に重油の精製得率が非常に高いということについて、一体アメリカなりヨーロッパなりと比べて、大変私疑問に思つておりますが、この点について、ひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 日本の場合、御承知のように石油の需要というのは産業部門に六〇％、民生用が二〇％、輸送部門が一〇％強というような関係に立つておるわけでございまして、その他の国につきましては、大体産業、民生、輸送部門につきまして三、三、三といったような均等な比率になつております。そういったところから、わが国では、どちらかというと産業部門に需要が、ウエートがかつておりますので、重油を多く使用するということになつてくるというふうに見ておるわけでございまして。

○釜山昭範君 それでは、私はきょうは短かい時間ですので、二、三質問したいと思ひます。昨日の大蔵省の経常収支の集計によりまして、今年度の経常収支百四十一億ドルの黒字がはつきりしたようでございまして、これは経済見通し、これから相当問題になると私思ひますが、昨年春福田総理が五十二年度は、今年度は七億ドルの赤字にするというのでございまして、三回にわたりましたけれども、実際問題として、三回にわたりました。昨年の十月には六十五億ドルの黒字、そしてことしの一月には百億ドルの黒字、こういうことできたわけですが、結果的には百四十一億ドルの黒字ということになりました。

さて、これは非常に重要なこれから問題になつてくるわけでございまして、五十三年度のいわゆる当初の見通しとしまして、政府としては六十億ドルの黒字を見込んでおられるわけですね。これは実際問題として達成されるんですかね。これは大臣どうですかね。

ないことは、もうすでに御案内のとおりでございまして、現状から判断をいたしますと、幾つかの流動的な要素はまだ残つておりますけれども、相当大規模な緊急輸入が必要であらうと、このように私どもは考えまして、この大規模な緊急輸入をどういう形で具体化していくか、今週じゅうには関係閣僚が集まりまして案をまとめたかと考えております。

○釜山昭範君 これは大臣、実際問題として、黒字減らしを何とかやらなければならぬというの、少なくともことしに入つてから相当政府としても力を入れてきたはずなんです。昨年の十二月が二十一億ドルで、その黒字だったわけですね。それで三月には今年度は二十四億ドルの黒字になつておるわけですね。これは実際問題として、少なくとも黒字がこれは縮小される傾向という、兆しが少しでもなければこれはもうとても見込み不可能なんです。そういうふうな意味から、よほど私は腹を引き締めてこの対策を立てないと、ただ単に何というか、いま大臣は大規模な緊急輸入とおっしゃいましたが、これはあらゆる角度からの対策が必要になつてくると、そういうふうに思ひますが、大臣の所信をもう一回聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 日本が現在のような大幅な黒字を続けておりますと、これが導火線になりまして世界全体で保護貿易的な傾向が起つてくる危険性がございまして、これだけはどうしても避けなければならぬと考えております。そういうことから先ほどは緊急輸入を中心にお話を申し上げましたが、輸出の面も相当配慮をしなければなりませんので、これはもうすでに数量で五十二年横並びという方向を決定いたしました。三月二十五日、関係経済閣僚会議で正式に決定をしたわけでございまして、その線に沿ひまして通産省の方でも具体的な指導体制をいまつくりましたところでございまして、だから輸出は数量で横並びに抑えまして、そして一方緊急輸入を拡大していく、こういうことを並行して進めながら、

一刻も早く貿易のバランスを政府の目標の方向に改善をしたいというのが当面の課題でございませう。

○**山田昭範** 三月二十五日に引き続き大臣は先ほど今週じゅうおっしゃいましたが、いつお聞きになって計画を具体的に進める予定でございませうか。

○**国務大臣(河本敏夫)** 多分二十一日ごろに閣僚の会議が開かれるであろうと期待をしております。

○**山田昭範** ぜひあれしてもらいたいわけですが、この四月二十一日に開かれる予定の経済対策閣僚会議ですか、ここでは主にどういふことを審議される予定でございませうか。

○**国務大臣(河本敏夫)** 一つは先ほど申し上げました緊急輸入の拡大ということが一つだと思ひます。緊急輸入の拡大の内容はもう少し具体的に申し上げますと、第一が製品輸入の促進拡大ということになります。それから第二が、資源エネルギーの備蓄の強化ということでありませう。それから第三点は、経済協力の拡大と、こういうことにならうと思ひます。

それから、あわせてましてこの関係閣僚会議では円高の差益を消費者に還元をするという基本的な方針が正式に決まるであろうと期待をしております。

○**山田昭範** そうしますと、いま大臣がおっしゃいましたように輸入の拡大という一つの柱、それから海外経済協力の推進という問題ですね、それからもう一つは円高差益の還元というこの三点にしばらくはわたるわけでございませうか。

○**国務大臣(河本敏夫)** 分類の仕方はいろいろあると思いますが、そういうことだと思ひます。

○**山田昭範** それではもう少し、これは大臣でなくて結構ですが、私、三つにしばつたわけですが、まず輸入の拡大の問題では具体的にどういふことを考えていらっしゃるのか、まず初めにお伺ひしておきたいと思ひます。

○**政府委員(西山敬次郎)** 輸入の拡大につきましては、資源関係の備蓄と製品輸入の増大ということを中心に、関係各省間で話し合いを進めておるところでございませう。

○**山田昭範** どうも抽象的ですね。もう少し具体的にお願いします。

○**政府委員(西山敬次郎)** 第一点の備蓄につきましては、従来から九月の対策あるいは三月十一日の対策におきましても民間ベースを主体としました備蓄ということで、金融面の方を助成するといった観点から対策をとつたわけでございませう。ところが、最近さらに備蓄を拡大しようということを検討しておるわけでございませうが、もうすでにほぼ民間の備蓄体制というのはこれ以上は無理ではなからうかという感じがするわけでございませう。つきましては備蓄をこれ以上拡大する

とすれば、かなりな程度国が関与した備蓄ということをしなければならぬんじゃないかと、このことをございませう。ところが、一歩国が関与いたしまして備蓄を拡大するということになりますと、これが仮に品目あるいは数量が外国に漏れるというふうなことになるかと、かえって国際市況に悪影響を及ぼすおそれもあるということ、内々の検討を進めておるような次第でございませう。

○**山田昭範** これは実際問題として、民間がもう相当備蓄については拡大されている。国が関与しなかならないというところまで来ているわけですね。そういうような段階で、先ほど大臣もおっしゃいましたように、緊急輸入——黒字を本當に政府の目標として六十億ドル達成——そこまで縮小してその目標を達成するためには、実際問題として大臣が先ほどおっしゃつたように、相当大規模な緊急輸入というのをやらなければこれは達成できないと思ふんですよ。このことは何もきのうきょうに言い始めた問題ではなくて、昨年の予算委員会とかから何回かこの問題言われているわけですね。実際具体的な話とどんどん話

まわつてきているんですか、どうなんですか。

○**政府委員(西山敬次郎)** 備蓄につきましては昨年の秋からいろいろ検討しておりますが、現実にはかなり詰めておるわけでございませう。ただし、詰めておりますけれども、いろいろな物資につきまして品目に検討を詰めておるわけでございませうが、いろいろと難点がある商品もありまして、なかなか最終的にどれぐらいという数量はまだ決まっていなくて、早急に決定したいと思つております。

(委員長退席、理事福岡日出磨君着席)

○**山田昭範** 緊急輸入につきまして、実際問題として個々にどの程度の量ということとは非常に言いにくいと思ふんですよ。しかしながら、相当大規模ないわゆる緊急輸入というからは、大枠としては大体この程度を目標にしようというの、これはわかるんじゃないかと思ふんですが、どの程度を目標と考へていらっしゃるんですか。

○**政府委員(西山敬次郎)** タンカー備蓄につきましては、先般から五百万キロリットルということを目途に決定いたしまして、さらにこれが可能であればということでの増量につきまして検討いたしております。原油以外の金属あるいは希少金属につきましてはございませうが、これにつきましてはできるだけと思つておりますけれども、いまのところ十億ドルもいけばいいんじゃないかと、あるいはそれ以下にとどまる公算が非常に多いと思つておりますが、できるだけ多額を備蓄したいと思つております。

○**山田昭範** これはやはりこういうところは相当詰めて、ここで言えないとしても、やっぱり皆さん方のところでは具体的な話が進んでいらつしやるんだらうと思ふんですよ。十億ドルといふとかなりな大変だと実際問題として私は思ふんですが、その点はぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、もう一つの海外経済協力の推進という問題ですが、これはいろんな角度から幾つかの問題が言われているわけですが、この点についてはどういふふうに進んでおりますでしょうか。

○**政府委員(矢野俊比古)** 最初にお断りをいたしますが、経済協力の予算につきましては、実は外務省予算ということで現在外務省が取りま

めをしております。具体的にそれとどういふものが検討されているんだらうかということでございますが、やはりLLDC、特に最低貧困国とい

われております国に対するいわゆる援助とか、あるいは世銀とかそういった国際金融機関あるいは国際機関に対する拠出の問題であるとか、あるいは食糧等を含む無償援助といったようなこと、さらにその他医療協力の問題とかというふうなことが取り上げられるだらうと思ひますが、現在そういう点をベースに外務省の中で調整を進めておるというのが現状でございませう。

○**山田昭範** 無償援助のいわゆる予算ですが、これは今年度幾らになっていませうか。これはもちろん外務省でしようが、ちよつとわかつているだけで結構です。

○**政府委員(矢野俊比古)** 今年度は三百九十億円ということで予算が組まれております。

○**山田昭範** これは実際問題として、大臣、無償援助といふのは、昨年は八十億円でございませうが、三百九十億円といふのですから、相当ふえてい

るのは私もわかるのですけれども、実際問題として構造不況業種やいろいろな業界を抱えている通産省としては、そういう業界の製品とかそういうようなものを、いわゆる無償援助に向けるということも考えられると私は思ふんですよ。そういうふうな方面での政策、また方針というものは通産省ではどういふふうに進んでいらつしやるか、この点をちよつとお伺ひしたい。

○**政府委員(矢野俊比古)** 今回の三百九十億

円の中では百五十億に当たるものがいまだ御指摘のないわが不況産業の製品というふうな一つの考え方がございませう。平電や製品——棒鋼であるとかあるいは繊維とかあるいは肥料といったものがこの対象でございませう。ただ私どもは、やはり経済協力でございませうから相手国政府の要請がそういう物にあるという前

提でございまして、こういった要請をわれわれ受けますれば、できるだけそういうことの無償援助の中でそういう不況対策も大いに活用できることを期待しておるわけでございまして。

○**山崎昭範君** 当然相手があることですから、何でもかんでもというわけにはいきませんけれども、通産省としてはそういうような方面のPRも相当やっぱり外務省に對してもやっていたらいいと思うんですが、そこら辺のところは實際問題というふうになつていらつしやるかですね。

○**政府委員(矢野俊比古君)** 今回の予算編成におきまして、大臣からもそういった先生のおっしゃるような趣旨における指示もありまして、私どもの方から外務省に對しまして、いわば在外公館を通じて、そういった製品を、特に不況業種を対象としたような製品を頭置きましてそういうような事情が、要請があり得るかどうかというのを私たちとしては打診をさせていただいたわけでございまして。そういった結果がいま申し上げた小棒とか繊維とか肥料といったものについて、そういう期待が持てるということとございまして、この枠の拡大を、昨年度から見れば倍以上でございまして、こういうような措置をとったというふうには御理解いただきたいと思います。

○**山崎昭範君** この問題についてもう一点、この無償援助ですね。これは實際問題として三百九十億円でございまして、これはもう本當に億、ドルという段階で議論されている段階では非常に少ないわけですね。そういうような意味では、これは政府としてそこら辺のところをもう少しふやす方向にできないか。この点、大臣どうでしょう。

○**國務大臣(河本敏夫君)** これは外務省とよく打ち合わせをする必要がある項目でございまして、原則的なことを申し上げますと、日本としては百四十億ドルを超える経常収支の黒字を上げまして、一部の国からは第二のOPECである、こういう非難も受けておるわけでございまして。また、憲法の制約等もございまして、自由世界全体のための防衛に日本としては尽くすことはおのず

から制限がございまして、ドイツなどと事情が非常に違うわけでございまして、そういうことを考えますと、日本として世界全体の経済の発展のために、特に発展途上国の経済の発展のために、持つておる力というものをとつと私どもは活用すべきである、このように根本的には理解をいたしております。そこで、この援助などもできるだけふやしたいというのが基本的な考え方でございます。一つには日本の国内からの商品援助も一つの大きな柱でございまして、あわせてアンタ

イ援助、こういうものも大規模にふやすべきではないか、このような考え方のもとに、現在の数字では非常に少ない、日本としてはもつと大規模な援助をすべきではないかというのが基本的な考え方でございますが、いま関係方面で調整をしておるところでございまして。

○**山崎昭範君** ぜひ大臣、いまおっしゃったように無償援助の拡大というのは、これは国内のいまの不況、構造不況業種の皆さんのいろいろな製品というものを一つ一つピックアップしてみますと、相当いろいろな角度からの援助ができる、そういうふうにも思ひます。そういうような意味で、こういう面にもぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思うし、もう少し拡大できないかという方向に、そういう拡大する方向に今後取り組みたい、そういうふうに思ひます。大臣がおっしゃいましたように、このひもつきでない援助というのはそれはそれで、そういうふうな方面で当然私は、東南アジアの諸国もこの日本の援助はひもつきだということと相当問題になっているわけですから、ひもつきでない援助というのは当然私は必要であらうと思ひます。そういう点で取り組んでいただきたいと思います。

それからもう一点、列のいわゆる円高差益の還元の問題ですね。これもかねがねから何回か言われておるんですけれども、この問題については、具体的にどういうふうに取り組んでいらつしやるか、もう一回伺ひしておきたいと思ひます。

○**國務大臣(河本敏夫君)** 円高差益は消費者に

還元をしなければならぬというのが基本的な考え方でございますが、しかし消費者に還元する方法は幾つかあると思うんです。それぞれの業種ごとに最も適応した対策がいいのではないかと思ひます。つきましては、電力、ガス、石油、それぞれの分野で還元の仕方は違ふと思ひますが、具体的な進め方につきましてはエネルギー庁長官から答弁をいたします。

○**政府委員(橋本利一君)** まず電力、ガスでございますが、五十二年度の平均レートの実績で計算できるという段階になりまして、いまの段階でい

わゆる電力、ガスにおける円高メリットを計算いたしますと、九電力で約九百二十五億円、それからガス三社で約百六十億円という計算になるわけでございまして、毎々申し上げておりますように、ナショナルミナムの上限の百二十キロワットア

ワーで計算しますと二十八円、平均使用量の百七十五キロワットアワーで計算いたしますと月四十四円、こういう数字になるわけでございまして、一方、五十三年度以降OPECの原油価格に對応がどうなるか、あるいはレートの不安定性という問題もございまして、そのほかには減価償却、支払い利息といった資本比が非常に増大していく、あるいは人件費、修繕費等も上昇するというようなコスト増高要因が非常に多いというふうなこともございまして、私たちがいたしましては、従来から申し上げております、現在、料金の引き下げという形で還元するよりも、できるだけ長く据え置いて消費者に還元するという方途をとりたいということと考へておるわけでございまして。

すでに五十三年度中につきましては、九社そろつて据え置きということで話がついておりますが、五十四年度についてどうするかということにつきまして、大半の電力会社については据え置きに應ずるんじやなからうかということでございまして、一段と詰めてみたい、かように思ひます。ガスについても同じようなことでござい

ます。それから石油につきましては、これも毎々申し上げておるわけでございまして、コストアップ要因もかなりあるわけでございまして、円高メリットがこれを上回つておるといふ状況にあることはすでに御承知のとおりでございまして。ただ、昨年の十二月には家庭用灯油について引き下げを要請いたしましたところ、十二月一日にさかのぼりまして元売仕切り価格の引き下げが行われておる、それが一月以降ずっと浸透してまいりまして、二月時点では灯油の小売価格が六百九十二円、昨年同様に比べて三十円程度引き下がつておるといふこと

でございます。それから、その他の製品につきましてもこの一月に一部の元売企業が平均して二十円の引き下げを発表したわけでございまして。その後各企業にこれが浸透したしまして、昨今では平均いたしました形で消費者に還元されているんじやなからうか。月当たり平均二十円の引き下げとい

たしまして月間約五百億、三千円といひますと約七百五十億円の事実上の消費者還元が行われている、こういう状況でございまして。今後のOPECの動向あるいはレートの推移等を見まして適宜、適切に對処してまいりたい、かように考へております。

○**山崎昭範君** 当然差益の還元の方法としては料金の据え置きという問題もあるわけですから、それはそれなりに私は意味があると思ひます。しかしここで石油製品のいわゆる差益の還元の問題、それからいわゆる電気、ガスの、公益事業ですから、こういうふうな料金の還元の問題、これは何回か委員会等でも問題になりましたので、それぞれ取り組んでいらつしやる、これは思ひます

が、そのほかの輸入製品ですね、これの問題については先般経済企画庁で調査もいたしました、これは、そのほかのいわゆる輸入製品の差益の還元という問題は、これはいろいろな角度からやっぱり通産省としても取り組まなければならぬ問題だと思ひますが、こういうふうな問題についてはどういうふうな考へていらつしやるのか、この点もちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○**國務大臣(河本敏夫君)** 円高差益は消費者に

還元をしなければならぬというのが基本的な考え方でございますが、しかし消費者に還元する方法は幾つかあると思うんです。それぞれの業種ごとに最も適応した対策がいいのではないかと思ひます。つきましては、電力、ガス、石油、それぞれの分野で還元の仕方は違ふと思ひますが、具体的な進め方につきましてはエネルギー庁長官から答弁をいたします。

○**政府委員(橋本利一君)** まず電力、ガスでございますが、五十二年度の平均レートの実績で計算できるという段階になりまして、いまの段階でい

わゆる電力、ガスにおける円高メリットを計算いたしますと、九電力で約九百二十五億円、それからガス三社で約百六十億円という計算になるわけでございまして、毎々申し上げておりますように、ナショナルミナムの上限の百二十キロワットアワーで計算しますと二十八円、平均使用量の百七十五キロワットアワーで計算いたしますと月四十四円、こういう数字になるわけでございまして、一方、五十三年度以降OPECの原油価格に對応がどうなるか、あるいはレートの不安定性という問題もございまして、そのほかには減価償却、支払い利息といった資本比が非常に増大していく、あるいは人件費、修繕費等も上昇するというようなコスト増高要因が非常に多いというふうなこともございまして、私たちがいたしましては、従来から申し上げております、現在、料金の引き下げという形で還元するよりも、できるだけ長く据え置いて消費者に還元するという方途をとりたいということと考へておるわけでございまして。

○政府委員(濃野滋君) 一般の製品輸入の円高

差益の還元問題でございしますが、ただいま御指摘がございましたように、輸入品の価格動向調査、企画庁が中心になりました。一次、二次と実施をいたしました。前回の調査は全体で三十四品目をいたしました。その中で通産省の所管品目がちょうど半分の十七品目でございました。昨年の第二次調査の結果を見ますと、その前の調査に比べまして、私どもの所管のいまの十七品目を見ますと、輸入価格も下がりそれから同時に国内の小売価格等も下落したもので、これが八品目ございました。ただそのほかはかえってそのFOB価格が上がってしまったとか、いろんな分類がされると思います。私も、また最近のこの円高傾向の中でやはり製品輸入の拡大という観点から考えましても、この輸入品の価格が円高を反映いたしまして国内の小売価格が下がるといふ方向をとることが基本的に必要であると考えております。ただ、先生も御案内のように、ただいまの製品輸入の中では、率直に申し上げまして、日本の消費者の外国品指向と申しますか、むしろある程度高い物なるがゆえに買うというふうな、そういう品種、品目もございまして、一律にどうすべきであるという指導の方向をとるのはなかなかむずかしいものでございます。

そこで、今回は企画庁が取りまとめをやっておりますが、私も改めて最近の情勢、小売価格の動向等の第三回目の調査をすることをまず検討し、その中で、基本的にはやはり輸入品の国内価格とそれから輸入価格との関係、ここら辺の実態を消費者によりはつきりさせることによりまして、消費者がよくその輸入品価格の価格の形成のあり方等を見て、消費と申しますか、輸入品を買うそのときの情報提供をさらに細かくやると、こういう方向で考えて、輸入品価格の下落という方向を、消費者の購買に当たっての選択の材料をより細かく提供すると、こういう方向で考えていいたかどうかと考えておりました、目下検討中でございます。

(理事福岡日出磨君退席、委員長着席)

○峯山昭範君 それでは次にもう一点お伺いしておきたいと思ひます。いわゆる電力の設備投資の問題でございませう。これは前々から何回か大臣もこの委員会でも、今年度は五兆円の設備投資を期待をしているというふうな発言もしていらつしやいます。実際問題として現在の計画の進行状況はどの程度まで進んでいらつしやるのか、一遍お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 現在のところは、正式に工事ベースで三兆二千億円、それから繰り上げ発注で一兆円強、合わせまして四兆二千億円強という数字が決まっております。政府全体といたしましてこの電力の投資の促進ということに取り組んでおります。そのために立地問題の解決を図っておるところでございしますが、この立地問題の解決の進みぐあいいかん、なお私も七、八千億ぐらゐの追加を進めたいと考えております。だから、五兆円という数字はまだ最終的に確定はしていませんので、立地問題の解決の過程において五兆円という目標に達したいと、こういう考え方でございします。

○峯山昭範君 これは大臣、実際問題としてこの四兆二千億円というのは仮発注、繰り上げてやっているわけですね。これは実際これだけの金額が消化されているんですかね、これはどうなんですかね。

○國務大臣(河本敏夫君) 後で詳細な数字はエネルギー庁の長官から答弁をいたしますが、工事ベースの三兆二千億のうち、三兆円はすでに着工中のものの累計でございしますから、これはもう確実に進行をいたします。それから二千億はこれは新規着工の分を予定しておりますが、工事ベースで、この程度のことは十二分に可能であると私も考えております。それから繰り上げ発注も、これも現実に着々進んでおります。だから、むしろ今後の立地問題の促進によりまして追加を若干図っていかねばならないと思ひますが、これに今後とも力を入れていきたいと思ひております。

○峯山昭範君 これは実際問題として立地条件がだんだん厳しくなってきたというわけですが、現在全国で着工をしている箇所は何か所ぐらゐあるんですか。そしてその中で特に問題が起きているところはいま、反対とかいろいろな問題があるところ、どのくらいあるのか、その実態がわかりますかどうか。

○政府委員(橋本利一君) お尋ねの着工地点数、いま数字を持ち合わせておりません。後刻調査の上お答えしたいと思ひます。

それから、どの程度の地点で問題があるかというところでございしますが、その問題の質なりあるいは種類によつても違ってくるかと思ひますが、一応私たちは現在二十二の地点を、対策を必要とする重要地点というところで考えておるわけでございまして、この二十二地点を中心に対応を進めていきたいというふうに考えておるわけでございします。

○峯山昭範君 これは二十二の地点というのは、実際問題として順調に話し合ひは進んでいらつしやいますか。

○政府委員(橋本利一君) この二十二地点につきましては、大きく分けますと、すでに電調審を通りまして着工の準備に入つておるものと、それから電調審に上程するための手続を進めようとしておるものと分かれるわけでございしますが、二、三の地点を除きまして、こゝ半年ほどの間にかかなり順調に進展してきているというところでございします。ただ問題の性質上、この程度進んだと定量的に申し上げられる性質のものではございませうけれども、かなり進んできているというふうに考えております。

それから、先ほどお尋ねの電源地点、いまどの程度着工しているかというところでございしますが、水力、火力、原子力合わせまして六十地点、約二千六百万キロワットでございします。

○峯山昭範君 それから、私は先般の予算の分科会でもちよつと質問をいたしました、和歌山県の新宮川の流域の問題で河川の汚染という問題が

起きてきました。それで発電所ができる時点で河川の汚染という問題がもう恒常的になつてしまつてどうしようもないという問題が現実にあるわけですね。この問題について、エネルギー庁としてはどういふふうに取り組んでいらつしやるか、一遍ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 電源開発を進める場合に、当然地元の理解と協力を得る必要があろうかと思ひます。さらには、今後やはり六千万キロワット以上の電源開発をこの両三年中に着工しなければならぬというふうなことでございします。で、個別の立地点について地元の理解なり協力を得るに当たりまして、その場限りのようなことでびばう的にやるといふことはとうてい許されないうことであると。地元との信頼を勝ち得るためには誠心誠意、工事中もあるいは工事完成後も、御指摘のような河川の汚濁といったようなことのないように努力すべきだと思ひます。新宮川につきましては、完成後台風時等の濁水によつて下流域にかなり広範囲にわたつて影響を及ぼしておるやうでございしますが、電発といたしまして、これに對して誠意を持って積極的に対応しておるというところでございしますが、今後ともさうな形で、関係の各省庁とも連携をとりまして、できるだけ濁水事故問題を解決していきたいと、かように考えております。

○峯山昭範君 これは長官、こういうふうなエネルギー資源の開発という面から発電所をつくるということは、非常に国としては進めなくちゃいけない問題ですね。しかも、新宮川系の発電所というものはたくさんあるわけですが、地元の人たちがというのは現在まで、幾つかのところはもめているところも最近ではありますけれども、大部分がみんな非常に順調に、また地元の方も非常に賛成して、それで協力をして発電所をつくつたわけですね、ところが、そういうところには国も電発も余力を入れなくて、猛烈に反対しているところには国が物すごく力を注ぎ込むというんでは困るわけ、実際問題としてですね。

いま長官も新官川のことをちよつとおつしやいましたけど、全然認識が違ふわけですよ。というのは長官はいま、台風が来れば当然川は濁りますね、だから濁るのは普通は発電所ができるまでは台風が来れば確かに水は濁る、けれども台風が過ぎてたといえば一週間、十日すれば水はびちつと澄むわけです。濁度ゼロとか一とか二とかというように非常にきれいな水になるわけですね。従来は。ところが発電所ができたために濁つた水がダムにたまる。そうすると、濁つた水を濁つた方から順番に川へ流すわけですから、年じゅう濁ると、こうなるわけです。ですから、そこら辺の対策をどうするかということで、地元ではたとえばもちろんいろいろな問題、上水道にしてもふだんは自然ろ過の方式できちつとできたものが、急速ろ過になくちやいけなとか、今度沿岸の漁業もいわゆる濁つた水がどろを運んでますから、沿岸のノリとかいわゆる養殖全部だめになつちゃう。アユは全然揚がらなくなつてくる。現実になつていうような問題がいっぱい起きてきているわけです。ところがそういう問題は起きてても今度はあれこれ言つてまず政府からは、この間ぼくは大臣と約束しましたから、大臣が実態調査をするということとを答弁されましたから私これ以上言いませんが、実際問題として政府の役人が実際に現地に行つて、エネルギー庁の役人が現地に行つて調査したというのはないんだ、いままでほとんど。

だから、それではやっぱり困るんで、こういうふうなところこそ、私は従来そういう電源開発とかそういうような問題に非常に熱心であり、協力的だったわけですから、そういうふうな人たちに反感を抱かせるようではこれらのいわゆる電源開発というののもうまいかないわけですね。そういうような意味では、私はぜひこういうところはすぐ実態の調査をし、そして今後ともこういうふうな電源開発やそういうようなものが本当にうまくいくように、やっぱり政府としてもがっちり取り組んでいただきたいと思うのですが、この点長官並びに大臣の所信をもう一回お伺いしておきた

○政府委員 橋本利一君）まことに御指摘のとおりだと思いますので、できるだけ早く担当官を現地に派遣して実情調査をさししたいと思います。

○國務大臣（河本敏夫君）　これは前にもお約束

をいたしたので、今度は二回目になりますので、至急に係官を派遣をいたしまして実情を調査いたしますと同時に、対策をどう進めるかということについて至急に案をつくってみたいと思います。

○峯山昭範君 終わります。

○委員長(楠正俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四分開会
○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。

産業貿易及び経済計画に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安武洋子君 私には、円高不況の中心でいま企業は不況の克服のため、それから国際競争力の強化を図るためにさまざまな合理化を行っております。企業、その中でも特に大企業の合理化の中心というのは、これは人減らしだと思ふんです。大企業の雇用調整というのは国民経済に大きな影響を及ぼします。雇用問題が大きくなっているときに、大企業の雇用調整をどう見るかというふうなことは今後の雇用、失業の動きを見る重要な指標になると思ふんです。

そこで大臣にお伺いいたしますけれども、大臣はこのような大企業の雇用調整の動きが、雇用問題全体の中でどのような役割りを果たして、どのような影響を及ぼしていると御認識でございましょうか。

○国務大臣(河本敏夫君)　まず政府の経済政策であります。一番の重点に考えておる課題は何

であるかと言いますと、これはもう雇用対策であります。雇用対策を一番の大きな柱といたしましてすべての政策を進めておるということでございます。ところが、残念ながら完全失業者の数は、これまでのところ一番悪い数字が出ております。一月の数字はもうすでに御案内のとおりであります。三月はどうも二月よりも悪い数字になるので、三月はどうか心配をしておるところでございます。またこのいわゆる過剰労働力の問題、企業内失業者の問題であります。現在の産業全体の平均操業率七五、六％という水準から考えますと、二百

万ないし二百五十万人ぐらゐな企業内失業者が存在するのではないかと、このように理解をいたしておられます。でありますから、いまの政府の政策は完全失業者をだんだんと減していきますと同時に、企業内失業者の問題が、いわゆる過剰労働力の問題が表面化しないように何とか景気の回復を図り、産業全体の操業率というものを高めていきたいと、このように考えておりまして、そのための七〇％の経済成長ということを目標にいたしておるわけでございますが、やはり雇用問題全体を通じて見ますとなお憂慮すべき点が多々あると、こういうことでございます。

○安武洋子君　大臣はいま雇用問題、これを第一番に考えているというふうにおっしゃいました。大臣、七％成長が達成されれば、景気が回復すれば雇用問題も解決できるんじゃないかと、雇用情勢もよくなるのではないかと、前の委員会のときにそういう御答弁もなさっていらっしゃいましたけれども、政府の五十三年度の経済見通し、これを拝見しますと雇用者が五十五万人増加すると、こういうふうに見込まれております。仮に七％成長が達成いたしましたとしても、石油ショック以来雇用調整の名のもとに大幅な減量体制を進めております二次産業ですね、特に製造業、ここでは雇用吸収が進むというふうにお考えでございましょうか、まずこの点をお伺いいたします。

○国務大臣（河本敏夫君）　これは大体労働省から御答弁があつてしかるべき問題だと思ひます

が、大体の感じを申し上げますと、政府の見通しでは完全失業者は五万人減るといふ、五十三年度七％経済成長を達成することによりまして五万人減ると、こういう見込みをしております。ただし、雇用全体を通じて見た場合には、これははいまおっしゃったように相当数ふえると、こう考えております。つまり、新規に学校を卒業いたしました社会に出て就職をしたいと、こういう人々たちを大部分吸収したと、こういうことになるわけでございます。しかしながら、もちろんことし一年で雇用問題が解決されるということではございませんで、ある程度改善されるというのが精いっぱいだと考えております。そこで、全体として雇用の数は相当ふえてまいりますけれども、その大部分は第三次産業になっておる、こういうことでございます。

○安武洋子君　では二次産業、ここにはほとんど雇用吸収、これが及ばないというふうなことでございますね。大体、じやどれぐらいこの二次産業に変化が起くるというふうなことをお考えてございましょう。労働省というふうにおっしゃいましたが、大体の見通しというのは経済審議会のこの報告の方にも出ていると思うんですけども。その点お答えいただけます。

○政府委員（濃野滋君） 私からお答え申し上げ
ます。

ただいま御指摘のございましたように、最近の就業者数の動きを見てみますと、製造業全体の就業者数の比率というのは、五十年度が全体の中で二五・八％、五十一年度の実績で若干減りまして二五・五％程度、五十二年度はまだ出ておりませんが、私はこの比率というのは横ばいなしであるいは若干――これは私の感じてございますが、若干下回るかあるいは横ばい程度と考えておりまして、そういう製造業の動きに對しまして、ここ数年ふくれておりますのが第三次産業でございまして、昭和五十年が比率が五二・一％でございましたが、五十一年度にはこれが五二・六に上がつておりまして、ことしまたいままでの部門別の

就業者数の動きを見ますと、この比率をさらに高めることになる、こういう感じがいたしております。

○安武洋子君　まあ昨年度のこの経済白書でも指摘をなさっていらっしゃるし、いまの御答弁の中からもわかるように、それからまた昨年の十二月の経済審議会の報告でも報告されておりますように、製造業、特に大企業の雇用調整ですね、これは四十九年度以降かなり進行して就業者が全般的に低下しております。で、就業者をふやして、この低減を止めるように第三次産業です。ですから、大企業の合理化というのは、生産性向上というの、雇用調整をこれで行われていくというのことは明らかだと思ふんです。こういう趨勢的な変化ですね、構造的な変化と申し申し上げます。こういうものは、通産省としても私は見逃すことができないものだと思うわけなんです。ですから、雇用動向は労働者にも大きな問題を生み出してあります。通産省としてもこういう企業の雇用動向の変化をどのように受けとめて、そして認識をしていくかということは大変大事なことではないでしょうかと思ふわけです。ですから、いまだのよう調査をなさり認識されておられるのかということをお伺いいたします。

○政府委員(渡野滋君)　いわゆる雇用問題がこれからの産業構造問題、あるいは経済全体の運営問題の中で非常に大きなウェイトを占めてくるというところは御指摘のとおりでございます。私どもも実はそういう意識で長期のこれからの産業のあり方を考えるときの大きな問題点にいたしました。御案内と思いますが、一昨年、五十一年度に六十年を目標します産業構造の将来の姿を描きますときに、将来の雇用問題というのを非常に大きな問題意識としてとらえてまいりました。本年度も、実はたゞいま少し長期のやはり産業の見通しというものを立てることをいろいろいま検討に着手をいたしておりますが、私ども従来にも増して、この雇用問題というものをどういうふうにとらえていくかということ構造政策の一環として取

り上げてみたいと思っております。

まあ方向といたしましては、ただいま御指摘ございましたように、長期の方向といたしましては今後ともやはり第三次産業のウェイトというものがだんだん高くなっていくのではないかと。特に社会福祉あるいは公共サービス等を中心といたしまし、いわゆるサービス部門を中心に、第三次産業のウェイトというものが高くなっていく、こういうふうに考えておりますが、しかし、製造業の中でもたゞいま御指摘のように、この不況の中でいわゆる大企業と申しますか、基礎資材産業を中心といたしまして大きな企業の部門、業種の部門で労働人口の停滞ないしは縮減の方向というものが出ておりますが、長期に考えますと、やはり製造業全体で見ますれば、その製造業の中で雇用吸収力を期待をしなければならぬと、こういうふうには私も考えておりました。したがって、製造業の中を割ってみますと、これからのまた伸びていく部門というのがいろいろございますから、そういう業種が何であるか、そこでどういうふうな雇用の吸収というものを考えるか、そういう方向はぜひ考えてみたいと思っております。

なお、製造業をさらに含めまして二次産業というところから考えてみますと、建設業等も二次産業等を含めるといたしますと、二次産業の雇用におけるウェイトというのは、少し長い目で見ますと、いまの情勢よりはさらに雇用の吸収の分野になつていくのではないかと、こういう方向で考えていかなければならないと思っております。

○安武洋子君　いまね、雇用の吸収は企業内でのいうことを期待しているというふうなお言葉が御答弁の中にございましたけれども、まあいまそうではなくて雇用調整という名の人の減らし、これが行われているわけです。解雇とか希望退職とかあるいは出向、新規採用をしないとか定年の引き下げですね。まあさまざまな、形は違いますが、これも、いろんな形がとられてこういうふうなことが行われているわけなんです。

私は前回の四月の十一日の委員会でも出向の問題についてお伺いいたしましたけれども、この問題で改めてお伺いしたいわけなんです。

不況が非常に深刻になっているというこれを反映いたしまして、私が前回も申し上げましたように、出向のあり方というのもここ数年来大きく変化を遂げていると思ふんです。従来出向といひます場合は、これは関連企業への役員の派遣とか、あるいは技術の援助とか、こういう業務上の出向ということが主流だったと思ふんです。ところがいまは雇用調整だということを目的にした人減らし出向といふことの、こういう形が大勢を占めているというふうな思ふわけですが、通産省としてもそういう状態を把握なさつていらっしゃるかどうかということをお伺いしたいです。

それから、先ほど私が企業の雇用動向の把握のための調査を具体的におやりかどうかということをお伺いしましたけれども、具体的におやりになつていらっしゃるかどうか、調査目的とかそれから現在把握されている傾向とか、まとめられる時期とかというものがあわせてお伺いしつたでございます。

○政府委員(渡野滋君)　私、ただいま御答弁申しましたのも、これからの少し長い将来にわたりますして、特に産業構造問題というのが議論をされておりますので、その中で雇用というものをどう考えていくかという点を御答弁申し上げました。

ただいまの御質問はむしろ最近の不況の中で、企業がいわゆる人減らしと申しますか、合理化の一環としてどういふビヘービアで対処をしているかという問題でございますが、私どもこれを非常に詳細に労働問題につきましても調査、これは私事務当局といたしまして、先ほど大臣の最初の御答弁にございましたように、労働省とのいろいろな関係等で私どものタッチをする仕方等にもひとつの限界がございますが、私どもは、この不況の中で労働力の移動というものがどういふふうな形で行われているかというふうな傾向につきましても、この不況の始まったところから主要企業等に協

力を依頼いたしまして、そういう傾向の把握はいたしております。それから見ますと、御指摘のように各企業、私どもの調査に協力をしてくださいました企業の大体の感じから申し上げますと、関連会社でございますとか、あるいは比較的業績のいい企業あるいは下請企業を含めまして、雇用調整策の一環として従業員を出向させている企業は決して少なくございません。まだ詳細の最近の数字までとまっておりますが、大体の感触から申しますと、私も聞きまして、事情聴取いたしました企業の回答から見ますと、大体半分ちよつとの企業が、たゞいま申し上げましたような意味での出向という制度をとりまして、雇用調整と申しますか、それに取り組んでおるといふ感じがいたします。

ただこれは、半分と申ししたのは数でございます。まあ、企業としてとらえたときに、半数ちよつとの企業が何らかのかつて出向という形をとっているように私も把握をいたしております。なお詳細につきましては、現在五十二年度のものについていろいろとほかのものと同じくして取りまとめ中でございます。なお若干の期間がかかる、かように考えております。

○安武洋子君　雇用調整のための出向といひましたも、形態はさまざまです。ですからすべてのケースが一概にこれは不当だといふわけではありませんが、前回私が指摘しましたように、元請の大企業が下請会社にもう半強制的に人を押しつける。そしてこの下請が、出向先ですね、そこが賃金の大部分を負担すると、こういうケースとか、あるいは私調査をいたしましたけれども、ある繊維会社ではその社長さんが自分のところでお米を買っているというお米屋さんに出向だといふ形で人を押しつけている、こういう人の押しつけを下請会社が喜んで受けるはずはないんです。こういう受け入れをしかし拒否するということになれば、いまの繊維会社からお米を買ってもらえなくなる。そしてそのうも決算委員会が私ども

とを訴えて出ればたちまち報復手段で会社がつぶれるというふうなことでござる。大変なデメリットがあるからこそ、こういうのを受け入れざるを得ない、受け入れましたら苦情を言っていくこともできない。そして余剰人員を抱えるから大変になる。じやもとから自分のところに人を解雇したり、あるいは孫請にしろ寄せをしたりというところで犠牲を下に下に押しつけているの、が実態なんです。

こういう出向は、場合によっては単なる雇用問題ということではなくて、下請関係の問題として大きな影響が出てくるわけですね。しかも、これが今後一層大量に行われようというところに大きな問題があるのではなからうかというふうに思うわけです。ですから私はせんだつての質問の中でも、これを野放しにするのではなく、一定のルールというものを確立する必要があるということを強調させていただきます。この私の質問に対して御答弁者が、昨年暮れに通産大臣と公取委員長の名で通達で指導をしているということを言われたんですけれども、これでですね、拝見しましたら、これは下請取引の適正化についての指導文書であつて、私が指摘するようなこういう出向のケースについては、これをカバーできないような中身というのを含まれていないわけなんです。ですから下請二法はもとより独禁法の不正取引の項も、この問題では下請の、私がいま申し上げたような問題は擁護できないのではないかと、いうふうに思ふんですけれども、これはひとつ中小企業庁と公取の方にお伺いをさせていただきます。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業の労務の状況、私もも気にいたしましてアンケート調査をいたしましたところ、一方で不況を何とか乗り切つていかなければならない。その意味から、新規採用を調整したりあるいは超勤を抑制をしたり、労務費の節減を図るということいろいろ苦勞をしておるという実情が出てまいりました。ところが他方で、中小企業の中にはかなり多くまだにまだ人手不足であると、特に技能者等がほしいとい

うような声もあるような実情かと思つておるところでございます。いまお話ございました大企業から中小企業への出向の問題、これは正直に申しますと、下請代金支払遅延等防止法ではちよつと処理がいたしかねる問題でございます。それは申ししますが、下請企業の自主性という立場からいいますと、不当に出向者を押しつけられるというようなことは好ましくないというところは御説のとおりかと考えております。

○政府委員(長谷川古君) お答えいたします。御指摘のように、親事業者とそれから非常にそれに隷属している立場の下請事業者の間ではいろいろ不合理なことが行われていることはわれわれもいろいろ聞いております。しかしながらこれらのこのような問題に対して、先生の御指摘の例の従業員の派遣の問題でございますけれども、果たしてこれを独禁法でやるのが、規制することが可能かということと、さらにそれが適当かという二つの問題があるかと思ひます。もちろんこれは新しい問題と申しますか、われわれかつて余り検討したことがない問題でございまして、余りはつきりしたことを申し上げかねるんでございしますが、やはり下請法や、これはひいては独禁法もそうかと思ひますけれども、主として取引条件とすることに対象を限っております。

さらに、いま一つ非常に大きな問題としまして、これは先生も御案内かと思ひますけれども、果たして独禁法がこういうふうな雇用問題とか、あるいは労働の問題に立ち入っているのかどうなのかと、余談になりますが、アメリカの反トラスト法も、一番最初に事件になりましたのは、実は労働組合に反トラストが適用されたというふうな事情もございまして、アメリカでも非常に議論になりまして、その後反トラストの補完法としまして、労働は取引の対象ではないということが明文の法律で規定されているような事情もございまして、労働とか雇用の問題につきまして独禁法が立ち入るということは、かなり慎重でなければならぬというふうに考えております。

○安武洋子君 大臣は、不当に下請を圧迫するようないことは好ましくないという御答弁をせんだけれども、それは何法法的な根拠に基づいてそういう御発言をなさいますのでしょうか。それとも単に一般的大企業の企業行動のあり方としてそういうふうな御発言をなさいましたのでしょうか。その点を伺ひたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 一般的な考えを申し上げたわけでありまして。
○安武洋子君 では、具体的にそういう望ましくないケース、私が申し上げましたようなそういうケースが出た場合、どのような措置をとればこの不当な圧迫に苦しんでいる——独禁法でもだめだ、下請二法でもだめだ、穴があいているわけなんです、そしてこういう企業行動としては好ましくないというものについて、じや一体どのような措置を講ずればこういう下請の人たちは救われるのでしょうか。まさにそういうことを訴えてきた、もし下請の企業があれはどういうふうな擁護をなさるのでしょうか。そういう点を聞かせていただきます。

○政府委員(岸田文武君) 大企業から中小企業への出向の実態といふのは、ずいぶんさまざまなケースがあるのではないかと、技術者がほしいとか特別の経験者がほしい、経理の明るい人がほしいというふうな意味合いで出向する場合もございまして、また逆の、極端には先ほど御指摘になったようなケースもございまして、こういうケースについて、一つ一つこれはいいケースか悪いケースかというのを画一的な物差しを用意するということとは、恐らく大変むずかしいことではないかという気がいたします。ただ、いま御指摘のようなケースが好ましくないことはもう明らかでございますから、やはりそういう場合に大企業が常識ある行動をしていただく、それについて、やはり一般的なルールなり考え方というものを整理する、こういうことが当面の対応策なので

はないかという気がいたします。
○安武洋子君 大臣はいかがですか。
○国務大臣(河本敏夫君) 余りひどい例があれば通産省、中小企業庁といたしましていろいろ行政指導はいたしますが、基本的な考え方はいま長官から答弁をしたとおりだと思います。
○安武洋子君 何度も申し上げるようですけれども、いまどの法によつても保護されないというふうな、この一つの大きな穴があるわけなんです。ですからそういう下請の、出向を受け入れた人たちは訴えていくところが本当にないわけなんです。ですから私は先ほど御答弁の中にもありましたが、でも、雇用は企業内吸収が望ましいと、こういうことであれば私はやはり企業行動として人減らしのための不当な出向ですね、こういうものはやめるようにと、こういうものは自粛するやうに、せめて企業に対する通達、これも含めた強力な行政指導というものが必要ではなからうかというふうに思ふんですけれども、こういうものはいかがでしようか。

○政府委員(濃野滋君) ただいま中小企業庁長官の御答弁のように、私ももたいたいまの情勢の中でいろいろなかつて出向という形が、いわゆる大企業とその傘下の下請の企業の間で行われていることは、先ほど申し上げたような多くの例があるわけでございます。ただ、この親企業と下請企業との関係、これは現在のようないふ情勢、あるいはこれから少し先のことを考えてみても従来の関係とはまた違つたいろいろな、改善と申しますが、組み合わせでその他でもいろいろ両方考えなきゃならぬ問題がいっぱいたくさんございまして、この下請企業への出向という問題だけを浮き彫りにいたしまして、これに何らかの一つの基準をつくつてどうすべきだということを、さういふふうには私は考えておるわけでござい

○政府委員(岸田文武君) 基本的な考え方は先ほどお答えいたしましたとおりでございまして、

なかなかこれは、法律でこういう場合はいい、こういう場合は悪いというような物差しは用意できないと思いますが、この問題についてどう考えるべきか、どう対応すべきか、私なりに少し研究をいたしてみたいと思います。

○安武洋子君 これでは、下請企業は本当に不当な圧迫を受けても救われないということになってしまいます。ですから、やはり私は検討していただかなければならないと思うんですよ。やはり企業行動として、本当に下請をいじめるような企業行動は憤みなさいと、そういう文書、通達ぐらいはこれを出しになるべきだということに思います。その点をもう一度お伺いいたします。と、それから下請振興基準でも、このようなやり方についてはこれは載せるべきではないかと思うんです。これではやはり私がいま申し上げているようなのは穴になってしまっている。こういう御検討もいただけますでしょうか、そのことをお伺いいたします。

○政府委員(岸田文武君) いまの点検討させていただきます。

○安武洋子君 ではぜひ検討していただきまして、私が再三取り上げておりますこういう出向、具体的な人減らしですね、これによる下請いじめというのが救われるような措置をぜひお考え願いたいというふうに思います。

それから、次に移らせていただきますけれども、私は中小業者の健康福祉の問題についてお伺いいたします。

今年度予算の中で中小業者の健康福祉のための事業が、これが初めて行われることになりました。中小企業庁が業者の要望を取り上げられまして、こういうことをやってみようという姿勢に對しましては、私は非常にいいことだというふうに思っています。私は非常にいいことだというふうに思っています。業者婦人とかかわりも大変大きいと思いますし、婦人の地位向上のための国内行動計画の一端としても役割を果たすような事業として、ぜひ推進していただきたいということをお願いいたします。

いましておきたいと思えます。

この事業の内容に對しましては、業者の方々からも非常に大きな関心が寄せられております。まず、ですからこの事業の中心について、一体どういうふうな中身なのかという概要をお聞かせいただきたいと思えます。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業行政の中でも、新しい分野として私もこの問題について、は意欲を持って取り組みたいと考えておるところでございます。

具体的な予算の使い方でございますが、まず第一に考えておりますのは、中小企業の経営者、またそこに働く家族従業員、これらの方々の健康管理面、あるいは福祉面の実態調査を行うこと及びそれをもう少し掘り下げて勉強するために、経営指導員の中で特定の約百五十名を健康福祉モニターという形で委嘱をいたしまして中小企業経営者、家族従業員等の健康福祉に関する意識の把握を行いたい、これが第一の柱でございます。

それから第二番目には、中小企業経営者あるいは家族従業員等にかかわる分野について、総合的な健康福祉施策が講じられるように関係各省庁の学識経験者を含む連絡協議会を設けていきたいと考えておるところでございます。先ほど申し上げました調査等を受けながら、どういう実態になっておるのかお互いに勉強し合うという組織にしていきたいと思っております。

それから第三番目には、以上のような勉強を受けまして、一つの健康福祉事業についての実施システム、こういうものを考えていきたいと思っております。おるところでございます。このやり方はいろいろ議論をいたしておるところでございます。テーマ別に分けるかあるいは地域のタイプ別に分けるか、いろいろなやり方が考えられるわけでございますが、四つぐらいのタイプについて実施システムを研究するための予算が一応用意されておるところでございます。

○安武洋子君 では、一つずつお伺いさせていただきますが、一番最初に出ました問題の中でモニターの問題なんです。いまお伺いしますと、商工会議所の経営指導をするような人などというふうなことが出ておりましたけれども、具体的にはどのような人になるわけでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 商工会、商工会議所に御承知のとおり経営指導員が用意をされております。それを補佐するために補助員等もございします。これらの中から、これらのいま申し上げました健康福祉問題について、特に関心を払っていただくことをお願いする人をモニターとして委嘱いたしたいと考えております。

○安武洋子君 もっと広く、中小企業団体の中で日常的に業者の方々に接触されておられるような人、こういう人も多いと思うんですけれども、そういう人も含めて委嘱すべきではないかと考えますけれども、この点はいかがでございますか。

○政府委員(岸田文武君) いままでの中小企業対策、特に小規模対策につきましては、いわば商工会議所と商工会というのが二本の柱になりました。経営指導体制を進めておることになっております。そういう実績を踏まえていま申し上げましたような考え方を採用いたしたいと思っております。

○安武洋子君 やはり私は、一番最初に業者婦人の声をまとめて、そして中小企業庁長官にも本當に業者婦人の声を受け取ってほしいと言ったところから、これはこういうところではなかったと思うんです。実際に自分が日常的に仕事をなさっているという、そういう業者の方が集められた団体で、あつたはずなんです。そういう団体の方の声もやはり聞けるような、そういうところだけを柱にするんではなくて、やはりもっと広くいろいろ意見が聞けるように委嘱をされるべきだということに思います。重ねて、そういう御検討をいただけるかどうかということをお伺いいたします。

○政府委員(岸田文武君) 中小零細企業の経営者及びその家族従業員、これらの方々が健康管理面あるいは福祉面でどういう悩みを持っておられ、またそれについていまだどういう対応策が現に行われており、何が残されておる問題か、こういう問題については、一番冒頭に申し上げました基礎的な調査によって、大体的な方向を明らかにするということを考えておるところでございます。大体、いま計画いたしておりますところでは、一万ぐらいの調査対象を予定をいたしておりますので、大体そこで問題点が把握できると考えております。それらについて、さらに掘り下げてやります場合に、従来から経営指導員という組織がございますので、それを活用することが経費的にもまた経験的にも、とりあえずは一番便宜な手段であろうと、こう考えておるところでございます。

○安武洋子君 私は、やっぱりいまの御答弁では納得できなくて、とりあえずはそうであつても、将来についてはやはり広くもっと意見が聞けるように、いろいろ中小企業団体の中で日常的にも業者に接触されている方はほかにもおられるわけですから、広く委嘱をしていただいて、平均的に意見が聞けるように、そういう検討をぜひお願いいたします。

さらに伺いますけれども、中小企業の福祉事業ですね、推進連絡協議会のことが第二番目に出ましたけれども、これはいつごろどういうメンバーで発足をなさいますのでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、いまちょうど予算の始まった時期でございます。まず調査、実態把握ということを取り上げて、この結果を見た上で各省あるいは学識経験者を含めた連絡協議会を催そう、こういう心づもりでおるところでございます。それから、これの開催はなおしばらくの時間を要するのではないかと考えております。

○安武洋子君 やはり広く意見を吸収するという立場にお立ちいただきたいと思うのです。私自身も業者の方々の健康や福祉の問題について再三いろいろ意見を申し上げてまいりましたけれども、業者団体の中にもさまざまな有意義な意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、私は懇談会を開くとか意見聴取なども行っていたらいい、ぜひこういう中に役立てていただきたい、そのこと

を検討していただきたいということを申し上げておきますが、いかがでございますか。

○政府委員(岸田文武君) 従来からいろいろな方面の御意見は拝聴してまいりましたつもりでございますし、今後とも有益な御意見を賜ることができれば幸いです。

○安武洋子君 それから、第三点の実施システムですね。テーマ別、地域別で四つぐらい、こういうふうなタイプとおっしゃいましたけれども、四つぐらいのタイプというのは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) これは先ほど申しましたように、どういうやり方をやるかということ自体をいろいろ勉強しておるところでございます。先ほど、例示のような形で地域別あるいは項目別ということをお願いしました。もう少しわかりやすく申し上げるとすれば、たとえば地域別というときには非常に大都市型のシステムはどうか、それから地方都市のシステムはどうか、都市近郊のシステムはどうか、あるいはもう少し農村部のシステムはどうか、こういうような地域別の考え方をとるか、あるいは項目別ということであれば健康診断のためのシステムをどう考えるか、それから健康増進のためのシステムをどう考えるか、こういうような項目別をとるか、どういう方向がいいたるかということをお願いしております。

○安武洋子君 業者婦人の問題を申し上げて、取り上げていただきまして、中小企業庁としてもこの問題を進めてきたことについては、私は大変よかったことだというふうに思っております。ですから、この業者婦人の問題は、いままでも窓口的な役割としては振興課の方でやっていただいていたということですが、今後ともこういう事業もあわせて振興課の方でやりになるのでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 従来申し上げておりますように、業者婦人問題についての通産省の窓口といえますか、中小企業庁の窓口は振興課で

やっております。ところが、実際こういうふうな仕事が増えつつありますと、そういう体制だけではいまいかどうだろうか、なお私も研究してみよう必要があるだろうと思っております。この健康福祉事業自身は恐らく振興課で続けることになりませんが、もっと広い業者婦人問題をどういうふうな形で組織の中で処理していくか、なお研究していただきたいと思っております。

○安武洋子君 その御研究の中には、業者婦人の問題を取り扱う窓口を個別につくるとか、あるいはこういう問題と一緒に扱うところを特別につくるとか、そういうことが含まれておりますのでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 機構の拡充ということはいまの情勢でございますからむずかしいと思いますが、一番実質的に行政が進められるような担当課をどういうふうな考えでいくかということとを研究していただきたいと申し上げたわけでございます。

○安武洋子君 それまでは振興課のままでござります、従来の窓口で業者婦人の問題も扱っていただけると、こう理解してよろしゅうございませう。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど申し上げましたように、いま取り扱いはどうするかということのいろいろ中でも議論いたしております。非常にざいですが、業者婦人問題になりますと、非常に守備範囲が広いございまして、単に振興課だけでやっておりますよりは、むしろ指導官室のような組織の方がなじむのではないかと、いま現に相当の仕事をおこなう方でも手伝ってもらっているというふうな実態にございまして、その辺の調整を考えたいと思っております。

○安武洋子君 ひとつ行政面でいつでも受け入れられるように、穴があかないようにというふうなことを私はお願いしておきます。やはりいま四高不況の中で業者婦人というのが、本当に生活それから経営、これらを維持するために心身をすり減らしていると、こういう毎日なんです。ですから、

いわゆるお勤め人と違ひまして社会保障の面でもまた健康管理、この面でもきわめて不十分な状態に置かれていられるわけなんです。ですからこういう実態とか要望とかは、根こそぎ解決してやろうという立場に中小企業庁ひとつ立っていただきたいと、業者の方々の期待にこたえて、まあ大変大きな期待が私どもの方にも寄せられておりますので、実際にこういう期待にこたえて、喜ばれるような事業としていろいろな企画をなさっておられます事業も進めていただきたいし、それに対応する組織も整備していただきたい、こういうことをお願いいたしまして、最後に長官の御答弁を伺って私の質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘ございました業者婦人の実態につきまして、昨年調査をいたしましたその結果も近くまとまるというところになっております。私も中小企業者の中で約二百万に及ぶ方が自営業種として働く婦人で、中小企業政策の推進力になっていただいておりますことはよく承知をいたしておりますので、今後とも気を付けてまいりたいと思っております。

(委員長退席、理事福岡日出磨君着席)
○藤井恒男君 大臣、きょうはチッソの問題を私取り上げて、大臣に率直な御意見を承りたいと思っております。

大臣御存じのように、私はチッソの労働組合、チッソの経営者、それから熊本の水俣の市会議員、市長からいままではいろいろチッソの問題を陳情を受け、大臣にもお願いしていろいろ御懇談申し上げた経緯もあるわけですが、今日大変な事態になっておりますので、きょうはひとつ率直に大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

言うまでもございせんが、チッソは水俣病補償完遂という重い社会的責任を一つ持っております。同時に、チッソは関連の小会社を含めて約三千九百名従業員がおります。したがって、家族を入れると僅に一万を超す人たちがチッソの企業で生活をしておられるわけですが、この人たちの雇用の維持というこれまた企業としての社会的責任を負って

おる。同時に、水俣に入ればよくわかるように、水俣市は現在三万七千の人口を持っており、知不火沿岸地域の中心地でございますが、チッソの火が消えると水俣市の経済が壊滅状況になるという大変重要なポジションを占めておられるわけなんです。

ところが一方、五十二年九月三十日までの水俣病の認定患者は千九百九十名、これまでの補償金支払いは三百七億四、累積損失が何と資本金の四倍の三百二十二億四、これがチッソの経理状況でございます。しかも、認定申請中の者が現在四千八百名おられるわけですが、五十二年六月の官公庁からの新認定基準が実施されるということになりますと、昨年の例で見ても、一挙に認定患者が三、四倍にふくれる。そうなりますと、補償金の支出が、これまで年間五十億四という膨大なものであったわけですが、これがさらに上回っていくことになってまいります。

一方、チッソの現在置かれておる環境でございますが、経済界全般が長期慢性的な不況の中にあるわけですが、チッソの企業が化学業界に属しておるといふところから、幾多の構造問題を抱え、需要の停滞による低操業、そして市況が軟弱である、このことはチッソ企業が他産業に比してきわめて厳しい状況に立たされておられるわけです。このために、五十二年上期のチッソの経常損益は八億四、四十七年以降の累積損失は資本金の四倍の三百二十二億というところは先ほど申し上げたとおりでございます。まして、チッソの経営状態を調べてみても、もはや換金する何物もない、換金しようとすればチッソの本体である工場それ自体を売却しなければならぬ、こういうことになるわけなんです。このまま推移すると、先ほど申し上げた社会的責任である患者の完全救済あるいは雇用の維持、地域経済への波及ということについて、全くこれを担うことができない、それどころかチッソそれ自体の企業が存立しないという状況に立たされておられるわけです。過日も水俣市の市長、議長以下各会派の市会議員がござって陣情に参りまして、何としても具

体的な本策を講じていただきたいということ
ございまして、大臣もこのことはよく御存じだ
と思うわけです。こういった状況に立つて、政府が
このチツソ問題をどのように解決しようとしてお
られるのか、具体的な対処の仕方についてお伺い
いたしたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 産業政策の面から申
し上げますと、チツソの製品、いま御指摘がござ
いましたように一部は不況業種でございしますか
ら、不況カルテル等によりまして緊急対策を立て
る、これも一つの方法だと思ひまして、現にそう
いうこともやっております。あるいはまた、チツ
ソが再建のために新製品を開発して、こうとい
う場合に対しては、産業政策上できるだけの援助を
惜しまない、これも一つの方法だと考えておりま
す。しかしながら、そういう基本的な産業政策の
面からのチツソに対する取り組み方だけではこの
問題は解決をいたしません。いまいろいろお話が
ございしましたように、非常に根深く複雑なもの
がございします。しかも、事態は非常に緊迫化して
おる、こういう状態でございます。私も、チツソの
経営責任者からいろいろ話は聞いております
し、地元の方々からも話は聞いております。非常
に経営状態もむずかしい時点に差しかかつてお
る理解をいたしておりますので、やはり政府とい
たしまして、何らかの私は対策について積極的
にやばり検討する時期が来ておるのではない
か、こう思っております。

現在のところ、内閣官房が中心になりましてい
ろいろ作業を進めておるようでございますが、関
係する各省も多いいことはありますけれども、至
急に私は関係者が集まりまして、何らかの対策を
立てることが必要である、こういうことを痛感
いたしております。

○藤井恒男君 これは実際問題として関係閣僚
議が官房長官のもとに持たれておるわけござい
ますが、いままでの経緯を見てみましても、ほと
んど機能しない、果ては発行問題一つとてみても
県と国との関係がいろいろしくしくしておる

いうような状況で、前へ向いて進まないという状
況じやなからうかと私は思ふんです。もちろん私
はきわめて大切な汚染者負担の原則、これは公害
行政の基本でございますから、これは厳然と守ら
なければならぬわけでございますが、チツソの
企業それ自身が存続しないということに立ち至れ
ば、何もかも消えてしまふわけでございまして、
同時に、先ほど言った地域社会への問題、あるい
はそこで抱える家族を含めて一万ほどの人たちの
生活の問題、社会的な大変な問題になるといふ
うに思ふんです。したがって、いま大臣せっかく
のお答えでございますけど、そういう形で、こ
れは関係銀行に融資をさせたところでどうしよう
もない、動きがとれないわけですから、これから
チツソを存続さすという前提を当然お持ちだと思
ふんだけど、それじやどうやってチツソの企業と
いうものを維持させていくのか、もう少し具体的
なものがあればお聞きしたいと思ふんですが。

○国務大臣(河本敏夫君) これまではいわば
ボールの投げ合いのような形になっておたわけ
でありまして、事態は非常に重大な時期に差しか
かつておると思ひます。でありますから、これは
やはり何らかの形で、政府がある程度の私はめん
どうを見ないと前進しないんじゃないか、こうい
う感じがいたします。その点につきましては、内
閣官房におきましても、事態を非常に重大に認識
しておられるようでありまして、いろいろ案を
つくっておられるようでありますので、私もも
その案ができましたならば、その案に沿って至急
相談をしたい、このように期待をしております。
だから、これまではなかなか進行しなかつたので
ありますけれども、大詰めに来ておるような感じ
がいたしますので、もうしばらくの間お待ちいた
だけばと思ひます。

○藤井恒男君 大臣は政調会長のときからずいぶ
いろいろとお骨折りのことを私も存じておるわ
けですが、PPPの原則があるからといって火
の粉を溶びることをさらうて県や市とボールの投
げ合いをやっておたつて、これは事態はどん

ん深みに入っていくわけだから、私はいま大臣
おつしやつたように、政府としてやばり一はだ
脱ぐという毅然とした態度、要するにチツソを存
続さすという前提に立つて、何らかの抜本策をと
らなきゃいかぬ、そのためにはやばり特別立法
でもして、何か考えなければいけない重大な問題
だろうと私は思ふんです。その辺で、私の問題
についてはこれ以上のことは言及しませんが、ど
うぞひとつ大臣、通産行政の立場から十分な施
策をお願いしたいということを要望しておきたい
と思ひます。

エネルギー庁長官おられますので、常々申し上
げておりますナフサの問題ですね、これについて
きょうはひとついい御返事をお聞きしたいと思
うわけでございますが、円が二百二十円割れの状
況の中から、最近とみに輸入差益の還元という声
が非常に大きくなつておる。輸入差益の還元とい
う言葉の裏に、必ずと言っていいほどナフサがく
つていて、それほども私はこのナフサ問題が
矛盾しておるというふうに思ふんです。この円高
差益というのは、苦勞せずに入つてくるわけ
でして、基幹産業であるナフサ需要業界は、原料
のナフサが高いがゆえに、しかも円高であるがゆ
えに壊滅的打撃を受けておる。片方供給側は、労
せずして差益がごろがり込んできておる。そう
いう中で、著しく国際的に割り高な原料をしよう
ておるわけですから、石化業界はもろろんのこと、
構造不況業種である合機業界もまた先ほどのチツ
ソじやございせんが、大変な状況に立ち至つて
おるわけなんです。いままでも何とんでも価格決定
に四十八年当時通産省は介入したことは事実でござ
いますから、そのしりばはやばりきちつと私は
ふかきやいかぬ。そして基幹産業である石化業
界、そしてさらにその庇護にありまます合機の現
状から照らして、その辺のバランスをやはりとつて
いただかなければいけないというふうに思ふわけ
でして、エネルギー庁長官としてのお考え並びに
決意を聞かしていただきたいと思ふんです。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点、私も全く

同じような考えに立つておるわけでございます
が、御承知のように昨年の十月―十二月分につ
きましては輸入分も考慮いたしまして、実質三千円
の値下げということで話し合いがついたわけござ
います。現在この十一月―三月分につきまして
の交渉が始まつたというふうには承知いたしてお
るわけございまして、いま需給両当事者間での話
し合いが始まつたばかりの段階でございまして
で、この段階で私の方としてどの程度下げられる
だろうとか、あるいは下げられるべきだといふこ
とは適当でないと思ひますので、その点は差し控
えたいと思ひますが、先ほど御指摘になりました
ような事情につきましても、あるいは石化業界の
窮状につきましても、私としても十分承知してお
るつもりでございますので、今後両当事者の交渉
の経緯を見ながら、状況に應じまして私たちがし
ても指導に乗り出したいと、かように考えてお
るわけでございます。

○藤井恒男君 本質的なナフサ問題を解決しよう
と思へば、やはり石油製品の価格ですね、価格体
系それ自体を本質的に洗わなければならぬとい
うことだろうと思ふわけでして、そのためにエネ
ルギー庁に石油価格問題等懇談会というのが設置
されておるというふうには承知しておるんです。し
かし、これも昨年末に顔合せをして一度も会合
を開いていないというふうな状況だそうござい
ますが、その辺のところどのような動きをしてお
るのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 本来、石油製品価格の
市場のメカニズムを通じて適正に形成されていく
ということが望ましいと思ふわけでございます
が、御承知のように、石油製品価格なるものは、
それを処理する需要部門に対して多大の影響を与
えるものでありますし、また石油産業自体として
も、構造問題につながる問題であるといつたよう
なところから、昨年石油部長の差益諮問機関の形
で石油価格問題等懇談会を設置いたしたわけござ
います。その後――石油部長もおりますので、
その後の状況につきましては石油部長からお答え

させたいと思います。

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

○政府委員(古田徳昌君) 石油製品の価格体系の問題につきましては、総合エネルギー調査会の中の石油部会でもいろいろと議論がなされて、結局石油部会の中の一小委員会あるいは一部会という形で議論をさらに進めるようにという御指示を、昨年暮れに受けたわけでございます。それを受けて、私どもの方としてまず経験者数名の方に御出席いただいて、とりあえず懇談会の形で発足したというわけでございます。昨年一応全体の問題点の検討といたしまして、洗い直しを行なうとして、それを受けてこの三月になりましてから二回目を開いて議論を進めている段階でございます。

その中で石油製品の価格につきましては、確かに体系的に見ますと他のヨーロッパ諸国あるいはアメリカに比べて相当違った形になっているというところで、そのもたらす影響、その影響が石油産業自体にもたらす影響、さらに需要サイドに対しての影響等いろいろあるわけでございますけれども、それらの点について十分洗い直した結果、新しい石油価格体系はどうあるべきかというふうな形で議論を進めていきたいというふうに思っています。

○藤井恒男君 私には前にもこの委員会で申し上げたこととありますが、通産省としてはできるだけ価格決定に介入しない。それは供給側と需要側の両当事者間の話し合いに待つべきだということをしきりにおっしゃるわけけれども、これはやっぱり最初に行政が介入して標準価格というものを設定した経緯があるわけですから、中途半端な介入をすればどんどん深みに入っていくというおそれもあるわけだけれども、このところはやっぱりきちっとしなきゃいかぬ。それから現在の供給側と需要側の間には、交渉当事者としての資格に欠ける、交渉の力のバランスがとれない、その最大の原因がやっぱり輸入問題にある。だから石油業法によって安い、現に安いわけだけ

れども、安いナフサをユーザー業界が直接輸入するということを認められていない。

そういう仕組みの中で供給側とユーザーと交渉しろといったところで、もうだいたい交渉の立場がないわけですから、この点については私は基礎産業局長の諮問機関の石油化学工業国際競争力研究会、ここが指摘しておるように、石油化学企業による共同輸入会社、共同備蓄会社の設立、これを買入として安いナフサがあつたらどんな需要側も買入という状況の中からは、価格決定に対して両当事者間の話し合いをするという方法はきわめて妥当だと思ふけれども、この辺についてどうしようとお考えであらうか。

同時に価格決定方式にしても、私は以前にもドル建てでいったら恨みっこないじゃないか。そのときの状態に応じて、要するに安いナフサをよこせと言っておくわけじゃないのだから、国際競争力を余儀なくする産業なんだから、その基礎的な原料であるナフサを国際価格並みにしろということだから、国際価格が上れば上がったってよろしい。しかし著しく割り高の場合には国際競争力を欠くわけだから何とかしろ、そのためにはドル建てが一番正しいということも申し上げたわけですが、この研究会で同じように価格決定方式は四半期ごとに国際水準を考慮しつつ見直していくシステムを導入したらどうか。同時にトン当たり建ての方式が望ましいということも提言しておるわけですから、この辺について長官どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) いま御指摘になりましたナフサについては、輸入は自由化しておるが石油業法の供給計画の点から必ずしもユーザーの自由に輸入されないじゃないかという御指摘でございますが、この点については二つのポイントがあるかと思ひます。

一つはやはり石油製品連産品でございますから、ナフサも非常に大切でございますが、その他の製品についても安定供給しなくてはいけないといったようなところから、供給計画を策定いたし

まして、各種製品の安定供給に資するようにいたしておることと、もう一つは、輸入に伴いまして必要とされるシーバースとか、タンクの保有状況といったような現実的な問題も考えざるを得ない。いずれにいたしましても、そういうことを前提として各種製品の安定供給ということを考えておるわけでございますが、そういう問題に関連していま御指摘の点、共同備蓄会社をつくる、あるいはドル建てはどうかという御意見でございますが、私は一つの考え方だと思ひますので、検討したいと思ひます。もちろん御承知のように、各国によりまして石油の需給構造というものが異なっておるわけでございまして、各国等と同じ価格の体系にあるということとはむしろ実情にそぐわない面もあるかと思ひます。一面、石油化学製品なるものが輸出を主とした国際競争力を非常に重要な要素として考えざるを得ない産業部門であるということとあわせ考えまして、御指摘のような点についても今後検討したいと思ひます。

ひとつ御参考までに申し上げておきますが、五十二年度のナフサ輸入あるいはナフサ全体の需要の問題でございますが、五十二年度全体としてナフサの需要は八十万キロリッターほど当初予定したよりも減つておるわけでございます。これは石油化学界の生産動向との関連からさうなつたと思ふわけでございます。その場合にも輸入の方で私たちは五十万キロリッター程度増加いたしました、むしろ国産品で百三十万キロリッターほど落としておるといふことで、さうな状況ではございますが、まず割安の輸入をふやして、一方で国産を減少させることによって調整をいたしておきたいと思ひます。今後とも輸入を弾力的に考えていきたいという立場でございます。

○藤井恒男君 この価格体系を抜本的に見直す時期にある、ナフサも当然一三月について値下げの方向でやらなきゃいかぬという大筋は長官も認められていると思いますが、もう一つ深く入って、

これまで禁句になっておるわけでございますが、消費者保護という名のもとに、わが国における灯油価格が余りにも安きに置かれておる。これはIEAがすでに指摘しておるところでございますが、そのつけが全部仮にナフサに回つてきておるんだということになりますと、そのナフサが基礎産業である石油化学界の国際競争力を失墜せしめるし、同時に合衆国に見られるように、すでに三分の一ほどの要員がいろいろな形において企業から去つております。これが、ある場合には失業率、ある場合には関連下請への出向という形で食い延ばしをやつておるような状況ですから、何が大切かということをよくポイントを置いて考えていただくかなければいけない。このことは非常に私重要な問題だと思ひますので、その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、昨年三ヶ月間はナフサ輸入を含めて三千円下けというところでございまして、そうなりますと、一三三月の値下げは二万九千円に対して二万六千円というペースから話し合いに入つていくのか、これは国産品二万四千円、そして輸入製品が千円だから、二万七千円から入っていくのか、その辺のペースのとり方はどうしようとお考えか、すでに話し合いに入つておると思ふので、長官のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) まず灯油価格でございます。この点、先だつてのIEAの東京理事会で対日審査結果報告の中で、消費節約との関連でこの価格問題に触れられておることは事実でございます。また、私たちがいわゆる石油危機の後、国民生活として非常に重要な家庭用燃料であるというところで、この価格指導を続けてきたということも事実でございます。ただ、灯油の価格のつけが石化製品に固つておるという直結したことは私はないと思ふわけでございますが、いずれにいたしましても、先ほどの価格懇談会での一つのテーマにならうかと思ひますし、あるいは灯油をとるのか、あるいは産業用のナフサをとるのかといったようなことは、やはり私は国民的コンセンサス

と申しますか、日本の人たちがその環境をどういふふうにかえるかという問題ともからみ合わせまして検討すべき課題ではなからうかというふうに思っております。

それから、一―三月の値決め交渉のベースには二万九千円が置かれるのか二万六千円が置かれるのかという点でございますが、この点については私まだ定かに承知いたしておりませんが、ただ問題は、この一―三月における需給あるいは円レートの動向といった問題、実績として出てきておるわけでございまして、そういったものを踏まえて両当事者間で、いわゆる円高メリットが適正に石化用ナフサ価格に反映されるように、そういう認識のもとで、需給両当事者で話し合いを始めていくものというふうには私は理解いたしておるわけでございします。

○藤井恒男君 きょう私三十分の時間で、もう時間が参りましたので、大臣にお願いかたがたお考えをお聞きするわけですが、いま私申しましたように、基礎産業局長の諮問機関である石油化学工業国際競争力研究会、ここが指摘しておりますように、わが国の石油化学工業の国際競争上最大の問題は、欧米に比べ割り高な原料ナフサ価格であるというふうには指摘しております。それから、構造不況と言われておりますが、合衆業界における最近の国際競争力の失墜、これもすべてナフサ価格にある。その他の面においてはアメリカのデューポン等にも比べても何ら遜色がない。ただナフサだけが世界各国に對してきわめて割り高であるがゆえに、いかんともしたい。競争力がない。中国との貿易などにおいても、ほとんどデューポンその他にシェアを奪われておるといのが現状でございまして、私は石化業界並びに合衆業界のこれから生きる道というのは、まさにこのナフサにかかっておると言っても過言ではないと思っております。

片方、民族系を含めて石油精製業界は莫大な差益を得るわけですから、この辺はやっぱり政治がそのバランスをとらなければいけない。通産省と

して、ちゅうちよすることなくこの一―三についてのナフサ価格決定に、勇断を持ってほしいというふうに思っております。大臣のお考えをひとつお聞きしておきたいと思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) ナフサの問題につきましては二段階で考えておりました、当分は業界同士の話し合いでやっていただきまして、話が妥結すればそれでいいわけですが、妥結しなければ通産省としても適当な水準に落ちつけるように、話し合いが促進するようにいろいろ工夫をしていこうという考え方が一つであります。しかし、これでは抜本的な解決ができませんので、やはり、どんな形になりますかまだ最終的な判断はしかねておりますけれども、とにかく抜本的な解決方法を第二段階として考えていかなきゃならぬと、このように理解をしております。

そこで、この一―三月の問題であります、この分につきましては、石油化学業界も前回に引き続いて話し合ってみると、こういうことを言っておられます。まあ条件は十一月の条件よりも非常に変わっております、一層の円高になつておりまして、したがってそれだけ現在のナフサ価格というものは国際水準から飛び離れて高いと、こういう状態でありまして、石油業界全部ではあります、大部分の企業というものが非常に大きな黒字の決算をしておる、円高の利益というものが非常に大きく出ているという現状におきまして、一部の業界が非常に高い国際価格のために、その経営がうまくいかないというふうなことは、これはどう考えても不公平な話でありますから、だからそこはよく話し合っていたきたいと、こう思っております。その話し合いの結果を見た上で、通産省としては何らかの判断を下す必要があるならば下しまして、そしてその解決のためにお手伝いをしたいと、こう思っております。

○柿沢弘治君 きょうはお忙しいところを企画庁長官にもおいでいたしておりますので、少し基本的な問題についてお伺いをしたいと思います。經常収支の黒字幅はいよいよ空前の百四十一億

ドルということ、これからの経済運営ますますむずかしさを加えているように思いますが、政府は今週の日曜、二十一日の経済対策閣僚会議で黒字対策等新規対策を決めるというふうに言われておりますが、その内容について、先ほど通産大臣からもちよつとお聞きをいたしましたけれども、取りまとめをしていらつしやる企画庁長官のお立場でお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま関係各省からいろいろ検討をお願いしておりますところでございますので、まだ最終的にどういふ案になりますか、もう少し待ちましてもわかりませんが、大まかに考えておりますことは、一つは緊急輸入と申しますか、この際通常の輸入を超えていろいろ輸入を民間にも考えていただきたいと思ひていることにつきまして、それをなるべくやりやすくするよう金融等々の方法を一つ。それから国といたしましても何がしか自分で輸入をし得るものがさらに考えられるかどうかというものが一つ。それから、従来わが国がいたしてまいりました対外経済援助あるいは国際機関への出資等々、そういう面で新たに考えるべき分野がないかどうかということが一つ。それから多少系列は違いますが、い

わゆる円高差益の還元ということについて、民間経済に属しております分野では、ある程度のことが行われつつございまして、政府が介入しております部分については必ずしもそれが、必ずしもと申しますか十分でないということがございまして、それがどのような理由に基づくものであるのか、理由がありとすれば、その理由は国民に示すべきだと思ひますし、また努力によつて還元し得るものがありとすれば、ある程度還元すべきだと思ひますが、そういう問題。それらを主な研究の対象にただいまいたしております、今週じゅうには結論を出したいと思ひておるわけでございします。

○柿沢弘治君 いまお伺いをいたしますと、緊急輸入と経済協力と差益の還元、三本の柱というお話でございますが、そのもう一つ手前の問題とし

て、やはり内需の振興策というものがあるのではないだろうか。それに關しましては、企画庁長官なり政府の景気判断と私どもと違ふところがあるのだと思ひますけれども、その点を少しお伺いをしたいと思ひます。

まあここの三月、四月と景気は回復基調をたどつていてる月例報告等出ておりますが、昨年も振り返つてみますと、春三月、四月、景気回復基調をたどりまして、私たちはこのまま続くとは思ひませんと総理にも申し上げたんですが、いや、このまま順調に回復をたどつていられるんだと言つて強氣を突つ張られて六月、七月と寒く夏を迎えてしまつたわけですね。その意味では、春はほかほか陽氣と同じように景気も実勢以上に明るくなるという点があるように思ひますが、いまの回復基調を、そのまま続く安定したものというふうにお考えでございしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 大分時間もたちましたし様子も変わつてきたように思ひておりますけれども、柿沢委員のお立場からは、別段余り変化がないというふうなお考えでございまいしょうか。前回と同じようなお尋ねでございましてけれども、私も、一般に私どもが考えておりましたような路線に経済が動いてきていまして、考えておりました、在庫調整もかなりもう進んでおると見ておりますので、前回つと御説明してまいりましたような路線が、大体私どもの考えておる通りに展開してきたものと思ひておるわけでございします。

○柿沢弘治君 しかし、たとえば個人消費につきましても、三月の百貨店売上高は必ずしも順調とは言えないと言われておりますし、最近ぼつぼつ結果が出つつある春闘相場を見ましても、政府の予想していらつしやる数字よりも一程度低いというところになりそうに思ひますけれども、そういうものを前提とした場合、個人消費支出について五十三年度の見通しどおりの線に乗つていくというふうにおつしやる根拠はどこにあるわけでしょうか。

はり消費が一番おくれおって、統計にあらわれ
あるいは統計以前に現実に消費がかなりよくなっ
てきたと感じられるのは、一番後になるのではな
いかということをおし上げてまいりました。それ
で前回いろいろお尋ねがありましてから以後、出
ました消費関連の指標は十二月、一月とようやく
十、十一の前年同期対比のマイナスを脱してあり
まして、一月はかなりいい指標が出てまいりまし
た。しかし、いずれにしてもやはり生産関連が先
へ出まして、消費者がある程度消費の信頼を回復
するのは、どっちみち少し時間がかかると思てお
りましたので、ただいままでの動きはまああ予
定した感じだと思っておるわけでございます。
春闘のお話もございました。これについては前
にも申し上げましたように、私どもとしては全く
中立的な立場をとるということでございまして、
特段のコメントを申し上げませんけれども、
しかし、私どもの考えておりますような経済運営
がほぼ線に乗っておるといたしますと、消費者と
してまず経済の最悪の事態は脱した、とすれば、
雇用もこれ以上は悪くならないであろう。つまり
御自分のところの家庭に振りかかる解雇である
かというようなこともこれ以上はないであろうし、
場合によっては少しづつ残業手当もふえるかもし
れない。そういったような物の感じ方、及び消費
者物価が安定しておるといふその条件が、大体
消費者にそのように受け取られましたようなとき
から、消費がほぼ着実に回復してくるのではない
かと思つてまいりまして、そのような条件は次第に具
備されつつあるというふうにお考えおるわけであ
ります。

○柿沢弘治君 景気の回復、明るさという点につ
いても私たち若干違った見方をしておりますが、
つまりこたつの中の暖かさといひますか、公共事
業に足を突っ込んでいるところだけはおほかと暖
かくなつてきている。しかし、温風暖房機のように
部屋全体が暖かくなっているわけではないとい
う点に、やはり制約があるように思ひます。その
意味で、特に公共事業等前倒しということ、年

度前半に繰り上げ執行されるということになる
と、下期の景気の回復が失速するかどうかとい
う点が、判断の分かれ目だと思ひます。もちろん
長官の立場で補正予算を組むということはおつ
しやれないと思ひますけれども、民間の経済機関
などは、補正予算を組んでなおかつ五％程度とい
う見通しを立てておられるわけですが、私はそれに別
にこだわっているわけではありませぬけれども、
下期の回復基調がそのまま続くかどうかというの
は、公共事業で暖められた景気が、そこで関連の
分野で出てきた在庫の調整が一般に順調に浸透し
ていくかどうか。そしてさらにその上に在庫の積
み増しと設備投資に火がつくかどうかという点に
あろうかと思ひます。

参議院の予算委員会でも私申し上げましたとお
り、昭和三十年代から四十五年までの見通しと実
績との対比をいたしますと、例外なしにいいま
すか、四十年一年を除いてすべて実績が上回って
いる。四十五年以降五十二年まで比べますと、二
年間を除いてすべて見通しに對して実績が下回
っている。これは偶然の一致というにはちよつとや
はり形が決まり過ぎているように思ひます。その
点では、三十年代高度成長期の見通しというの
いはばへそくり型で、安定成長期の見通しとい
うのは上げ底型だといふふうに申し上げたわけだ
けれども、それはつくる側にもそういう意図があ
る。何とかして景気を引っ張り上げたいと思つて
から、見通しとして高い数字をつくりたい。そして
税収も少しでもふやしておきたいという意図があ
るわけですから、受ける方の民間企業でも、
同じようなバイアスがあるんじゃないだろうか。
高度成長期には政府が平均で七％上がると言
えば、わが企業は一〇％伸ばしてシェアを拡大し
たい、積極経営をやるところが結局成果を上げて
きた。ところが、安定成長期になると、政府が七％
だと言つたときに、七％以上伸ばす企業よりも、
それより控えめに経営方針を立てる、その中で何
とか企業収益の改善を堅実に図っていくというの
が企業の経営者の行動として、これは当然起こつ

てくる企業行動のピービエだと思ひます。

そうした企業行動の原理の変化というものの、高
度成長時代と安定成長時代には違ふんだと、見通
しに對するスタンスが違ふんだという点を考えま
すと、今後の設備投資や在庫投資の積み増しにつ
いて、企画庁長官のように私は樂觀的な見方に立
てないわけではございますが、そうした企業行動の
変化というものをどう評価され、それを経済見通
しを立てる上でどう判断されているのか、その点
をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうバイアスは
確かに企業家にございまして、したがって、いま
から二月、三月ほど前でございますが、政府が七％
程度の成長と言ひましたときに全く問題にされず
に、むしろかなりかかられたという感じがいた
しますけれども、いまになりましたと、それはかな
り変わつてきております。まだ七％程度の成長が
できそうだとおっしゃる方はそう多くありません
けれども、何となく様子が変わつてきたというよ
うなことがいまの恐らく空気ではなだらうか。
柿沢委員は、それは一時的なものであつて、昨年
もこの時期にそうであつたではないかということ
を先ほど言われまして、昨年は確かにそうであ
りました。私も、しかしこれは違ふと、それ
は在庫調整をやらせたりも云々と申し上げ
るところですが、確かにそういうバイアスとい
うものはございまして、いまから二月またた
ちますと、今度はずいぶんまた変わつてきて、七％
程度というものは、これはできるのではないだ
らうかといふふうには企業家が思ひ出すのではな
いだろうか。消費者にもそういうコンフィデンス
が私は戻るのではないだらうかと、そういうふう
にむしろ考えております。

○柿沢弘治君 私にも別に七％が実現しなければい
いと思つておられるわけでもありませんし、これはで
きるかできないかというのにはまさに水かけ論とい
いますか、なりまして、あえてできないという
ふうにおし上げておられるわけではないんですが、た
だ、やはりそうした景気回復への芽を確実なもの
にするためにもう一段、この際手を打っていくと
いうことは有効であり、適切ではないだらうかと
いうことを感じておられるわけですか。その意味で、先
般来、公共事業と大幅減税とを車の両輪として景
気回復を図るべきだといふことを私も言ひ続け
てきました。最後の予算成立の段階では三千億の
減税で妥協はしましたけれども、依然として基本
的な考え方に変えておられるつもりはありませんし、
その意味で、これからのこの經常収支の黒字の幅
の拡大、さらに国内経済の中におけるデフレ
ギャップといひますか、依然としてそういうもの
が残つておる状態の中で、消費者物価が安定して
いる、そうした好条件を生かすという意味で言え
ば、むしろ先手をとって内需振興策をもう一段強
める必要があるし、強めることは望ましいことだ
と。もちろんやらなくてもできるという御判断も
あるでしょう。しかし、やつてマイナスがそんなに
大きいのかどうかという意味で、内需振興策の
追加を私たちは依然として主張をしたいと思つて
いるわけでございまして。

その意味で、今度の経済対策はこれで打ちどめ
とか、日米首脳会談用とか言われておりますので、
もしもこれで打ちどめと、首脳会談用のきわめつ
きだといふのであれば、先ほどのおっしゃつた三
本の柱では不十分なんじゃないだらうかというふ
うに申し上げておるわけでございまして。

それから、もう一つ十分だと思ひますのは、
輸入が緊急輸入対策に限られておることだ
と思ひます。一つは、もつと経常的な輸入の分野
で思い切つた輸入拡大策とれないだらうか。思ひ
切つたといひますか、むしろイコールフットイン
グの考え方、立つ市場開放というものの對して、
この文章の中に、この文章といひますか、二十一
日の対策の中にやはり一項目加えるべきではない
のか。東京ラウンドをめぐる今後の関税引き下げ
の問題、それから農産物の輸入の問題、そうした
ものについて、やはりこれがもし日米首脳会談用
だといふのであれば、きちつとした政府の姿勢を
もう一度つけ加えていくべきだと思ひますが、そ

の点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実には東京ラウンドの問題を、今回閣僚協議会で決定すべきかどうかというのを私も一度考えたのでございますけれども、これはまあ東京ラウンドが実際大詰めの段階に入りましますのにもう少し時間がございまして、それから事務の性質から申しますと、この方は余り大きな会議を開きませんでも、御所管の大臣の数は実は限られておりますので、いさゝかゆる経済対策閣僚会議で、これは相当の数になりますので、御議論をいただかないでも、しかるべき時期に閣僚だけで比較的小さな規模で決め得る問題であろうと、こう考えまして今回の議題にいたしております。が、実はすでにたゞいまお話ししているような問題、東京ラウンドの対象になりますような問題については、所管省においてはすでに内々研究を進めておられまして、場合によりまして、しかるべきときにこれは小人数でよろしゅうございまして閣僚の間で御相談をしようかと、こう思っております。今回の、今週予定されておりますものは切り離してございまして。

○柿沢弘治君 まあ宮澤大臣に申し上げるのは釈迦に説法と思えますけれども、実は二月にアメリカへ行きましてときにも、アメリカ側から何度も聞かされたのは、日本が本場の意味で東京ラウンドに前向きに取り組んでくれるのかどうかという点、しきりに念を押され、それを彼らとしてはやはり一つの約束として気にかけているように思われたわけです。その意味で、やはり対外的な説得力の面でそれを落とすということはよくないのではないかとこのように思いました。

それから、ECから伝わってくる話でも、同じようにやはり日本が本場に東京ラウンドでECの関心品目に対して積極的な関税引き下げをしてくれるのかどうか。対米関心品目だけで終わってしまうのではないかと不信感なり懸念が、依然として残っているように思われます。その点で私は念を押しておきたかったし、それは当然この時期に加えるべきだとこのように考えたわけでございます。

それからもう一つ農産物の問題では、これは農産物については輸入拡大とか制限枠の撤廃を主張する政治家といいますが、議員は余りおりませんけれども、私は消費者の立場に立って、そしてさらに幅広い国際分業体制をつくるという点で、やはりもっと市場開放に前向きに取り組むべきだといふように思っております。これは本来は農林大臣にお伺いをすべき問題と思っておりますけれども、宮澤長官がドイツの経済相ですかに対して、農産物を除いてその他の品目については積極的にやっていますし、頭から農産物を除いておられる。これは国際派の宮澤大臣としては、いさゝか納得のいかない御発言でございまして、やはり地元の選挙区をお考えになつていらっしゃるのかなと考えるを得ないわけですね。その点は括弧をつける必要があるかどうか。農業は別だと、農業はハードコアだという終戦後の感覚が、現在の国際分業体制の中で依然として説得力を持っているといふふうにお考えかどうか。

アメリカへ行きましてときにしきりに日本の議員が日本の農業の苦境を訴えて農産物は別だ、こういう説明をしたときに、アメリカ側から切り返される言葉は、日本の農家がそんなに苦しんでいる、だから輸入制限を求めると言うのなら、われわれは、アメリカの鉄鋼労働者が首になつて苦しんでいる、家電製品の企業の労働者が失業して苦しんでいる、だからそれについて輸入制限を求めるんだという理屈と全く同じではないか、それを両方認めれば結局保護貿易主義の高まりの中で損をするのはどちらですか、こう切り返されたときに、一体どうお答えになるつもりか。果たして、農業はハードコアだという古い感覚が依然として通用するといふふうにお考えかどうか、進歩的な宮澤大臣のお答えをお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 自分の選挙区のことを別に心配しておりませんが、実は、十五年余りにケネディラウンドがございましたときに私は

やはりこういう多角交渉の日本の責任者でございました。そのときに残存輸入制限品目が百五十ほどあったと思いますが、それをほとんど四半期ごとに減らして今日のところまでまいりました。その苦労は、まあ口幅つたいようですが、私が一番知っておった一人だと思ひますし、したがって今日残り残りましたもののむずかしさもかなり知っておるつもりでございまして。今日の日本の残存輸入制限品目の姿は、先進工業国のどの国に比べても決して劣つておると思ひません。どの国も、アメリカも含めて、わが国に対しておまへの国の残存輸入制限品目の姿は悪いではないかと言へる資格がある国はありません。そういう意味では、私はアメリカが日本の農産物の、あるいは農業のいまの姿についてあれこれ言う資格はないと思つておるわけでありまして。

それよりもむしろ国内の問題として、消費者の立場からこれだいいのかなあという問題として私は取り上げるべきではないかと思つておりますので、そういう意味では、恐らくケネディラウンドで問題になりましたと同じように、東京ラウンドでも農産物の問題は問題になるわけでございますから、日米ということよりはむしろわが国自身の問題として、それから世界的な多角交渉の問題としてならばこれは考えてみる必要があるのではないか、私はそんなふうには実は考えておるわけでございます。

○柿沢弘治君 私日本に残存輸入制限が、ほかの国に比べれば姿として悪いということを上記しているのではありません。むしろ外国と比較してはどほどだかいいじやないかという考え方、判断、それがやっぱり外国との比較の感覚を脱してないのではないかと。むしろ外国との比較ではなくて、いま長官も最後におっしゃつた国内の消費者の立場としてどうなのかということ、それから全体の国際收支の構造の問題の中で、いまのように空前の黒字が継続するかもしれないと言われている、OPEC・アンド・ジャパンと言われるような貿易収支構造を持っている中で農業の残存輸入制限

というのをどう考えるべきか、それは全体の国際均衡の中の判断として主體的な判断があつていいはずだと思ひます。畜産の問題について言えば、これは自給率自給率といふべきけれども、むしろこれも垂直的な分業にはなつてしまつていゝる。つまり、牛の食べるえさの大部分は外国製品でございまして、やはり日本の産業構造の特徴である原料を入れて製品を国産するという姿勢の中の全く同じパターンになつていゝる。その意味では、本場の意味の国産ではないわけですね。畜産物というのは半分以上は外国品の肉を私たち食べている。ただ、えさを入れてそれをこで加工しているにすぎない。

そういうふうにお考えなさい。もう一つ違つたアプローチがあるのではないかと思つておられます。国内問題におけるむずかしさ、いまおっしゃらなかつたむずかしさというものは私も十分承知しておりますけれども、そこに思ひ切つたやはり蛮勇をふるつていくという姿勢がなければ、日本の国際均衡というものはなかなか到達できないのではないだろうか。それからプラスチックを高めている消費者の立場といふことも、そうしたものに信頼を受ける政治をつくることはできないのではないだろうか、そういうふうにお考え申し上げておるわけでございます。

それから、時間も余りありませんので別の問題に移りますが、輸出抑制の問題といふことが、その問題が入つていない。これも一つ問題ではないでしょうか。たとえば、自動車の輸出が依然としてほうつておけば戦後最高水準を上回りつづけるという中で、このまま輸出抑制策について何ら触れないでいいのだろうか。この点についてはいかがでございましょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず前段の問題につきましては、国内の問題として、消費者の持つておるいろいろな要望をどのように農業政策との関連で取り入れていくか、これが一つの視点であるという点については柿沢委員と私と同じ考え方、これは確かに一つの視点だと思ひます。しかし、

いわゆる經常収支の黒字の問題との関連で、農業の残存輸入制限をということになりますと、表徴的な意味でならばそういう問題の提起は諸外国からもちこたいますけれども、実際に輸入し得る幅と云うのは幾らもないということとは柿沢委員もよく御承知のとおりでございますので、その視点は私は実は余り重要には考えていない。むしろ、アメリカの議員さんなんかが自分の選挙区のものとの競合、ものとの関連でいろいろ主張をする、そういう経済外とも言うべき要因ならばこれはまあ無視するわけにもまいらぬ点もございますけれども、経済の問題としては、大きな黒字幅との関連での農業の残存輸入制限云々ということは、必ずしも私は重視すべき視点ではないように考えるわけであります。

それから後段の問題でございます。いわゆる輸出の抑制という問題は、いつとき、政府が貿管令を発動するかもしれないという報道がありました。これは恐ろかなり駆け込み輸入をいろんな意味で刺激したのではないかと、いふうに考えております。事実、政府はそのような考えは持つていなかったものでありますけれども、そういう報道だけでそういう結果になったと見られる点もございます。しかもこの問題は、その法令を準備するという点では、所管大臣のいろいろな行政のおやりになり方で、似たような目的を達し得る種類の問題であると考えておりますから、あえて経済対策閣僚会議の議題にすることはなからうと。もとより私も内々ではいろいろ御意見も承り、こちらのことも申し上げておるわけでございまして、まあいような正式の場で議題にして決定をするというようなことは、必ずしも必要がないのではないかと。して悪いということではございませうけれども、必ずしも必要はないのではないかと、私自身はいまは思つておるわけでございませう。

○柿沢弘治君　できれば、私は経済対策閣僚会議で出たメニューが、総体としての日本の国際均衡対策というものであつてほしいと思つたので、

そういうことをあえて申し上げたわけでございます。所管大臣の所管だからといってこう切り離していつてしまふと、ほかの問題もみんななくなつてしまつて、一体、企画庁長官の手元に何が残るのかという問題にならうと思ひます。

実は自動車の問題ですけれども、きょうの新聞にも通産省官報が五十三年度の輸出目標を四百五十六万台に抑へると。これは去年の四百六十二万台に比べて一・三%の減といふことをおしやつておられます。大体、前年より微減といふところに抑へたいといふことのでありまふすけれども、これは簡単なように見えてなかなか容易ではないんじゃないだろうか。それはたとえば、五十二年度の最後の月である三月の自動車の輸出を見ても、前年同月に比べて五二%増、五割増

しの輸出になっているということとは、五十二年度の年初と年末とを比べますと急激に年度内で大幅に上がっている。これで五十三年度を前年と同数に抑えるということは、逆に言えば今後は登った富士山を同じようにおりてくるというカーブを予想しない限り、前年同数にならないわけでございます。そういう形で、登った富士山を一合目までおろすんだらうか、そういう四半期別なり月別の輸出目標というのを考えていらっしゃるのか、私はやや前年同数というのが非現実的に見えて仕方がないわけですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 自動車につきましては、ただいま柿沢先生から御指摘がございましたように、五十二年度の実績が四百六十二万台でございます。これは通関統計ではございませんで、自動車工業会が調べました数字でございます。通関統計との差はノックダウンの取り方によつて若干違つておりますので、通関統計よりは自工会統計の方が少し数量多いと思います。四百六十二万台でございます。それに対して五十三年度どうするかという問題でございますが、輸出全体を五十二年度と五十三年度大体横並び、数量ベースで横並びにするという政府部内のコンセンサス

はございますので、私どもいたしましたしては、そういうコンセンサスに従いまして、自動車メーカーに対しまして政府の現在置かれておりますポジションあるいは日本の経済が置かれておりますポジションというものをよく説明をいたしまして、各社別にそれぞれ輸出戦略というものを考えていただきたいということを行政的なお願いとして申し上げたわけでございます。

その結果、各社からそれぞれ一年間の輸出計画というものを提出しただいたわけでございまして、それをトータルいたしますと四百六十万台弱になるということでございまして、決していま先生が御指摘になりました四百五十六万台という数字を出しまして、それによって削減しろということではございませんで、各社が政府の置かれてお

ります。ポジションあるいは政府のとうろくとしておる政策というものを理解をしていただきまして、その結果お出しただきました数量がそういう数字になるということでございます。若干各社によつて微調整を要するところがございますので、いまの段階では四百六十万台弱と申し上げておきますけれども、したがいまして各社の数字を合計いたしますとそういう数字になりますので、あながち私は無理な数字ではないということでございます。かたがたこれだけの円高でございますし、各社それぞれに円高の推移に応じながら海外での販売価格を上げておりますので、各社がお出しただきました販売計画、輸出計画というものは不当な数字ではないというふうに考えておりますので、自動車に關します限りは、ほぼ前年横並びで推移できるというふうに考えておるところでございます。

○柿沢弘治君 何かしかられそうですので、時間が参りましたので、もう少しこの点掘り下げて伺いたかったわけですが、前年度同数というのと安易にできそうに思いますが、さつき申しましたように、登り詰めた坂をずっと相似形でおりていくとしたら年度末に大変低い水準になる。かなり生産制限をしなきゃいかぬということになると

思いますので、その点は一体どうなるのか。月別
 なり四半期別なりの数字を教えていただきたかつ
 たのですが、別の機会に譲りたいと思います。
 これで終わります。

○委員長(楠正俊君) 他に御発言がなければ、本
 日の調査はこの程度にとどめます。
 暫時休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

午後三時四十七分開会
○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。
特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたし
ます。

本案につきましては、前回趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○森下昭司君 経済企画庁長官、出席要求いたしておりますが来ていますか――

それでは、まず最初に通産大臣に私お伺いをいたしたいと思います。そのことは、この特定不況法案が今回提出をされましたが、この法案でもちまして、構造不況業種と言われております言うならば産業を安定させることができるかどうか、言葉をかえて言えば確信がおりになるのかどうか、まず法案提出者といたしまして、その所信をお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) オイルショックが起こりましてから、比較的良好な業種と非常に悪い業種とに分かれました、非常に悪い業種につきましてはこれまで行政指導でいろいろその対策を講じてきたところでございますが、どうも構造不況と言われる悪い業種に共通する最大の課題は、過剰設備を抱えておるといふことであります。過剰設備をある程度廃棄をいたしませんと、どうしても立ち直りが不可能である。

ところが、過剰設備を廃棄しようとする場合には、その設備が担保に入っておったり、いろん

なことで相当な資金が必要になる。なかなか思うように個々の企業ではそれが進まない。それでは業界全体として皆さんがよくお打ち合わせになり、意見を交換されまして、こういう方向でひとつやってみようじゃないかと、こういう意見がまとまれば、そのまとまった意見に従いまして政府の方もある程度の援助をしていこう、こういう考え方での今回の法律を御審議をお願いすることにしたわけでございますが、私どもの基本的な考え方は、実際は政府の援助を借りないで業界が自発的にそういう御相談をされて、それじゃやってみよう、こういうことをされるのが一番いいのだと思います。しかし、一部の業界はそれでできるかわかりませんが、大部分の業界はきわめて深刻な状態でありまして、それがむずかしいと、こういう判断のもとに、今回どうしてもやはり法律が必要じゃないか、こういう判断に立ちまして、今回の御審議をお願いしておりますところでございます。

○森下昭司君 いまお話がございましたが、業界が自主的にいわゆる廃業処分なり、需給ギャップを解消する方策を講ずることが望ましい、しかし深刻な状況でありますので、政府が法律案を提出するに至ったという御説明があったわけでありまして、このことは言葉をかえて申し上げますと、この構造不況業種に對しまして従来、生産の問題でありますとか、価格の問題などを通じまして、政府が行政指導という名のもとに介入をしてきた。したがっていまのようなお考え方があつたといふと、構造不況業種に對しまして通産省が責任を負うということも明確にされて、そのことが法案提出という形になってあらわれたという理解をしていいかどうか、重ねてお尋ねいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 通産省が全責任を負って構造不況業種の立て直しをする、そういうことではありません。むしろ通産省は、その業界が相談をされて、こういう方向で業界全体を立て直していこうと、こういう判断をされた場合に、

それに対して過剰設備の廃棄という面でお手伝いをしていこう、こういうことでございますが、先ほど申し上げましたように、現在の構造不況業種と言われます業種に共通する課題は過剰設備の問題でありますから、この過剰設備の問題を解決いたしますと、その業界は私は必ず立ち直るであろう、このように理解をいたしております。

○森下昭司君 ちょうど経済企画庁長官が見えになっておりますので、時間の関係もありますから、これに関連いたしまして長官にひとつお伺いをいたしておきたいと思うわけであります。いま通産大臣は盛んに過剰設備を廃棄すれば不況業種を立ち直らせることができるという点を強調されているわけでありまして、私どもの見解からまいりますれば、これはやはり今年度の経済見通しが、経済企画庁が原案をおつくりになって閣議で決定されたとおり、成長率が七％、これが達成されるという私は一つの前提がなければ、この法律案がたとえ通りまして、不況業種を立ち直らせることは非常にむずかしいのではないかと、いうふうに思うんであります。経済成長率の関連において、この問題についてはどうお考えになつてゐるか、最初にお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、たとえば経済成長率が非常に低い、あるいはマイナスであるというようなときには、構造不況業種の立ち直し、改善というのはそれだけ非常にむずかしいわけでございます。七％というのは私は決して非常に高い成長率だとは思つておりませんけれども、それによりまして、昭和五十四年度には経済を自律的な拡大均衡に持つていくつなぎの年として五十三年度を考へてゐるわけでございますが、そういう中で、ひとつ構造不況業種の立ち直しを図つていきたいと考へてゐるわけでございまして、七％程度の成長は私、十分可能であるといふふうにたゞいま考へております。

○森下昭司君 そこで通産大臣にお尋ねをいたしますが、七％もしも経済成長率が達成できないと

仮定いたしました場合に、構造不況対策そのものに比重が偏つてくる傾向になりまして、非常に構造不況対策というものはうまくいかないといううなことが予想されると思つておりますが、その点については通産大臣としてどうお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 内需が拡大をいたしまして景気が立ち直る、こういうことになりまして、産業全体の操業率がさらに現状よりも相当上がるといふ場合には、私は構造不況業種の抱えております困難な問題の大半は解決できる、こう思つております。でありますから、いまお話しのように、景気をよくするといふことがもう何よりも大事でございます。したがって、私どもの現在とつております政策は、まず第一に一般的な景気対策と内需の拡大策、それと構造不況業種対策、それと中小企業対策、この三本の政策を並行して進めていく。そこで初めていろいろな効果が生まれるであらう、このように理解をしております。

○森下昭司君 そこで経企庁長官にお伺ひいたしますが、非常に七％を達成することは可能だといふようなお考え方を示したわけでありまして、いゝわゆる世間で言われております経済評論家を加へまして、あるいは経済学の学者を加へましていろいろな議論が実はなされてゐるわけでありまして、そのことの経過につきましては御承知であらうと思つておりますが、そういう上世一般言われておりますたてまえから申し上げますと、七％の達成というものは非常に困難ではないかといふことが言われてゐるわけであります。たとえば、個人消費で名目を一・九％、まあ、一二％ですね、実質で五％強という問題をつ取り上げてみましても、これはやはり、今日春闘が先日の回答からまいりますれば大体七％台で、八％を超えないといふような傾向が一つある。同時にまた、政府ですら、いま申し上げました来年度の経済見通しの中で、消費者物価指数は六・八％程度上昇するのではないかと、いふようなこ

とを考へてまいりますと、実質賃金の上昇率は一％内外こそこといふような見通しが立つてくる。

かてて加えて、先般の五十三年度予算の問題をめぐりました修正の中で三億程度の減税といふこと等を考へてまいりますと、これで個人消費が実質で五％強拡大をされるといふふうに判断することは、非常にむずかしいのではないだろうかといふふうに私は思つてゐるわけでありまして。あるいは民間の住宅需要が名目で一三・六％、実質で一〇％弱といふことを言つておみえになるわけでありまして、これも過去五十一、五十二年で一％台程度の伸びしか実績は示していないのであります。これを一挙に五十三年度一〇％弱に伸ばすといふようなやり方では、私は非常に達成がむずかしいのではないだろうかといふふうに実は思つてゐるわけでありまして。

あるいは設備投資の問題につきましても、名目で九・九、実質で七％弱といふことを指標の中におつくりになつておられますけれども、これもやはり私は、一部の製造業や三次産業では投資がふえる傾向にはあると思はれるのであります。一般製造業全体では沈滞いたしておるといふようなこと等々を考へ合わせましてまいりますと、これまた前年度に比較をいたしまして、いま申し上げたように、実質七％弱といふものを期待することは非常にむずかしい。あるいは在庫投資は五十三年度かなり多く見込まれておるのであります。最近在庫の調整が終わつて、いわゆる再び在庫投資が始まつて生産が拡大する。しかし在庫投資をするためにはやはり先行き製品の売れ行きが向上するとか、あるいは価格の上昇を期待できると、いろいろな要素がなければ在庫をふやすといつても簡単にふやすことはできないのであります。しかし、今日の状況からなめてみますと、そういう先行きの見通しといふものはなかなかむずかしい。などなど考へてまいりますと、長官が言われましたような七％のいわゆる実質成長率を保つための根拠といふものは、今日の経済事情が

ら考えますと、非常に厳しい環境下にあるという事は私は言えると思うのでありますが、こういう諸点について、さらに詳細にひとつ御答弁を承りたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年の十二月に政府が七〇というのを申しましたときに、各方面から非常な手厳しい批判を受けたわけでございませう。国会における予算審議の過程でもいろいろ御批判をいただいたわけでございませうが、ただいまの時点になりますと、少し基調が変わつてきつたところになります。これは世の中でだんだん言われ始めております。もちろんまだ決定的に七〇云々という事は言つておられる方は少のうございませうけれども、四カ月前のような情勢とは違つてなあと感じはあちこちで持つておられるように考えています。私は、経済のここまでの動きは私どもがほぼ予測をしたとおりであつたのではないかと考えております。ことさら議論の分かれまゝ在庫調整の問題につきましては、一部に残つておるものがございませうけれども、ほぼ一巡をしたという事は、だんだん各方面で認められるようになってきたと思つておりました。したがって、今回は政府の公共事業投資の波及効果が、本来期待し得る程度に期待し得るのではないかと判断を強めておりますので、それで先ほど申し上げました達成が十分可能であると考へておるわけでございませう。

少し詳しく分析的に説明せよというお尋ねでございました。やはり一番消費が国民総生産の中で大きい要素でございませうので、これが一番その影響力が大きい重要項目でございませうが、当初から申し上げておりましたとおり、恐らく消費は生産関連の動きから一つおくれでしか出てこないであらうという事を申し上げておりました。ことに昨年の暮れには消費の傾向がかなり沈滞しておりました。前年同月で対比いたしますと、十月にマイナス〇・五、十一月にマイナス一・五ということであつたわけでございませう。ただいま一月までしか

わかつておりませんが、十二月にはプラス〇・七、一月にプラス二・八と、ここでもかなりの目立った回復が見られます。この基調がこのまま続きますかどうかはお定かでございませうが、一応沈滞を脱したのではないかと思つております。

で、春闘につきましても、私ども伝統的に口を差しはさむべきでないと思つておるもので、コメントを申し上げることを御遠慮いたしますけれども、しかし一般的に、消費者が経済は最悪の事態を脱したと判断するとき、つまり雇用の問題もこれ以上は悪くならないであらう、あるいは多少の残業手当もふえてくるかもしれないと判断するようになりまして、場合、しかも消費者物価が確かに、理想的に低いとは申し上げませうけれども、落ち着いた推移をたどつておられる場合には、かなり消費者も長年の節約を止めていくという事から、普通程度の消費に戻つていくという事は、私は期待し得ると思つております。すなわち昨年あたりには比べまして多少の消費性の回復があるのではないかと。これはそんなに無理な期待ではないという感じでございます。

民間住宅につきましても百六十万戸程度を考へておりますが、今年は住宅金融公庫の融資条件あるいは融資の枠等々にかんする改善を計画しておりますし、また多少の減税もある。これもやはり経済の最悪事態が過ぎたと判断するかどうか。しかも、建設資材は少しづつ上がつておるとは申しますが、かなりの期待ができるのではないかと。設備投資につきましても、もともと大きな期待をしておりませんが、主として電力に期待をしておるわけでございませうが、これは予算委員会当時の段階で申し上げました三兆一千億程度。これは年度が始まりましたが、九電力、電燈等の具体的な計画がスタートいたしました。まず三兆一千億という数字に過大見積もりはなかつたわけでありまして、それにある程度のプラスアルファが前倒し等で多少の期待ができるかもしれない状況であります。

それから民間在庫につきましても、五十二年度に考えましたものが三兆四億程度、五十三年度に考へておりますのが三兆八千億程度でございませうから、これは大きな数字ではございませう。私どもはこの点では、景気が最悪な事態を脱してからも、大きな在庫の積み増しがあるという事はともと期待できないであらうと考へておりますので、この点はまずこの程度のものはいけるのではないかと。

総じて申しますと、七〇程度の成長という路線に、まだ見通しをつくりましてからわずかに四カ月前でございませうけれども、まずまずそういう方向に向かいつつあるというふうに判断をいたしておるわけでございませう。

○森下昭司君 いまお話がございましたが、これはいろいろ意見の分かれるところだと思つたのであります。ただ、私はこの機会にこういふ点についてだけ指摘をいたしておきます。それは、雇用の問題につきましても、これ以上悪くならないであらうというようなお話がございましたが、二月が完全失業者百三十六万人であります。このいわゆる経済成長率が七〇達成されると仮定いたしましたも、企業内の余裕人員と申しますか、余剰人員と申しますか、いふのを若干抱えておられるという事は、要するに完全失業者をさらに減少させるという事は非常にむずかしいのでありまして、言うならば完全失業者の数については大した増減はないであらうというふうに言われているわけでありませう。したがって、私はここ過去一年有余にわたります。したがって、私はここ過去一年有余にわたります。したがって、私はここ過去一年有余にわたります。

また、完全失業者が百万人を超えていくというわが国の実態等を考へ合わせましたときに、いま申し上げたようなことで、日本の景気を回復をしようとするのは、いまの状況から言へば、非常にむずかしいのではないであらうかという点を一点だけ申し上げておきたいと思つたのであります。さらに、第二点として私が申し上げたいのは、長官は、十二月の経済見通しの問題と、それから現在のいわゆる見通しを立てる場合の基調とは若

千の変化がある。それは在庫の一巡というような問題等も取り上げられ、あるいは消費景気の指数が若干上がりつつあるのではないかとというようなお話があつたわけでありませう。しかし、一面考へてまいりますと、こういう計画の見込みというものは、非常に見込みが食い違つて思ふ結果が出るという事はもう私が申し上げるまでもないと思ふのであります。きょうだつて五十三年度の貿易経常収支が当初見込み十二月に百億ドルだと言つたんです。十二月、まだ三カ月前に。それがどうですか。百四十一億三千万ドルとございませう。しかも、もつと言へば、一昨年の十二月が言うならばマイナス七億ドルと言われている。その後見込み違ひだといふので九月に六十億ドルだと言つた。十二月に百億ドルだと言つた。三月たつてふたを開いてみたら百四十一億三千万ドルに相なつておる。このぐらゐ計画の見通し、あるいは経済の見通しというものは食い違つ場合があるんです。したがって私は、七〇達成の問題についてはそういう点について、いま申し上げたように非常にむずかしい問題点があるという事はこの際強調いたしておきたいと思つたのであります。さらに、私がいま申し上げましたような百四十一億三千万ドルの貿易の経常収支の黒字ですね、これはなせ十二月というやうな時点で百億ドルと想定しながら、四割以上も増大になつてしまつたのか、その原因についてどう考へるか、お尋ねいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはまことに大きな見通し違ひをいたしましたし申し上げたいと思つております。原因は何であつたかというお尋ねでございませうけれども、一つはいわゆる円高の基調というものを、私どもは輸出が多少はそれで影響を受けるであらうというふうに考へたわけでございませうけれども、事実は円高がかなり急激にその後主として二月中旬からではあります。続きまして、その結果むしろ輸出を急ぐ、輸入を逆に待つといういわゆる短期的に起こります。丁カーブが生まれたということが一つであらうと思ひま

〔委員長退席、理事福岡日出麿君着席〕

それからこれは今回に限ったことではないので、やや弁解がましになりますけれども、年度末の決算をいたしますのに、今回あたりは非常にその決算が企業でむずかしいものでございますから、それに合わせて決算時期に間に合うような通関をするというようなことも幾らかあったのではないかと、思っております。政府も緊急輸入を努力をいたしたわけでございしましたけれども、なおそれを超えて経常収支の黒字幅が大きくなっている。

もう一つさらにつけ加えますならば、昨年の初めからことしの二、三月までぐらゐの間に輸出価格が一四%ぐらゐ上昇をいたしております。これはなかなか円高に伴つて価格引き上げをすることは簡単でないだらうと思われておりましたのが、意外に価格の引き上げが通つておるといふことでございますが、これは一つにはやはりアメリカ力、等々のインフレ傾向がございまして、価格の引き上げが市場で通つた、許容されたといふことの結果であつたのではないかと。いろいろ弁解がましくなりますが、分析いたしますとそれらのようなく要因の相互作用であつたのではないかと考えております。

○森下昭司君 輸出は対前年比二〇％増、それから輸入は対前年比八％程度の増というような形になりますと、昨年来からいろいろEC並びにアメリカなどと経済交渉が行われまして、緊急輸入等の通称黒字減らしというような対策が十分行われていないことがうかがうことができるのであります。

○國務大臣（宮澤喜一君）　その点は、政府が百億

○國務大臣(宮澤喜一君) その点は、政府が百億ドルと言いつながら非常に短期間の間に四十億ドルも見通しを誤った、過小評価をした。しかもその間に実は円が上がつているのであるから、上がつているにもかかわらずなお經常収支がふえるということは、円の上がり方がまだ足りないのではないかという解釈を非常に生みやすい状況で、その点は私は森下委員の御指摘のような心配があると存じます。

〔理事福岡日出麿君退席、委員長着席〕
そこで、実はこれは円が上がるということは長期的には輸出が減り輸入がふえることであるけれども、短期的には全然逆の「カーブ」というようなものがあることは知られているとおりであつて、まさにその典型的な現象であるということを外力的にできるだけ説明を、機会を持ってしておるわけでございます。そして、せんだつても、米国の経済諮問委員長にこれは私が説明するまでもなく、先方は経済学者でございますから、先方の方から申しております。私としては、そのような誤解がないようににひとつ機会あるごとに、この場合は米國でございますが、指導者層にも説明をしておいてほしい、それは自分から説明をするということでございます。ですから、よく説明を聞いてもらいますと、納得、少なくともその範囲では、その限度

○森下昭司君 この点についても後ほど通産大臣

○森下昭司君 この点についても後ほど通産大臣にお伺いをいたしますが、とりあえず時間がありませんので経企庁長官の質問だけ限定してやっていきたいと思います。

そこで問題は、これ通産大臣のお答えをいただいた方が得策かとも思いますが、問題は今年度、五十三年度六十億ドルの圧縮をする、ということが十二月で決定をされているわけでありますが、このような状況下の中で、たとえばある程度通産が数量的に制限をするとか、あるいはいろいろな行政指導強化するとかいう点で、輸出がブレーキがかかったりいたしても、百四十一億三千万ドルの經常収支の黒字を生んだという実態がまいますと相当輸入を促進、たとえば石油の備蓄問題を促進するとか、言うならば緊急黒字減らしの対策というものが行われませんと、經常収支を五十三年度は六十億ドル程度にするということが実現でき得ないのではないかとこのうに考えているわけでありまして、いわゆるいま長官から言われましたような通産の御協力もさることながら、一応今日の時点におきまして、經常収支を六十億ドル程度に五十三年度は抑えたいという目標は達成することが可能かどうか、この点一つお尋ねいたします。

しかしそれはそれにいたしましても、年度後半

しかしそれはそれにいたしまして、年度後半のことでございますからなるべく早く、やはり年度前半において緊急輸入等のことをやりたいと考えておりまして、先般から何度か政府でも決定をいたし、まだできれば今週にも新たな決定をいたそうとしております。それによりまして民間の輸入を容易に、さらに容易にするような金融上の措置あるいは政府自身も輸入し得るもの、あるいはこれは貿易収支そのものではありませんが、対外経済援助の拡大といったようなこと等々を集中的に上半期に行つてまいりたいと考えておりまして、この点は森下委員の御指摘のとおりでございますから、そのような努力を強めたいと考えているわけでございます。

○森下昭司君　そこで長官関係の質問の最後に、減税関係についてちよつとお伺ひいたしておきたいと思うんであります。これはもうよく議論されているところでありまして、私どもは政府の公共

事業拡大による景気回復というものは、これは全体として国民を潤すものではない。したがって非常に偏った回復になるおそれがあるという点を指摘をいたしたわけであります。そのためにはまあいわゆる所得税減税を行うことが一番普遍的である。したがって国民各階層にも、あるいは地域的にも不偏をしない、いわゆる景気刺激の政策として十分景気回復の効果をもたらすことができないということを、絶えず強調をいたしてきたわけであります。私どもの試算によりますと、たとえば減税額の約八〇％程度が貯蓄に回りまして、他は全部消費に回ったというのが昨年の所得税減税の結果ではないかというふうに私どもの方の党の政審では調査をいたしているわけであります。中には四分の一程度が貯蓄に回って四分の三が消費に回ったというような見通しの調査等も出ているのであります。

したがって私たちとしては、たとえば二兆円というような大幅な所得減税をすれば、少なくとも個人消費という面においては実質五、六％押し上げる結果になるのではないかと、いうような試算をいたしているわけでありまして、言うならば大幅減税を行うことが個人消費の拡大にもつながり、景気の回復の一つの糸口にもなるという点につきまして、ことしの所得税減税は非常に私は僅少な額であつたために、結果においては何らの刺激効果を起こすに至らなくなるのではないだろうかというふうに思うわけでありまして、将来、大幅な補正予算の要請等が出されるというわけでありまして、またそういうような事態になるのではないかと予想されておるのであります。この大幅減税という問題について、先ほど申し上げましたような、五十三年度の経見通し等経済運営の基本態度という観点からまいりまして、どうお考えになつておられるのか、そのことを最後にちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしましては、過般御審議をいただきました予算案が最善のものと考えて御提案をいたしたわけでございます。

たが、国会、ことに衆議院等の段階におきまして、ある程度の減税が必要であるという御判断が相当強かつたというふうな承知をしておりますので、これは国会の最終的な御判断には従わなければならぬと考えておるところでございます。もともと政府自身が、減税というものは必要のないものである、あるいは有害であると考えたわけでもとよりございませんでしたので、財政も相当今回は異常な形になつてはおりますものの、それでもやはりそれなりのめどというものがなければならぬ。将来についても考えておかなければならぬ。そうだといたしますれば、限られた財源をこの際どうすべきかというところは、政府自身はやはり公共事業を中心に経済活動を起こすことの方で国民経済全体にとつて好ましいことであると判断をいたしたわけでございます。で、同じような判断は実はただいまも多かれ少なかれ持つておりまして、私自身申しますと、この七％程度の成長というものは、ただいまの予算のままと申しますか、いわゆる補正予算を余りいたしませんでも可能なのではないかという気持ちを持つております。

と申しますのは、公共事業に二千億程度のだ予算備蓄を持つておることもございますので、七％程度自身でございまして、この当初予算だけでもやれるのではないかと、いうぐらゐな感じを持つておりますものでございまして、補正ということをして、いま考える時期ではないという判断をしております。しかし、それに対して他方総理大臣御自身が、もしこの七％程度の成長というものが、もう決定的にむずかしいというふうな判断されるときには、いつでも臨機果敢な措置をとると言つておられるのでございまして、そうなれば無論そういうたさなければならぬことであろうと思ひます。その場合、どのようなことがいふことは、実は閣内で議論をいたしたことがございませぬので、私に私見はございませぬけれども、そこまで申し上げることはや越権であらうかと思ひますので、その点は控えさせていただきます。

○森下昭司君 いまいろいろとお話がございますが、こういう問題には予算委員会等でも議論をされていふところでありまして、それぞれ意見の相違というものがあつて、それでありまして、したがつて今後私どもは、いま長官が言われましたような計画の目標が達成でき、そういう経済情勢に向かうことを実は期待をいたしておきたいと考えております。結構でございます。

引き続きまして私通産大臣にお尋ねをいたしておきたいと思つておりますが、今後いわゆる産業政策の立場で構造不況業種というものを考えてまいりますれば、これは国際競争力を維持していかなければいけない。いわば産業の効率というものをより高めていくという目標というものがあつて、公正取引委員会という立場で問題をながめてみますれば、産業組織論的なためたままからいたしまして、企業間競争というものが維持されていかなければならない。労働省的な観点からまいりますれば雇用を維持する必要がある。この三つの私は目標というものは必ずしも同方向に行つてないと思つておりました。この目標間の調整ということが、法案を実施するに当たりましては大きな私は課題になるのではないかと申すのであります。こういう矛盾というものを処置するために、どういふお考え方をもちになつていられるのか、そのことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 日本経済が私は国際競争力を保持するというものためには、公正な競争と自由競争というものが行われることが必要だと思ひます。過保護の経済の中には、強力な競争力というものは生まれてこない、このように理解をしております。そういう意味におきまして、産業政策と独禁政策というものは決して矛盾するものではない、このように理解をいたしております。

○森下昭司君 私は、労働問題にいま触れられなかつたのでありますが、衆議院における修正等を考えますと、私はやはり一つの問題点といたしましては、設備を廃棄をする、あるいはこれを休止

をさせるということ、言葉をかえて言えば歳首につながらざるおそれがあるという心配があるわけでありまして、やはり私は、先ほど前段で大臣が述べられましたいわゆる設備を廃棄をしなければならぬんだという点からまいりまして、当然これは矛盾したことに相なるわけでありまして、この調整を目的といたしまして、私は衆議院修正が行われたものだといふふうには理解をいたして行われるわけでありまして、いまはその問題について大臣は、縦行政の関係からかも存じませんが、その点について触れられなかつたことは非常に私残念であります。そういう設備を廃棄するという問題点と、いま私が申し上げました労働省的な見解、見方からすれば雇用を維持するという問題点が残つて、これをどう調整していくのか。この点についても、もしも具体的なお考えがあれば、局長からでも結構です。

○國務大臣(河本敏夫君) ことしの政府の最高の経済政策の目標は、七％の経済成長の達成と六十億ドルの国際収支の均衡ということでありまして、七％という成長目標を設定をいたしましたのは、これは雇用問題を解決していかなければならぬ、そういう考え方からでございます。六十億ドルという目標を設定いたしましたのは、余りにも大きな国際収支を出したのでは、日本が導火線となりまして世界全体が保護貿易傾向になりますし、保護貿易ということになりますと、これはもう当然縮小均衡ということになりますから、これはあくまで避けていかなければならぬ、こういう考え方になつて、二つの目標を設定したわけでありまして、したがってこの一番の根本は、雇用問題が非常に大切であるという観点に立ちまして、すべての政策を進めておるわけでございます。今回の法案の場合の雇用問題ということに對しては、最大限の配慮を払つていかなければならぬ、このように考えております。

○森下昭司君 ちよつと七％、六十億ドル問題が出たのでありますが、ことしの、五十三年度です、通産省が行政指導で当面数量規制、伝

られるところによりますと、自動車にいたしてもテレビにいたしても、その他の輸出品にいたしても、五十三年度の輸出の数量は五十二年の枠の範囲内、輸出実績の範囲内というふうなことで行政指導を強化なさるといってお考え方を聞いておりますが、これは六十億ドル問題と関連いたしまして、あるいは緊急輸入問題との関連もございまして、そういうお考えでお行きになるのかどうか。輸出問題について通産省の考え方を伺いたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) このままほうつておいたのでは、現在のような円高でありますけれども、六十億ドルの目標というものは達成できないのではないかと、このように私も心配をいたしまして、まず輸出の面では数量の上で五十二年の範囲内に抑えていこうと、そういう形で行政指導していこうと、こういうことを決定をいたしております。三月二十五日の経済対策閣僚会議でこの基本方針が確認をされまして、それに従ひまして通産省としては、いまそれに対応する具体的な措置というものをまとめておるところでござい

ます。それからあわせて、輸出をそういう行政指導をいたしましては不十分でありますので、先ほど来質疑応答がございましたように輸入の緊急の拡大、これはどうしてもやらなければいかぬということで、先般来作業を進めておりましたが、大体いままとまりつつあるところでござい

ます。先月十一日にも四項目からなる小規模な緊急輸入対策をまとめましたが、これではきわめて不十分でありますので、さらに大規模な内容のものにしようということで、先ほどのお話のように多分今週中に結論が出るであろうと期待をいたしております。輸出と輸入と両面からいろいろ対策を立てまして、何としても六十億ドル前後という經常収支の目標は達成をしたいというのが基本的な政府の考え方でございます。

○森下昭司君 次に、私はこの法案が出されし

た必要性と申しますか、何が原因でこういったものがあつたか、先ほど大臣は、業界の要するに廃棄なりあるいは休止なり、自主的なこういった問題に対する対処が必要だ、しかし通産省はなかなか深刻な問題を抱えているんだから、そういった業界の深刻さの中で何とかいけるお手伝いをしたいんだという趣旨の御発言が実はあつたわけでありまして、私はやはり最初の当初伝えられた通産省側の意図からいいますと、法案提出の際には削除がされておりましたけれども、相当統制色が強かつた。また今回出されました法案の中で、指示カルテル等の問題が出ておりましたから、全く統制色が無いとは私は断言できないと思ひます。そして、そういうような観点から考えてまいりますと、単なる、通産大臣が控え目に、業界の自主的な問題に私どもがお手伝いをするんだというふうな私はスタイルにはなっていないというふうな思ひのであります。

したがって、今回の立法の必要性については、ただ単に過剰設備を廃棄をする、その必要性からこのような法案を提出したというふうな私は短絡的な発想ではないというふうな思ひのわけであり

ますが、どうしてこうした法律案を提出せざるを得なかつたのか、その提出せざるを得なかつた理由について主なもの、二、三ひとつ挙げていただき

たい。これは局長からでも結構です。

○政府委員(濃野滋君) 私から御答弁申し上げます。

この法律案の作成に当たりましていろいろ議論がございましたが、その経緯を踏まえて、この法案を提出するに至りました主な理由の幾つかを御説明申し上げます。

私も昨年の初め以来、いわゆる構造不況問題というところに取り組みむことなしては、現在の循環的な不況問題の対処だけではこれからの経済運営は乗り切つていけないと、こういう判断に立ちま

して、構造不況問題にどう取り組むかという点をいろいろ検討すると同時に、当面の対策といたしまして生産調整の問題等々の対策を進めてきたわけでございますが、やはり基本的には構造不況

の問題は個々の産業、業種で抱えている問題を、業界の自主的な解決への努力、協力というものを前提に私ども一緒にこの問題の処理の方向を考えていくと、こういうことが処理せざるを得ないといふことで、幾つかの業種につきましては、すでに昨年じゅうにいろいろな議論を進めてまいりました。ところが、この議論を進めてまいります段階で幾つかの問題が出てまいりました。

第一は、昨年の補正予算で若干実現を見たわけでございますが、自主的な解決を図るといたしましても、先ほど大臣の御答弁にございましたように、設備の処理を進めるに当たりまして、いわゆる担保抜き資金というふうな面での資金の確保と申しますか、融通につきまして何らかの債務保証の措置が必要ではないか。昨年の補正予算で平電

炉あるいは繊維産業の一部等につき、御配慮をお願いしたわけでございますが、こういう債務保証の制度というものをひとつつくり上げる必要があるのではないかと、この一つでございます。

第二は、設備の処理は、ただいま申し上げましたように、その業界の自主的な解決の努力を前提にいたしましていろいろな手段で進めていく道があると思ひますが、ただ単に産業官庁と関係業界とのいわゆる行政指導では片づかない技術的な問題等もいろいろ出てまいります。公正取引委員会におかれましては、従来どちらかといえば循環不況に対応する意味での不況カルテルの運用、これを続けてまいりましたが、こういう事態に對して不況カルテルの弾力的運用という方針もはつきり打ち出されました。ただ、不況カルテルには不況カルテルの一つの本質的な要件もござい

まして、私も、長期の立場に立つて設備の処理をしていくためには、やはり独占禁止法の調整の問題というのを法律的に検討してみることがあるのではないかと、こういう問題も構造不況対策への取り組みの段階で出てまいりました。そのほか、関係業界の意見あるいは内部の意見等いろいろな問題点も出てまいりましたが、ただいまのよう

な問題意識から法案の作成にかつたわけでございます。

○森下昭司君 政府がこういった問題について関与する場合はきわめて限定的でなければならぬ。通常、資本と労働の調整を促すものといつたしまして、先進工業国の間で使われております一般的な方法、調整の援助である。いわばこの場合、この法案で言えば、いまお話がありました債務保証に限定して問題を考えるべきだといふことが実は言われているわけでありまして、その意味からいいますれば、二つほど理由を挙げられました。まず第一の点は、いわゆる担保抜き資金、債務保証だといふ点については、私は理解するにやぶさかではございません。しかし二番目の、個々の産業が自主的な解決への努力をする、それに対しして通産省は行政指導という立場からいろいろと協力をしてやつていく。しかし問題が、行政指導の段階では片づけれない場合があるのだという趣旨のいま御発言があつたのでありますが、具体的に、行政指導で片づけることができないような問題や課題というものはどういふものがあるのか。たとえば、構造不況業種である小型棒鋼の問題の平電炉関係でありますとか、あるいはまたその他、段ボール原紙でありますとか、化学肥料でありますとか、もしも挙げられております不況業種の中でそういった限界がある具体的な事例がありま

すればお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 具体的な業種につきま

して、こういう問題があるという御説明を申し上げるのは、ちよつと今後のいろいろな展開もござい

との調整ということを経営的な仕組みとして考えなければならぬ必要性ということの一例といふことは、これはどの業種がこういうふうになるかは別といたしまして、今後長期的な設備処理を業種ぐるみと申しますか、共同でやっていく、つまり業者間の共同行為という形をどうしてもとらなければならぬというケースが考えられます。具体的には、設備処理に当たりまして残存者負担をどうするかという問題につきましても、あるいはそこで金銭のやりとり、あるいは共同して設備処理をするための特定の機関の設立というふうな、どうしても業者間の共同行為という体制が予想される場合が多々あると私も考えております。そういう場合には、先ほど申し上げましたように現行の不況カルテルの運用とか、あるいは従来私どもが進めてまいりました産業官庁とその業界との間の、いわゆる行政指導という縦の関係だけでは処理ができない問題ではないか、こういう感じがいたしておりました。独禁法との調整の法律的な仕組みが一つあるということが今後の設備処理を進める上で非常にスムーズであるし、また必要ではないかというのが私どもの考え方であつたわけでございます。

○森下昭司君 最初に、不況業種と言われます個々の業界の問題について今日まで行ってきた行政指導の中で何が問題として解決できないのか、どうしてこういう法律案をつくらなければならぬのかという私の質問に対して、個々の問題については今後差し支えがあらまるから差し控えたいという御発言がございました。これは私納得できないんですよ。この法案は、具体的に三つの業種については出ておりますが、他は全部政令に任しているんですよ。私はその政令に任してあるところ、どこということ後はまた時間があれば質問いたしますが、少なくとも三つの言うならば法律の中に明記された業種については、その必要性から具体的に御提出になつた提議案の中に、行政指導に限界があるというなら、

この三つの業界の中で行政指導の限界があつたのは具体的に何かと言つたら、お答え願つていいのじゃないですか。どうして差し支えがあるのです。

○政府委員(濃野滋君) 差し支えがあると申し上げたのもし言葉が悪ければ私訂正をいたしますが、私が申し上げたのは、たとえばこの法律の二条に四つの業種が法律で特定されております。この中で船舶製造業、これは私どもの所管でございませんで、一、二、三、平電が業界、それからアルミ、合成繊維製造業が上がつておりますが、私どもすでに昨年以來これらの業種につきましても、この法律によりまして、いわゆる法律の条文に従つて大多数の関係業界の事業者の申し出があるかどうか、この問題は別に置いておきまして、現実には昨年来いろいろと関係業界と役所との考え方のすり合わせを進めてきたわけでございまして、ただいま御説明をいたしました、それでは今度の設備処理に当たりまして私がいま申し上げたような特定の処理機関をつくるかとか、あるいは設備の処理を進めるに当たりましてたとえば残存者負担をどうするかというふうな仕組みにつきまして、まだこれらの業界では固まつていない。今後関係業界の間でその仕組みの問題はいろいろ議論になると思ひまして、そこが業界として固まつておりませんために、私はこの場で業界の名前を挙げて御説明するのは差し控えたいと、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○森下昭司君 私は、仕組みができていないとかといういまお話がございましたが、そういういたしますと、率直に言つてちよつと矛盾を感じざるを得ないのであります。まず、業界の自主的解決が第一義的に行われなければならぬ。第二義的には、そういうものはでき得ないから、この法律案で安定基本計画等をつくり指示カルテルをつくつて、公正取引委員会の同意を得て実施をさせるということになるんじゃないですか、そういう仕組みに。

○政府委員(濃野滋君) ただいまの点は仰せのとおりだと私考えますが、関係業界、いろいろ長い間、その業界としての設備処理に取り組み取り組み方の方の問題等について議論が進められておる業界がございまして。ただ、その場合に一つ問題になりますのは、私がただいま御説明したような設備処理をこれから進めていく仕組みを業界として考える場合に、やはり独禁法との間の法的な安定性というものが確保できるかどうかという点も一つの大きな問題意識と私どもは了解しております。そういう意味で、私どもは今後たとえばアルミ製造業はどういうふうなことをするか、それから合成繊維製造業が設備処理の具体的な取り進め、仕組みについてどういうふうなことをするか、先ほど申し上げたように、まだ業界としての意思は決まっておりますが、こういう今度の法律によりまして独占禁止法との間で一つの調整ができるという仕組みを今後考えていく上の一の何か目安と申しますか、法律的な独禁法との調整ができるということが、これからのやり方を考えていく前提といたしまして非常に重要なことではないか。若干鳥と卵の関係になるかもしれませんが、私どもそういうことでこの法律の指示カルテル制度というものの意義をそこに認めてこの法案をつくつた、こういう次第でございます。

○森下昭司君 私はそれは率直に言えば、要するに法律を掲げて、この法律ができた以上は業界で多少の異論並びに業界内部における不統一な点があつたとしても、こういうかつこうにならざるを得ないですよということを示す、そういうことが私は一つの統制につながるおそれになつてあらわれてくるのではないだろうかという点を非常に心配をするわけであります。私は、大臣が強調されましたように自主的解決が望ましいんだと、通産省はお手伝いするだけなんだという考え方があつたといふならば、いまお話がありました船舶製造業等におきましても、やはり私は積極的に行政指導で業界の意思を統一させることが必要ではないか。その統一をもとにいたしまして問題を考えたいという態度が通産省にありませんと、世上言われる指示カルテル等の併用等を考

ますれば統制的な色彩が濃く、かつ産業政策に通産省が介入するという印象を与えてしまうのではないかと思つておりますが、そういう点についてはどうですか。

○政府委員(濃野滋君) 私どもは、先ほど大臣御答弁にございましたように、設備処理ということやはり当該業界の全体の協力体制と申しますか、自主的な解決への努力が前提でございまして、私どもはこの法律にございましてような債務保証のための信用基金の設立とか、私がただいま御説明いたしましたような独禁法との調整ということを通じましてお手伝いをするという意味でこの法案をつくつておるわけでございまして、したがって、ただいま統制的な色彩というお話がございましたが、私どもは、この法律は決してそういう意味で上からの、設備処理を政府の力によつて強制をしていくというふうには私どもも考えておりません。この特定不況産業のいわば対象につきましても、私どもは法定の要件から見まして、設備の処理を進めたいと基本的には問題が片づかないという、そういう共通の問題を抱えておる業種を対象と一応いたしますが、具体的にこの法律の系統に乗つてまいりますのは、やはりその業種の大部分の事業者、数においてあるいは事業活動において、大部分の事業者の申し出によつて初めてこの法律のいわば適用の対象になつてくるというふうなことで、あるいは指示カルテルという制度につきましても、これは法律的にこの指示の内容を強制するといふものではございません。

指示カルテルに従つて行われる業者の自主的な共同行為が独占禁止法の適用除外になるといふ法律効果を持つておるわけでございまして、国の力による強制的な設備処理ではないと私どももあくまでも考えておまして、むしろただいま先生のお話のように、これを進めていくためには、一片のカルテルの指示というふうなことでなしに、むしろ関係業界のそういう自主的な共同の意思、解決への努力、それを前提に私どもは今後ともむしろ行政指導を実際の面でやつていく必要があるん

じゃないかと、こういうふうに見えるわけ
でございます。

いはどうなさるお考えがあるのですか。

きましてもいろいろな議論をいたしました、この
法律の立て方は、最初に大臣の御答弁にございま
したように、あるいはなまぬるいという御批判が
一面ではあると思いますが、その業界がや
はりみんなの意思、大部分の方の意思が統一され
て設備の処理を進めていこうと、そういう方向の
出た業界については安定基本計画の作成、必要
な場合には最終的に指示カルテルまでを含む一つ
の受けざらと申しますか、仕組みの利用ができる
ような体制をつくること、そして債務保証、こうい
う仕組みになつていくわけでございまして、ただ
いま御指摘のように業界が残念ながらまとまらな
い、しかし別の観点から見れば何とかしな
いかぬという問題が将来起こり得る可能性は私否
定はできないと、こういうふうに見えております。

いう屈折がまいました。その中で、御指摘のよ
うに今後ともいわゆる産業構造政策、産業転換、
産業調整という問題がますます重要な問題になつ
てくるというのを私どもは認識をしております。
ただ、この昭和六十年代を通じて日本の非
常に高い成長の時代、私は産業構造の転換とかあ
るいは産業調整と申しますが、これは高い成長の
中で非常にスムーズに進んできたと思うわけでござ
いしますが、今度は減速経済下では大変これがい
ろんな摩擦問題等がございまして、取り組み方が
大変むずかしい問題である。そこで今後は、産
業調整問題というのが大変むずかしい問題になる
と、まず第一にこう考えております。

○森下昭司君 問題は、いわゆる安定基本計画を
つくるに際しましては、それぞれ業界の代表とも
お会いになつてつくられるわけでありまして。ただ
私が心配するのは、いま申し上げましたように、
船舶製造業という一つの問題を取り上げましたと
きに、業界内部の意見が不統一になつていて、橋
口さんが具体的に答えになりましたように、た
とえば処理期間の問題でありますとか残存者負
担の問題については、どういふような仕組みで行
うかという点についてはまだできてないんだとい
う、これは事務的に物理的におくられてきてない
というならば理解をすることができなくてでありま
すが、仮に業界の中でいろいろな意見があつて、不
統一のために仕組みができないということになり
ますれば大変だと思ふのであります。そういう業
界の中の内部的な統一ができないにもかかわらず
安定基本計画で一つの方向性及び方針が打ち出さ
れてしまふということになりますれば、通産大臣
が強調するような自主的な解決を期待する、それ
を手伝うという立場から離れまして、通産省が主
導権を握つてこの安定基本計画が決まつたんだか
らこれに従つて実施をいたします、言うならば一
方の宣言にならざるを得ないのであります。業界
は安定基本計画をつくる場合に参画はいたしてお
りますけれども、業界自体の意見が通らなかつ
た場合は、私が申し上げたような結果になつてし
まつ。

○政府委員(濃野滋君) ただいま御指摘のよう
に、ある業界におきましてその業界の中の意思が
なかなかまとまらないという場合があると思ひま
す。私も、たとえばいま、船舶製造業の内部
容の事態につきましてもまづから存じ上げておりま
せんが、具体的に内容に触れるわけにはまいり
ませんが、ただいま船舶製造業を例にお話ござ
いまして、これは法定の業種にはなつておりま
すが、しかしもしいま御指摘のように、船舶製造業
の内部でどうしても話がまとまらぬ、将来のあり
方について、その場合にはたまたまお話のござい
ましたような、法律で申しますと第二条二項の申
し出が、業界からの申し出がございせんので、
したがうして、主務大臣が仮に船舶製造業につ
きまして何とかこの法律の定めるところに従つて
設備処理の手續が進められるべきであると思ひ
思つておりまして、業界の意思が統一にならない
ければこの申し出がなかなかない、そういうこ
とになりますと、ただいま御指摘の安定基本計画
の作成ということもできないわけになるわけでござ
いまして、そういう意味で、私もはむしろた
だいま御指摘のような問題ございまして、この
法律の仕組みの上で、そういうまとまらない業界
は残念ながらこの法律の手續には乗つてこない
と、こういう法律の仕組みにしているわけでござ
います。

○森下昭司君 ところで私は、いまのようなお話が
あつたのであります、仮にそういうようなお話
がございまして、逆に指定の申し出をしなけれ
ばどういふような事態になつてもそれはこの法律
に基づいて、設備の廃棄とか休止とか格納だ
とかいろいろな措置が、新増設のことを抑えてい
くとか、この法律の意図をすることが全然実行
できないというふうな理解をしていいんですか。

○政府委員(濃野滋君) 私どもただいまのよう
なこの経済の情勢の中、特にオイルショックを境
といたしまして日本の経済発展のあり方と申しま
すか姿に非常な屈折が来た、こういう受けとめ
ております。つまり高度成長から減速経済成長と

○森下昭司君 問題は、いわゆる安定基本計画を
つくるに際しましては、それぞれ業界の代表とも
お会いになつてつくられるわけでありまして。ただ
私が心配するのは、いま申し上げましたように、
船舶製造業という一つの問題を取り上げましたと
きに、業界内部の意見が不統一になつていて、橋
口さんが具体的に答えになりましたように、た
とえば処理期間の問題でありますとか残存者負
担の問題については、どういふような仕組みで行
うかという点についてはまだできてないんだとい
う、これは事務的に物理的におくられてきてない
というならば理解をすることができなくてでありま
すが、仮に業界の中でいろいろな意見があつて、不
統一のために仕組みができないということになり
ますれば大変だと思ふのであります。そういう業
界の中の内部的な統一ができないにもかかわらず
安定基本計画で一つの方向性及び方針が打ち出さ
れてしまふということになりますれば、通産大臣
が強調するような自主的な解決を期待する、それ
を手伝うという立場から離れまして、通産省が主
導権を握つてこの安定基本計画が決まつたんだか
らこれに従つて実施をいたします、言うならば一
方の宣言にならざるを得ないのであります。業界
は安定基本計画をつくる場合に参画はいたしてお
りますけれども、業界自体の意見が通らなかつ
た場合は、私が申し上げたような結果になつてし
まつ。

○森下昭司君 ところで私は、いまのようなお話が
あつたのであります、仮にそういうようなお話
がございまして、逆に指定の申し出をしなけれ
ばどういふような事態になつてもそれはこの法律
に基づいて、設備の廃棄とか休止とか格納だ
とかいろいろな措置が、新増設のことを抑えてい
くとか、この法律の意図をすることが全然実行
できないというふうな理解をしていいんですか。

○政府委員(濃野滋君) 私どもただいまのよう
なこの経済の情勢の中、特にオイルショックを境
といたしまして日本の経済発展のあり方と申しま
すか姿に非常な屈折が来た、こういう受けとめ
ております。つまり高度成長から減速経済成長と

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 問題は、いわゆる安定基本計画を
つくるに際しましては、それぞれ業界の代表とも
お会いになつてつくられるわけでありまして。ただ
私が心配するのは、いま申し上げましたように、
船舶製造業という一つの問題を取り上げましたと
きに、業界内部の意見が不統一になつていて、橋
口さんが具体的に答えになりましたように、た
とえば処理期間の問題でありますとか残存者負
担の問題については、どういふような仕組みで行
うかという点についてはまだできてないんだとい
う、これは事務的に物理的におくられてきてない
というならば理解をすることができなくてでありま
すが、仮に業界の中でいろいろな意見があつて、不
統一のために仕組みができないということになり
ますれば大変だと思ふのであります。そういう業
界の中の内部的な統一ができないにもかかわらず
安定基本計画で一つの方向性及び方針が打ち出さ
れてしまふということになりますれば、通産大臣
が強調するような自主的な解決を期待する、それ
を手伝うという立場から離れまして、通産省が主
導権を握つてこの安定基本計画が決まつたんだか
らこれに従つて実施をいたします、言うならば一
方の宣言にならざるを得ないのであります。業界
は安定基本計画をつくる場合に参画はいたしてお
りますけれども、業界自体の意見が通らなかつ
た場合は、私が申し上げたような結果になつてし
まつ。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 問題は、いわゆる安定基本計画を
つくるに際しましては、それぞれ業界の代表とも
お会いになつてつくられるわけでありまして。ただ
私が心配するのは、いま申し上げましたように、
船舶製造業という一つの問題を取り上げましたと
きに、業界内部の意見が不統一になつていて、橋
口さんが具体的に答えになりましたように、た
とえば処理期間の問題でありますとか残存者負
担の問題については、どういふような仕組みで行
うかという点についてはまだできてないんだとい
う、これは事務的に物理的におくられてきてない
というならば理解をすることができなくてでありま
すが、仮に業界の中でいろいろな意見があつて、不
統一のために仕組みができないということになり
ますれば大変だと思ふのであります。そういう業
界の中の内部的な統一ができないにもかかわらず
安定基本計画で一つの方向性及び方針が打ち出さ
れてしまふということになりますれば、通産大臣
が強調するような自主的な解決を期待する、それ
を手伝うという立場から離れまして、通産省が主
導権を握つてこの安定基本計画が決まつたんだか
らこれに従つて実施をいたします、言うならば一
方の宣言にならざるを得ないのであります。業界
は安定基本計画をつくる場合に参画はいたしてお
りますけれども、業界自体の意見が通らなかつ
た場合は、私が申し上げたような結果になつてし
まつ。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 問題は、いわゆる安定基本計画を
つくるに際しましては、それぞれ業界の代表とも
お会いになつてつくられるわけでありまして。ただ
私が心配するのは、いま申し上げましたように、
船舶製造業という一つの問題を取り上げましたと
きに、業界内部の意見が不統一になつていて、橋
口さんが具体的に答えになりましたように、た
とえば処理期間の問題でありますとか残存者負
担の問題については、どういふような仕組みで行
うかという点についてはまだできてないんだとい
う、これは事務的に物理的におくられてきてない
というならば理解をすることができなくてでありま
すが、仮に業界の中でいろいろな意見があつて、不
統一のために仕組みができないということになり
ますれば大変だと思ふのであります。そういう業
界の中の内部的な統一ができないにもかかわらず
安定基本計画で一つの方向性及び方針が打ち出さ
れてしまふということになりますれば、通産大臣
が強調するような自主的な解決を期待する、それ
を手伝うという立場から離れまして、通産省が主
導権を握つてこの安定基本計画が決まつたんだか
らこれに従つて実施をいたします、言うならば一
方の宣言にならざるを得ないのであります。業界
は安定基本計画をつくる場合に参画はいたしてお
りますけれども、業界自体の意見が通らなかつ
た場合は、私が申し上げたような結果になつてし
まつ。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

○森下昭司君 後ほどアルミ製錬等の問題を個々
にお尋ねいたします、こういう点についてさ
らに見解をただしたいと思ふのであります、そ
こで公正取引委員会関係の質問に移りたいと思
ひます。

渡を独禁法の適用除外にする、これが削除されました経過に對しまして、伝えられるところによりますれば、公正取引委員会がこういった点は独禁法をないがしろにするという点から反對をいたしました、また、国会審議を通じまして野黨の反對も強いというような判断等がありまして、結果においては断念せざるを得ないというふうに判断をされました、この二つの問題点が原案から削除をされたというふうに伝えられているのであります、このアウトサイダー規制問題並びにこの合併、營業権の譲渡問題を独禁法の適用除外にすることの是非の点について、どういふお考え方を持っていたのか、まず最初にそのことをお尋ねいたします。

○政府委員(橋口收君) 特定不況産業安定臨時措置法案が国会に提出されます前の政府部内における調整の問題でございまして、こういう席でお答え申し上げるのが適當かどうか、多少はばかるところもあるのをごいいますけれども、私どもの基本的な考え方を一応申し上げてみたいと思ひますが、企業活動、それから企業活動の基礎をなす設備の問題、設備の拡張、縮小あるいは廃棄という問題は、これは企業の基本的な生存権にかかわる問題でございまして、本来、個々の事業者の判断に属すべき問題でございまして、さらに個々の事業者のみの判断では対処し得ないという場合に、初めて業界の問題になるのをごいいますから、したがって設備の投資、拡張、縮小あるいは廃棄という問題は、極力限定して政府の行政権が介入するという場合は、極力限定すべきであるというのが基本的な立場でござい

す。

したがって、アウトサイダーと申しますが、そういう業界の共同行為に参加しない、これも企業の自主的な判断でございまして、そういう共同行為に参加しないアウトサイダーに対して何か規制命令を加えるというのは、これはよほどの場合に限定されるべきではないかと、原則的な考えをいたしまして、設備の廃棄というよう

企業生存権にかかわるような問題につきまして、ことにアウトサイダーに對して命令を出すというのはいかぬか、なものであらうかというのがわれわれの考え方です。

それから合併の問題でございまして、これは昨年度の独占禁止法の改正の問題でございまして、また、諸外国の最近における独占禁止政策のあり方を見ましても、企業の合併に對しましては、年々厳格な基準が適用されておるのでございまして、また、日本の戦後の經濟過程を見ましても、たとえば海運の集約化、その他の企業の集約の再編成というふうな事態がしばしば起こつてまいりましたけれども、いままで戦後三十年の経過の中で、合併に對しては独占禁止法の適用除外という事例は一つもございせん。そういう点から申しまして公正取引委員会の審査の対象になじみ得る性格のものではない、したがって、アウトサイダーに對する設備の規制命令、あるいはそれに伴ひまして生ずるであろう合併に對して、独占禁止法の適用除外をすることは、昨年独占禁止法の改正強化が成立したという歴史的な一例に立つて考えましても、これは本来どうも適當なことではないのではないかと、この政策立案当局である通産省と折衝したのをごいまして、そういう考え方は今日においても基本的には変わらなところをござい

ます。

○森下昭司君 いまその理由をお述べになつたわけでありまして、私がお答えをお聞きいたして、後段の合併問題の項の中では諸外国の例、それからこういうことを除外するやうな事例がなかつたのだと、諸外国が独禁法強化の傾向にあるというのを強調されたが、私は何をとおきまして過去の日本の土壌からいいますれば、こういう問題を独禁法の除外の立場に置きますと、行政当局がこの会社とこの会社は合併するのがよろしいというやうな行政当局の認定次第で、合併が実現してしまふ。言うならば競争的制限という立場から問題をなめれば、行政当局に

問題がゆだねられるという点については、事実上独禁法の骨抜きになるという点が、私は一番大きな問題点としてまた言えるのではないであらうかというやうな考え方も実は持つていたわけでありまして、さらに私はいふゆる指示カルテル、この法律案に指示カルテルが実は出てゐるわけでありまして、主務大臣がこの指示カルテルを実施する場合には公正取引委員会の同意を得ないという条件を一応の歯どめがなされてゐる。

しかし、私は最初に申し上げたやうに、こういう指示カルテルの同意事項ですら、私はやはり問題が残るのではないであらうかと思つておりますが、最初原案は公正取引委員会との協議、それが同意という形になつたというふうに私も理解をいたしました。いま申しておりますが、この指示カルテル問題についての公正取引委員会の見解をお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(橋口收君) 指示カルテルという制度は、戦後の日本の法制に幾つか事例がございまして、ただ先ほど申上げておりましたやうに、企業の基本的な生存権にかかわる設備について廃棄を指示するという事例は、これはきつめて限られた事例でございまして、もちろん全然例がないというわけではございせん。しかしながら今度の法案は特定の産業についての設備の廃棄の指示をかなり広範な産業についての設備の廃棄の指示をなし得ると、こういう法制のたてまえでございまして、従来のやうな軽い事業というふうに評価することは、これは適當ではないのではないかと、この感じを持つておるわけではございまして、したがって現在の法制の中でも、主務大臣が措置をなさいます場合に、公正取引委員会に協議をするという事例が大部分でございまして、中には同意という事例がござい

ます。

一例を申し上げますと、たとえば中小企業団体に法に基づきまして調整事業を行います場合に、価格についての共同行為の場合は主務省から公正取引委員会に協議がございまして、これに對して同意を与えるという法制になっております。

つまり事案の重いものにつきましては現在の法制でもすでに同意という事例があるのでございまして、事柄の性質から考えまして、単に協議に對して応ずるというだけではなくて、協議に對しては同意を行うというところで、産業政策と独禁政策とが對等の立場に立つと、同様の關係を持つという

ことを明らかにしたのでござい

○森下昭司君 さらに私はお尋ねいたしますが、私はこの指示カルテル問題は、要するにこの法案から削除すべきものである。先ほど申し上げたやうに、産業調整政策というたてまえからこの法案は私は立法されたのではないが、構造転換でもない、言うならば資本と労働力の微調整だ、そんなら率直に言つて信用基金制度ぐらいが限定ではないかというのを、最初に私強調いたしてゐるわけでありまして、そういう観点に立つてゐるということをおつと御理解をいただきたいと思います。

私は、したがって私は、指示カルテルそのものも統制的色彩を強く持つものであるという観点に立つてでありまして、指示カルテルそのものについて削除を求めなかつた、つまり同意ということと一応産業政策と独禁政策とが對等になつたというやうなお考え方を示されたのでありますが、私ちよつと具体的に納得できないやうな感じがいたすわけであり

ます。

私は、むしろ指示カルテル制度そのものを否定すべき態度で臨むことの方がよかつたのではないかと、一例をいたしまして中小企業団体の例をお挙げになりました。私はやはり中小企業団体の例の中に、いふゆるカルテル行為についての同意を求めるといふ事項がある、あるいは中小企業団体の例の中でカルテルを認めてゐるというところは、これは中小企業の保護と申しますか、あるいは中小企業の擁護と申しますか、そういうやうな観点で、いわば弱い中小企業を守つていこうではないかという考え方も一端にあつたのではないかと、今回の構造不況産業、つまり特定の不況産業というものを対象としたものとしては、おのずから中小企業団体に基づく

同意とは本質的に違いがあつていいのではないか。これを中小企業者と同じような立場で問題を考えるところに、一つの私は問題が残されたのではないかと思ふのでありますが、この点について委員長の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋口收君) 前提条件を抜かしてお答えを申し上げましたので恐縮でございますが、先ほど通産大臣からお答えがございましたように、設備の廃棄を行います場合に、第一次的には個々の事業者の判断ということになるわけでございます。仮に個々の事業者のみの判断では業界全体としての調和がうまくとれないという場合には、業界が共同して独占禁止法の規定に基づきまして設備の運用の方針というものを修正を加えまして、設備の共同廃棄につきましても現行法で対処し得ると、こういう新しい見解を示したのでございまして、したがひまして、たてまえといたしましてはあくまでも個々の事業者の措置であり、個々の事業者が共同して行います場合にも、あくまでも業界の自発性に基づいて、それに対して独占禁止法上の行政が対応すると、こういう形が原則でございます。

ただしかし、そうは申ししましても、これはあくまでもこちらは受け身の態勢でございますから、個々の事業者なりあるいは業界が全体として、あるいは共同して行おうという発意があればこれは対応のしようがあり得るわけでございましてけれども、業界としてはどうしてもまとまりがつかない、あるいは業界としては共同して申請が行われないという場合に、一体どういうふうに対応したらいいかという問題が次に起こるわけでございまして、その際に、主務省が十分な法律的な根拠なしに行政指導を行うということは、これは独占禁止法との関係において紛らわしい問題を生ずるわけでございまして、そういう必要性があるとすれば、これは立法的な解決が必要である。そう

いう点から申しまして、日本経済についての認識、あるいは構造不況業種が日本経済に対して非常に大きな重荷を担つていゝるという認識につきましても、産業当局と同じ見解を持つておるわけでございまして。

問題はそういう事態に対してどういうふうに対応するかという手段、方法でございまして、いま申し上げましたような、たてまえはあくまでも個々の事業者なり業界の自発性に期待をし、どうしてもできない場合の最後の保障手段としての指示カルテルにつきましても、これは現状においてはやむを得ない措置ではないか、こういう認識に立つて賛成をしたのでございまして、その場合に指示カルテルに伴う、まあ万一手想される弊害に對しまして、どうして競争秩序を確保するかという見地からは、やはり従来の協議に對してこたえとてはつきり對等の立場に立つ、独占禁止法の立場から十分なチェックを行うことが必要だ、こういう考え方でこの法案に賛成をしたわけでございまして。

○森下昭司君 いまお話がありました現行法で設備の廃棄ができるということは、これは現行独占禁止法二十四条の三ですか。

○政府委員(橋口收君) そのとおりでございます。

○森下昭司君 この条項は、生産数量、販売数量または設備の制限について共同行為を認めると定められてゐるわけであります。従前は、いま委員長も御答弁の中でおっしゃいましたように、設備の制限ということは、これまでは設備の封印や格納などの意味に限定して解釈されてきた。これが今回、設備の制限という部分は廃棄処理を含むと読むことができるといふ御見解をお示しになつたわけでありまして、これは一体公正取引委員会としてお決めたことな了解なのか、事務当局の行政解釈なのか、その辺ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(橋口收君) 法律の文言の解釈でございまして、

さいますから、多少正確に申し上げてみたいと思ひますが、法律では設備の制限というふうに表示をしてございまして、われわれの理解では、設備の制限というのは設備に関する企業の一切の発動を含んでいゝるというふうな、そういうふうな考えでおるわけでございまして、設備の保有、拡張、縮減、廃棄等全部を含む、こういう考え方でございまして、これは第二十四条の三のみではなくて、独占禁止法全体を理解いたします場合に關連がございまして、この規定がございまして、これは第二條の第六項にも同じ規定がございまして、つまり、設備を制限するという行為は、投資についての共同行為も含むといふこととございまして、仮にいまおっしゃいましたように封印とか格納とか、そういうものに限定をいたしますと、設備についての投資についての共同行為を行う、あるいは廃棄についての共同行為を行うということが法律の対象外になるわけでございまして、こういう考え方は公正取引委員会発足以來とていらないのでございまして。

ただ、一般にそういう解釈をとつておるのかのごとく伝えられておりましたのは、主として従来は循環的不況に對して生産数量あるいは供給数量の制限を行うといふことで足りるのが日本経済の現状であつたと思ひます。いわば高度成長の過程においては、主として生産数量とか供給数量の制限行為によつて十分不況から脱出することが可能であつたわけでございまして、もう繰り返して申し上げませんが、こういうような構造不況状態になりますと、なかなかそういうことでは完全な不況状態から脱出することができないといふことで、従来公正取引委員会が法律の解釈の問題ではなくて、みずからの独禁法の運用方針に對して加えておりました自己制限を修正したといふのが本當の姿でございまして、重ねて申し上げますならば、これは決して事務局の行政解釈ではなくて、委員会として正式に決めた方針でございまして。

○森下昭司君 そういたしますと、法律を制定した當時から、そういうふうな理解の仕方をしてい

いわけですか。

○政府委員(橋口收君) これは独占禁止法ができましたのは昭和二十二年でございまして、不況カルテルの法制ができましたのが二十八年でございまして、何と申しましたも昭和二十年代の法制でございまして、現在仮に規定をいたすとしたと、もっと正確な表現と申しますが、もっと包括的な表現をとるべきであると思ひますが、しかし、この設備の制限という言葉は、先ほども申し上げましたように、第二條におきましても使つておりますこと等を考えますと、解釈としてはかなり広範囲に読むといふことでないかと、別に独占禁止法の運用上支障を来すといふことで、これは二十八年に法律ができました當時から、設備の新増設から封印から格納から、それから廃棄まで一切を含む、こういう伝統的な解釈をとつておつたのでございまして。

○森下昭司君 委員長の答弁を要約いたしますと、従来は循環的不況であつた、したがつて設備の廃棄まで至らなくて、ある程度生産を制限することによつて不況を克服することができたといふような見地から、設備の制限といふ問題について、設備の廃棄を含むのであつたが、事實上そのことを実施しなかつたのであつたから、余り表面上論議をされなかつた、また理解をされてい

ら、公正取引委員会といたしましてはこういった問題については設備廃棄の不況カルテルを認めていく必要もあるというような御見解を堂々とお述べになることの方が、かえって私はいま委員長の述べられた答弁と合致するのではないだろうかというふうに思うわけであります。

しかし、私はそのことは別にいたしまして、いわゆる先ほどのお話がありましたように、世界の情勢は独禁法を強化する、これは運用の問題を含めて、運用面を強化する傾向にあるということは委員長自身が述べになったことであります。というようなことを考えてまいりますと、たとえ法律的には可能であったと仮定をいたしても、そして第二には循環不況と構造不況の相違があるという点を認めるといたしても、いわゆる設備廃棄を、この二十四条の三で不況カルテルを認めていくというやり方は私は当を得ない措置ではないだろうかというふうな実感は感じをいたすわけであります。

もしもこの問題を前提にいたしましてこの法案をながめてみますと、安定基本計画ができ上がりまして、それに基づきまして通産大臣が指示カルテルをする、公正取引委員会に同意を求めるといたしますれば、一つの歯どめをいたしまして、消費者だとか、あるいはその他競争的制限の云々でありますとか、いろいろ歯どめの要因がございますが、すべて一〇〇％イエスと言わざるを得ないような現実の事態になるのではないかと思ふんであります。同意の空文化ということを中心とするのであります。そういう点の心配はないのかどうか、明らかにひとつしていただきたいと思います。

○政府委員(橋口収君) いろんな問題について御指摘がございましたが、前段の方から先にお答えを申し上げますが、生産数量の制限でおおむね従来は不況から脱出できたということをおし上げたのでございますけれども、しかし三十年の日本経済の過程におきましては、やはり構造転換なり構造変革という事実があったのでござ

います。たとえば一例を申し上げますと、化学繊維に駆逐された麻糸の場合を考えてみますと、生産数量制限のカルテルを約五年半ほど継続をいたしたことがございます。そういう形で、数年におたつて生産制限を続けながら設備の廃棄を進めるというよりは、やはり今日の構造不況の実態から見ますならば、直ちに設備を廃棄する、そういう形をとる方が、より合理的ではないか。仮に生産数量の制限が相当期間継続をいたしても一向に市況が回復しないという商品がございます。これは考えてみますと、やはり背後に過剰な設備があるということがその一因をなしておるわけでございまして、単に数量制限とか在庫の調整だけでは問題は解決しない。

したがって、そういう場合に仮に業界が共同して設備を廃棄したいという申請がありました場合には、先ほど来申し上げておりますような二十四条の三という規定が用意をされておるわけでございますから、したがって要件に該当いたしますものにつきましては審査をした上、これを認可する用意がある、こういう趣旨でございます。いまの先生の御意見でございますけれども、私も法制が与えられておりながらそれを活用しないというのには、私は法律の上に眠るものではないか、こういう考え方で、昨年の秋に方針を変えたのでございます。

それから、次の問題でございますけれども、安定基本計画ができましては、直ちに主務大臣の指示カルテルということになる法制のたてまえにはなっておらないのでございまして、これは法律の第四条に「事業者の努力」という規定がございまして、安定基本計画ができまして後におきましても、個々の事業者が設備の廃棄を行ったり、あるいは業界が共同して設備を廃棄するということが可能でございます。その場合には、仮に業者が共同して設備廃棄を行うという場合には、繰り返しになりますが、二十四条の三の独占禁止法の不況カルテルの要件が十分対応できるのじゃないか、こういう仕組みになっておるのでございます。

○森下昭司君 私の前段のお答えを聞いておりまして、非常に大胆なお考え方を示しになったと実は思っております。要するに結論的に言えれば、法律を休眠させるということになると思ふんであります。そういうお考え方がもしございまして、独占禁止法の二十四条の三で設備廃棄の不況カルテルができるというのならば、私はこういうような法律案で指示カルテルをつくる必要もないと思うのであります。これは個々の産業なり個々の業態が、それぞれ業界—お話がありましたように個々の事業所の判断。できなければ業界の問題になる。そして業界がこの問題をどうするかというふうなことでいわゆる問題提起をするようにすれば、個々の業界がそれぞれ公正取引委員会へこのいま申し上げたような設備の制限の不況カルテルをかくかく認めてもらいたいという申請を出しまして、公正取引委員会が公正取引委員会の立場に立つて御審査を願つて許可を与えたり、あるいは不許可にする、こういうふうなことで問題はなくなつてしまふというように理解できるのであります。そうだといたしますと、こういう法律案を出すのは私は二重行政の弊害になるおそれがあると思ふのであります。その点については委員長、どうお考えですか。

○政府委員(橋口収君) これは二つの問題があると思ひます。その第一の問題は経済についての実態認識の問題でございます。業界の自主的な共同行為のみによつて十分対処し得るというふうにかけるか、それだけでは不十分というふうにかけるかという問題であると思ひます。先ほど申し上げましたように、当方としてはドアをノックすればドアはあきますよということをいわば産業界に対して申し上げたのでございます。申し上げてからわずか数カ月でございますから、まだ今日までドアのノックの音は聞こえてまいっておりません。したがって、そういう状態のままで仮に業界の自主的な行動のみによつて本当に日本経済がこの状態から脱出できるかどうかという実態認識の問題につきましては、これは通産御当局と同

じように、私はそれだけでは不十分ではないか、そういう感じを持っておりますだけに、最終的にはこの法案に賛成をいたしたのでございます。それからもう一つの問題は、さつき通産省の産業政策局長がちょっとお触れになった問題でございますが、独占禁止法の二十四条の三の不況要件はやや要件として限定をされております。正確に申しますと市場価格が平均生産費を下回っている場合についてのみカルテルが許可になるわけでございます。したがって、設備廃棄というふうな行為はかなり長期間の時間を要すると思ひます。その間に何らかの事情によりまして需給に変動があつて、仮に一時的に市場価格が平均生産費を上回るといふ状態になりました場合に、独占禁止法の規定ではいささか問題が生ずるわけでございます。

そういう法政上の観点から、今回の法律案によります指示カルテルであります。その点の生産費と市価とのつり合いという問題の要件が解消いたしておりますので、そういう点から申しまして、法の運用が長期にわたります場合にはその方がベターではないか。この二つの点から新しい法案に賛成をいたしたのでございます。

○森下昭司君 これはまた、私、矛盾してゐると思ひます。公正取引委員会がいわゆる国民の生活を守つたり、あるいは競争制限行為を廃止をする、認めないという立場に立ちますときに、平均生産費を上回つた市場価格が出てきた場合に、不況カルテルを認めないというのは当然であります。いまお話の後段で、この法律案によりまして、いわゆる市場価格が平均生産費を上回つてもカルテルそのものを認めていくんだという考え方は、公正取引委員会の持つ使命からいまして、私は、矛盾してゐるのではないかと、かように実は思ふわけであります。

そういたしますと、一体二十四条の三に規定するあなの方の解釈による設備の制限という問題と、この法律に基づく設備のいわゆる廃棄を含む制限問題、大きく言えば、という問題とは、公正

取引委員会の立場から見れば二つの解釈が成り立つ。一つは純公正取引委員会の立場、一つは産業政策と対等だと言いながらあなたの方が最も恐れている産業政策のしもべに立つような考え方で、いわゆる設備制限というものを考えていくというように理解の仕方しかできないじゃないんですか。そういう理解をしないと、この中における指示カルテルに同意を与える公正取引委員会の姿勢というものを、この点についてもう少し重ねて考え方を示していただきたいと思います。

○政府委員(橋口收君) これは主務官庁から協議がございまして、基本的な考え方です。いうふうな応ずるかという問題であらうと思ひます。したがって、いま私が申し上げましたような事態、つまり将来市価が生産費を上回るような状態になるような範囲まで設備を廃棄するということをご容認するかという問題であらうと思ひます。もちろん遠い将来のことについての的確な展望というものは、これは困難でございますけれども、現在得られる限りの資料なり材料というものを基きまして判断をするわけでございしますから、もっと具体的に申しますと、だれが見ても妥当と思われる範囲、つまりだれが見ても過剰と認められる範囲についてのみ同意を与える、こういう基本的な考え方をとるべきであるというふうに思っております。

もつと申しますと、絶対的過剰分と申しますか、絶対的という言葉が適当かどうかわかりませんが、現状においてだれが見ても過剰と認められる部分についてのみ、同意を与えるというのが公正取引委員会の基本的な立場であります。

○森下昭司君 そういたしますと、法律は五年という一つの時限を限っているわけでありまして、一応最初に同意をいたしますと、今後のその業界の見通しにかかわらず、いわゆるその業界は、市場価格が生産費を上回った、いわば産業界の立場からいけば、健全な状況、状態に戻るといふことに実はなるわけでありまして、私は、やはりそう

いう産業界の立ち直りに対しまして、言うならば公正取引委員会が手をかけた、結果論からいけば、そういうような問題もなるのではないかと。それは委員長自身がその産業自体の立ち直りのために設備の廃棄をどう認めていくのか、具体的にどの程度認めれば生産費を上回る市場価格を回復することができるとか、それは判断だということになるわけでありまして、その判断は非常に私はずかし問題になるのではないだろうか。なぜならば、安定基本計画という審議会の場で議論がされ、その審議会の場が出されたものを公正取引委員会の立場で判断する場合に、果たして妥当な申し渡りか、正しいと申しますか、いう判断をなし得ることができるとか、若干の私疑問を感じざるを得ないのであります。

たとえば、具体的に一つお尋ねしたいんです。アルミニウム精錬業ですね、これはただ単に設備を廃棄しただけでは問題は解決しないと思ひます。こういう問題は安定基本計画でどういふように基本計画が出てくるかということが一つの前提にはなりません。前提にはなりますが、この法律案をもとにいたしました場合に、設備を廃棄するということが前提でありまして、これは生産を幾ら局限して数量制限をいたしましても、コストが高いくから、たとえば輸入制限をして外国からの地金の輸入を制限するとかいふような並行的な政策がとられない限り、幾ら設備を廃棄したって市場価格は生産費以上にならないんです。ですから、安定基本計画の内容にかないますというけれども、この法律案の趣旨を前提とした場合に、こういふ具体的なアルミニウム精錬業に対して公正取引委員会どうお考えですか。

○政府委員(橋口收君) この法律案の規定の第二条一項の第五号によりまして、設備の廃棄といふのは長期の格納または休止まで含んでおるのでございまして、常に廃棄をしなければならぬというところではございせん。つまり、生産力を回復し得る余地を残しておるわけでございしますから、したがって、アルミニウム精錬業についてお尋

ねがございましたが、具体的な問題についていまして、こゝでお答えするのは適当でないと思ひますが、設備の廃棄であるか、休止であるか、格納であるか、そういう設備の制限の態様の問題もあらうと思ひます。それからさらに、現在の判断におきましては、将来まで設備が不足することはないだろうという、いわば絶対的過剰部分について同意を与えまして後におきまして、何らかの事情によりまして需要が急増するということもこれはあり得るわけでございしますから、そういう場合におきましては、法律の第十二条に規定が置かれておりまして、これは公正取引委員会が指示カルテルを出しました後において、第六条の適正要件と申しますか、消極要件と申しますか、そういう状態に該当しなくなった場合、つまり指示カルテルを出したときの条件が変わった場合には、その指示カルテルの内容の変更あるいは取り消しを求めることとして、これがいわゆる措置請求権というものでございします。

したがって、先ほど申し上げましたように、現状において人間の限りを尽くして判断をいたしますが、人間のしわざでございしますから、絶対に間違いないということはないわけでございまして、もし条件が変わりました場合には、公正取引委員会の立場において主務大臣に対して措置請求をするわけでございしますから、途中における事情の変更につきましても対処し得る、こういう考え方を持っておりますのでございします。

○森下昭司君 そのことをちよつと申しておきますが、廃棄したものはいくら取り消しを求めたって返ってくるわけじゃないんですよ。最初委員長が、どれだけ設備を――仮に廃棄の場合ですとね、あるいは格納にするか、休止にするか別にして、どれだけ格納にし、休止にし、どれだけ廃棄すれば、いわゆる市場価格が生産費を上回るかという判断の問題だというお話があったんです。適合しなくなった場合に、幾ら取り消しを求めたって廃棄されたものはもう返ってこないんですよ、なくな

ちやっていますから。幾ら回復権があるとか何とか言つたって、できない。とすると、公正取引委員会が、設備の制限という問題は、格納かいわゆる休止かという従来の二十四条の三の範囲しか出ないという結果にもなりかねないという点だけはちよつと指摘しておきたいと思ひるのであります。

私はアルミニウム精錬業問題は、これは通産省の方に聞いた方がいいと思ひますが、簡単に申し上げておきますが、設備を格納しようが、休止しようが――廃棄でなくてもいいですよ、休止しようが、格納しようが、これはもう生産費が市場価格を上回らざるを得ないような仕組みになっているんです。何かの機会に需要が急増するだろうというお話がありますが、それはそういったことあるかもしれません、その場合でも、言うならば数量制限によつていわゆる価格が上がるか、あるいは物をくり過ぎて価格が下がっているという面だけではなくって、言うならばコスト高が大きな原因になっていることだけは指摘せざるを得ないわけでありまして。

さらに私、公正取引委員会関係について質問を継続させていただきますと思ひますが、そこで、このいわゆる私自身は過去の不況カルテル等の実施のパターンと申しますか、そういったものをながめてまいりますと、たとえ不況による過剰能力の発生が出来ますと、当然採算割れをする、不況カルテルの適用をする、価格が回復をする、生産能力の近代化と拡大が行われる、再び過剰能力化という現象が起きます、こういう悪循環を従来は繰り返したことが実情ではなかったかと思ひます。したがって、もうカルテルが認められなくなつた今日、初めて本格的に過剰能力の整理に立ち上がったと、この法律案をもつて立ち上がったといふふうに私は理解をいたしている一人でありまして、この不況時にカルテルを直ちに安易に適用したところの問題点が一つあるのではないかと申すわけであります。

最近も産業界や実業界の人は、こういうような

ときだからこそ昔のように不況カルテルの実施について独占禁止法の運用の緩和を図るべきであるというような意見が非常に強い、また公正取引委員会委員長自身も本年の二月八日の記者会見でありますとか、先ほど申し上げた十一月段階における経団連の首脳会議等の場におきましてとか、あるいは先ほど通産省の局長が言われましたように、不況カルテルの弾力的運用を図るといふ点を強調されておりますが、私は従来のパターンからまいりまして、不況時に不況カルテルを安易に認めたところに、先ほど申したパターンによって今日の過剰能力というものが出てきたというふう

に考えているわけでありまして、むしろこういうときにこそいわゆる独占禁止法の運用というものはこれは強化をしていくことの方が妥当性を帯びるのではないだろうかというふうに思うのであります。不況カルテルの問題等について先ほどこの場で弾力的運用を図るといふ通産省側の御発言もございましたので、その点についての公正取引委員会委員長のひとつ御見解をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋口収君) 産業の行います共同行為、カルテルにつきましては各国ともいろいろな考え方を持っておるのでございまして、先生御承知かと思ひますが、アメリカはカルテルにつきましては大変厳しい態度をとっております。西独はアメリカに次いで厳しい態度でございまして、一番緩やかな態度をとっておりますのがイギリス、オランダでございまして、つまりアメリカは原則として共同行為は禁止をします、こういう考え方でございますし、イギリスは原則として弊害があれば規制をします、こういう考え方でございます。日本の法制はそのちょうど中間にあるわけでございます。一定の不況要件があります場合には共同行為を認めると、こういう制度をとっておりますのでございまして、先ほど申し上げましたように、不況カルテルという制度につきましてはいろいろな御意見がございまして、いろいろな議論がございまして、しかしながら、われわれといたしましては独占禁

止法を適正に施行する立場でございますから、二十四条の三の法律を不胎化するということはこれは適当でないというふうに思うわけでございまして、したがひまして要件に該当いたしますものにつきましては従来から不況カルテルという認可をいたしてきただけでございます。その考え方は今後とも変わっておりません。

それからただ、お話の中にございましたように、不況カルテルの運用を弾力化するか弾力的運用というふうなことがございまして、たゞとえば設備の共同廃棄を不況カルテルの対象にするという考え方は、これは見方によつては独占禁止法の弾力的運用ということでございますけれども、私どもは必ずしもそういうふうには考えておらないのでございまして、独占禁止法の厳正な適用領域の拡大というふうな考えておるわけでありまして、そういう点から申しまして、昨年改正されました独占禁止法の強化の路線に沿うものだというふうな考えておるわけでございまして、いまお話がございましたような世界的な大勢、ことに昨年日本におきまして三十年ぶりに画期的な改正独占禁

法が施行された、こういう事実が十分踏まえて対処いたしておるつもりでございます。○森下昭司君 ここにことしの四月十三日、東京商工会議所第二百五十九回常任委員会決議というのがございます。その中にも、「設備廃棄を進めるに当たり、生産調整等が必要とされる場合には、不況カルテルの認可等を弾力的に行ふこと」という「構造不況産業対策に関する要望」というものが決議をされておるわけでありまして、こういうふうにいふ厳正な執行の拡大だといふふうに委員長お考えになります。世上では弾力的運用という言葉になつてあらわれている。このこと自体が公正取引委員会の基本的姿勢にいわゆる批判が行われる場合もあるのではないだろうかといふふうに思ふわけでありまして、きょうは予定をいたしておりました時間が来てしまひまして、なお細かい点についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、その点はひとつ次回に譲りまして、質問終わりたい

と思ひます。

○委員長(橋正俊君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業の景気回復等に関する請願(第四〇〇三号)(第四〇〇四号)(第四〇〇五号)(第四〇〇六号)
一、金属鋳造危機打開のための緊急施策に関する請願(第四一六九号)(第四一七三三号)

第四〇〇三三三 昭和五十三年三月三十一日受理
中小企業の景気回復等に関する請願
請願者 大阪市旭区千林一ノ四ノ一七 中井一夫外四千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君
一、公共投資を中小企業の需要に直結する生活基盤優先に組み替へること。

二、大幅減税と社会保障の拡充、全国一律最賃制で国民購買力を高めること。

三、石油・電力・LPGなどの円高による差益分を値下げさせること。

四、原材料の国内価格を引き下げ、海外ダンピングをやめさせること。

五、逆輸入と、大資本の海外進出(海外下請づくり)を民主的な審議会を設け、規制すること。

六、中小企業の借入金的大幅な返済猶予と金利負担の思い切つた軽減措置を講ずること。

七、下請への長期発注計画の明示と、物価・賃金に依じた単価改定を義務づけること。

八、都道府県知事に下請代金支払遅延等防止法に基づく立入調査権と指導権限を与えること。

九、運送業にも下請関係法を適用すること。

十、「離職者法」の適用を全中小企業に拡大すること。

使用者責任を親企業にも負わせること。

理由 不況と円高の二重の打撃を受けて、国民の七割が働く中小企業はいま深刻な危機に直面している。今日の中小企業はもはや労使の企業内努力だけでは生き残ることができないところまで来ており、政府の抜本的な施策が緊要となつてゐる。

第四〇〇四四 昭和五十三年三月三十一日受理
中小企業の景気回復等に関する請願
請願者 大阪府岸和田市荒木町三六〇 根来安雄外四千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四〇〇三三三と同じである。

第四〇〇五五 昭和五十三年三月三十一日受理
中小企業の景気回復等に関する請願
請願者 大阪府高槻市上田辺町三ノ一〇 西原充外四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第四〇〇三三三と同じである。

第四〇〇六六 昭和五十三年三月三十一日受理
中小企業の景気回復等に関する請願
請願者 大阪市淀川区木川西二ノ六ノ一四 中川忠雄外四千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四〇〇三三三と同じである。

第四一六九九 昭和五十三年四月三日受理
金属鋳造危機打開のための緊急施策に関する請願
請願者 新潟市有楽三ノ七ノ九 豊島勤外九十二名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第五一一号と同じである。

第四二七三三 昭和五十三年四月五日受理
金属鋳造危機打開のための緊急施策に関する請願
請願者 埼玉県浦川市下日出谷九四三ノ一

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第五一一号と同じである。

第四二七三三 昭和五十三年四月五日受理
金属鋳造危機打開のための緊急施策に関する請願
請願者 埼玉県浦川市下日出谷九四三ノ一

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第五一一号と同じである。

第四二七三三 昭和五十三年四月五日受理
金属鋳造危機打開のための緊急施策に関する請願
請願者 埼玉県浦川市下日出谷九四三ノ一

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五十一号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 特定鉱業権(第四条—第三十八条)
第三章 損害の賠償(第三十九条—第四十一条)
第四章 雑則(第四十二条—第五十条)
第五章 罰則(第五十一条—第五十五条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定(以下「協定」という。)の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス(これらに付随して掘採される鉱物を含む。)をいう。

2 この法律において「共同開発区域」とは、協定

第二条第一項に規定する大陸棚の区域をいう。

3 この法律において「特定鉱業権」とは、共同開発区域内の登録を受けた一定の区域(以下「共同開発鉱区」という。)において、共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と共同して、天然資源の探査(ボーリングにより探査をすること及び探査を目的として地震探査法その他の方法により地質構造の調査をすること)をいう。以下同じ。又は探掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいう。

4 この法律において「大韓民国開発権者」とは、大韓民国の法令に基づき、共同開発区域内の一定の区域において、天然資源の探査又は探掘をし、及び掘採された天然資源を取得することを認可された者をいう。

(行為の効力の承継)
第三条 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第十二条の許可の申請をした者(同条の許可を受けた者を含む。以下「申請人」という。)、特定鉱業権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 特定鉱業権
(特定鉱業権の種類)
第四条 特定鉱業権は、探査権及び探掘権とする。

(特定鉱業権による探査及び探掘の禁止)
第五条 特定鉱業権による探査及び探掘は、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

2 探掘権による探掘をしなければ、共同開発区域において天然資源の探掘をしてはならない。

(特定鉱業権の性質)
第六条 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。

第七条 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、探掘権は、抵当権の目的となることができない。

(共同開発鉱区の境界)

第八条 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

(特定鉱業権者の資格)
第九条 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)
第十条 探査権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される探査権を除く。)の存続期間は、設定の日から八年とする。

2 探掘権(第十六条第一項に規定する場合に新たに設定される探掘権を除く。)の存続期間は、設定の日から三十年とする。

3 前項の探掘権の存続期間は、その共同開発鉱区における天然資源の探掘を継続して行うため必要があると認められるときは、その満了の際、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することができる。

4 第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。

5 第三項の規定は、第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される探掘権の存続期間の延長に準用する。

第十二条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請があつたときは、探掘権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その探掘権は、存続するものとみなす。

した者(二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請人の名義の変更)
第十四条 申請人の名義は、相続その他の一般承継及び共同申請人の脱退の場合を除き、変更することができない。

2 探査権者が探査権の存続期間中にその共同開発鉱区についてした探掘権の設定に係る第十二条の許可の申請(以下「探掘権」という。)に係る申請人の名義は、当該探査権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)があつたときは、その移転の時に、その移転を受けた者に変更されたものとみなす。

第十五条 共同申請人の脱退(死亡によるものを除く。)による申請人の名義の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

2 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退により申請人の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

しなければならぬ。

2 通商産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

(欠格条項)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、第十二条の許可を受けることができない。

一 この法律又は第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、に第一号又は前号に該当する者があるもの(許可の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十二条の許可の申請(採掘権を除く。)が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定により告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前にされたものでないこと。

三 その許可をすることによつて第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

四 大韓民国開発権者と共同して行う天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附属する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

ること。

2 通商産業大臣は、採掘権が次の各号(第二十六条の規定による命令に係る採掘権にあつては、第二号)に適合していると認めるときでなければ、第十二条の許可をしてはならない。

一 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき

二 申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前号に掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上あるとき

四 申請の日が最先である申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日が最先である申請をした者

(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可(第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び採掘権に係る同条の許可を除く。)次条及び第三十二条第四項において同じ。)を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する者の申請により、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十一条第一項の認可の申請をすることができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。

(許可の失効)

第二十條 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の処分を受けたとき。

(共同開発事業契約)

第二十一条 特定鉱業権者(第十九条第一項に規定する者を含む。)が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約(以下「共同開発事業契約」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。)の指定に関する事項

三 漁業との調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項第三号に掲げる事項に関し、農林大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認可の申請の日から二月以内に認可

又は不認可の処分がないときは、同項の認可があつたものとみなす。

第二十二條 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

2 大韓民国開発権者の協定第十条第一項に規定する権利(以下「大韓民国開発権」という。)の移転があつたときは、当該特定鉱業権者がその移転の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

3 第十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権者の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、新たな特定鉱業権者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

4 大韓民国開発権が消滅した場合において、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者の消滅の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権

の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開採権の消滅の時に当該大韓民国開採権者であつた者と締結していた共同開採事業契約を、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開採権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開採事業契約とみなす。

(特定鉱業権の共有)

第二十三条 特定鉱業権を共有する者(以下「特定鉱業権共有者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、特定鉱業権共有者を代表する。

5 特定鉱業権共有者は、組合契約をしたものとみなす。

(特定鉱業権の移転)

第二十四条 特定鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号(当該共同開採権に係る大韓民国開採権者が存在しないときは、第一号から第三号まで)に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 共同開採事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 共同開採事業契約に基づく権利義務を承継すること。

四 共同開採権に係る大韓民国開採権者の同意があること。

(共同開採権の減少)

第二十五条 共同開採権の減少は、次の各号(共同開採権に係る大韓民国開採権者が存在しないときは、第一号)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少する一部の部分の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開採権に係る大韓民国開採権者の同意があること。

2 探査権者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探査権の設定の登録の日(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。)から三年を経過する日。探査権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探査権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探査権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

る日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開採権の当初面積の百分の二十に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開採権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開採権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権の設定の登録の日(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積(探掘権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探掘権に係る当初の探掘権の設定の登録の日における共同開採権の面積。以下この項において「共同開採権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

の日から二年を経過したとき、又はその共同開採権に係る大韓民国開採権者が存在しないときは、この限りでない。

(特定鉱業権の取消し)

第二十八条 通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の各号の一に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。

一 第二十一条第一項の認可を受けた共同開採事業契約によらないで共同開採事業を行つたとき。

二 第二十五条第二項又は第三項の規定に違反して共同開採権の減少をしないとき。

三 第二十六条の規定による命令に従わないとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。

2 通商産業大臣は、錯誤により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならない。

(探掘権の取消しと抵当権)

第二十九条 通商産業大臣は、探掘権の取消しによる消滅の登録をしたときは、直ちに、その旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、探掘権の競売の申立てをすることができる。ただし、前条第二項の規定による探掘権の取消しの場合には、この限りでない。

3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4 競売を許す決定が確定したときは、採掘権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。

5 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)
第三十条 前条の規定は、通商産業大臣が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(特定鉱業権の消滅)
第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九條の規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八條の期間内に相続人である権利を主張する者がなくときは、消滅する。

2 採掘権に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該採掘権は、消滅する。
(登録)
第三十二条 次に掲げる事項は、特定鉱業簿に登録する。

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分制限並びに共同開発鉱区の減少
二 特定鉱業権共有者の脱退
三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限
2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項は、相続その他一般承継、死亡による特定鉱業権共有者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅、前条第一項若しくは第二項の規定による特定鉱業権の消滅又は存続期間の満了による特定鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

4 第十二條の許可に係る特定鉱業権の設定の登録は、許可を受けた者が共同開発事業契約について第二十一条第一項の認可を受けた後でなければ、することができない。

5 前各号に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業実施義務)
第三十三条 特定鉱業権者は、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業に着手しなければならない。

2 通商産業大臣は、特定鉱業権者の申請により、やむを得ない理由により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

3 特定鉱業権者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない理由により引き続き六月以上事業を休止する場合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(坑井掘さく義務)
第三十四条 探査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、通商産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

一 探査権の設定の登録の日から三年間
二 前号の期間の満了の日の翌日から三年間
三 前号の期間の満了の日の翌日から二年間
2 前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区面積及びその上部水域の水深、前項第二号又は第三号の期間開始前に共同開発鉱区において掘さくされた坑井の数のその他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

3 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該探査権者が掘さくしたものとみなす。
(施業案)

第三十五条 操業管理者たる特定鉱業権者(第三十七條第一項前段の認可を受けた大韓民国開発権者を含む。以下同じ。)は、事業に着手する前に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 操業管理者たる特定鉱業権者は、前項の認可を受けた施業案によるものでなければ、事業を行つてはならない。

(指定区域における採掘等の制限)
第三十六条 操業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するものをいう。以下同じ。)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、当該魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。
4 指定区域の指定は、その区域を告示することにより行う。

(特定鉱業権消滅時の特例)
第三十七条 特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その消滅の時に操業管理者でなかつた当該大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区の区域において天然資源の探査又は採掘を行おうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。特定鉱業権の消滅の時に操業管理者であつた当該大韓民国開発権者についても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項前段の認可を受けた大韓民国開発権者が次の各号の一に該当するときは、同項前段の認可を取り消すことができる。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

二 前条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

三 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わなかつたとき。

(共同採掘契約)
第三十八条 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域の境界線にまたがって存在すると認められる場合には、その油層が存在する共同開発区域の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区若しくは租鉱区(石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に限る。)の鉱業権者若しくは租鉱権者又は大韓民国の法令に基づきその油層が存在する区域において天然資源の採掘をすることを認可された者と協議し、共同して当該天然資源の採掘をするため必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項その他通商産業省令で定める事項に関する契約(以下「共同採掘契約」という。)を締結するように努めなければならない。

2 油層が共同開発区域の境界線にまたがって存在すると認められる場合(前項に規定する場合を除く。)には、その油層が存在する二以上の共同開発区域の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、相互に協議し、共同採掘契約を締結するように努めなければならない。

3 共同採掘契約は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

4 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第二十三条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に適合していることその他共同採掘契約に定める事項が当該天然資源の採掘の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同採掘契約について協定第二十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられていること。

第三章 損害の賠償

第三十九条 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によつて、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人その他これらの国に住所又は居所を有する者に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該共同開発区域の特定鉱業権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発区域の特定鉱業権者)及び当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者損害の発生の際に大韓民国開発権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者が、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五条第一項に規定する場合における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によつて与えた損害については、その天然資源の探査又は採掘を行つた特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害の発生後に特定鉱業権又は大韓民国開発権を譲り渡したときは、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開発権を譲り受けた者は、同項の規定

により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

3 前二項の規定による賠償については、特定鉱業権共有者又は大韓民国開発権を共有する者の義務は、連帯とする。

4 第二項に規定する場合において、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開発権を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者に対し、償還を請求することができる。

5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百一十一條、第百一十三條、第百一十四條第一項、第百一十五條第一項及び第百一十六條の規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流による損害の賠償に準用する。

(裁判管轄)
第四十条 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判所所在地の裁判所に提起することができる。

(和解の仲介)
第四十一条 鉱業法第二百二十二條から第二百二十五條までの規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償に関する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第二百二十二條、第二百二十三條第一項及び第二百二十四條第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 雑則
(手数料)
第四十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請をする者

二 第十二條の許可の申請をする者
三 第十五條第一項又は第二項の規定による届出をする者

四 第二十一條第一項の認可の申請をする者
五 第二十四條第一項の認可の申請をする者
六 第三十八條第三項の認可の申請をする者
(報告及び検査)

第四十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事業所若しくは事務所へ立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)
第四十四條 通商産業大臣は、第十二條の許可の申請の書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われなるときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)
第四十五條 通商産業大臣は、第二十八條第一項第一号から第七号までの規定による特定鉱業権の取消し又は第三十七條第二項第一号若しくは第二号の規定による認可の取消しをしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害

関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十六條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱業法の適用除外)
第四十七條 共同開発区域における天然資源の探査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

(鉱山保安法の適用)
第四十八條 操業管理者たる特定鉱業権者に関する鉱山保安法の規定の適用については、同法の規定(第二條第一項、第七條、第二十三條、第三十一條の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業権者」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項に規定する操業管理者たる特定鉱業権者」と、同法第九條の二第二項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十二條第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三條(同法第八十七條において準用する場合を含む。)」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項」と、同法第二十二條第二項中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四條の二第二項及び第二十五條第一項中「命ずることができる」とあるのは「命ずることができる」と、この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十五條の二第二項中「鉱区外又は租界区外」とあるのは「共同開発鉱区外(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三

十七の二 特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）	
(一) 探査権の設定の登録	共同開発鉱区の面積 十万平方メートルにつき三百円 一個につき十二万円
(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数の数
(三) 探査権の移転の登録	共同開発鉱区的面積 十万平方メートルにつき三十円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区的面積 十万平方メートルにつき百五十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の数 一個につき六万円
(四) 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区的面積 十万平方メートルにつき一千四百円
(五) 探掘権の設定の登録	共同開発鉱区的面積 十万平方メートルにつき一千四百円

(六) 採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方米メートルにつき二百四十円
(七) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十四万円
(八) 採掘権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の数 共同開発鉱区の数 共同開発鉱区の数 共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき二百四十円 十万平方米メートルにつき二百四十円 十万平方米メートルにつき二百四十円 一個につき六万円
(九) 放棄による採掘権の消滅の登録	数	千分の四
(十) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分制限の登録	債権金額又は極度金額	一個につき十二万円
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき六十円
(十二) 抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の数 共同開発鉱区の数 共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき六十円 十万平方米メートルにつき六十円 一件につき二万円
(十三) 抵当権の順位の変更の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき六十円
(十四) 信託の登録	共同開発鉱区の数	一個につき九万円
(十五) 特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(十四)までの登録に該当するものを除く。）	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
(十七) 登録の抹消	共同開発鉱区の数	一個につき二万円

昭和五十三年五月十七日印刷

昭和五十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局